

平成 2 8 年 第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成 2 8 年 6 月 2 1 日
- ・ 開 会 平成 2 8 年 6 月 2 1 日
- ・ 閉 会 平成 2 8 年 6 月 2 2 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	9 番	欠	員		
4 番	沢	出	好	雄	10 番	後	藤	幸	太 郎
5 番	品	田	好	博	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課長
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		地域振興課長
住民課長		住民福祉課長
福祉課長		総務課主査
福祉課参事		
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		生涯学習課参事
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成28年第2回大空町議会定例会議事日程

第1号 平成28年6月21日（火） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	相馬隆
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
総合支所長	菊地教男	産業課参事	中村直樹
会計管理者	丹治健	建設課長	佐薙幸史
総務課長	藤田勉	建設課参事	高島清和
総務課参事	林敏美	地域振興課長	伊藤裕幸
住民課長	山本勝栄	住民福祉課長	平田義和
福祉課長	南部猛	総務課主査	土田康裕
福祉課参事	松川一正		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛
生涯学習課参事	福田和義		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷裕幸
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻明弘
主査	石川大樹

以上のとおり報告する。

平成28年 6 月 21 日

大空町議会議長 近藤 哲 雄

諸 般 の 報 告

《平成28年5月25日～6月21日》

- 5月25日 オホーツク圏活性化期成会定期総会（北見市）
- 28日 東藻琴中学校運動会
- 30日～31日 平成28年度町村議会議長・副議長研修会（東京都）
- 6月 5日 平成28年女満別消防演習
- 6日～ 7日 札幌地区女満別会「第37回総会」（札幌市）
- 8日 第4回総務厚生常任委員会
第4回産業建設文教常任委員会
第4回総務厚生・第4回産業建設文教合同常任委員会
- 9日～10日 第67回北海道町村議会議長会定期総会（札幌市）
- 15日 第3回議会運営委員会
- 18日 東藻琴幼稚園・保育園運動会
- 21日 平成28年第2回定例会

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会・開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成 28 年第 2 回大空町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、3 番、
原本哲己議員及び 4 番 沢田好雄議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第 2 議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、
これを許します。

議会運営委員会委員長 松岡克美議員。

◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を御報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る 6 月 15 日に議会運営委員会を開き、本日開
会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が 4 名、町長から提出されております案件が 19 件で
あります。

その内訳は、工事請負契約等の締結が 7 件、組合規約の変更 2 件、条例関係議案
が 5 件、補正予算 5 件であります。

議会提出議案も予定をされております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本
定例会の会期は、本日 6 月 21 日に開会して 6 月 22 日までの 2 日間とすることが
妥当であると全会一致で判断いたしました。

その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

◇議 長 日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から6月22日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月22日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は11名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、一覧表として配付しているところしております。

なお職務の都合により一部異動がある場合があることを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているところあります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、ご了承願います。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4 行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 おはようございます。

平成28年第2回大空町定例議会に当たり、行政報告を行います。

3月22日、大空町企業誘致委員会を開催いたしました。

昨年参加をいたしました自治体共催ビジネスセミナーの結果について報告をさせていただきました。あわせまして、企業振興促進条例の適用期間の延長について御報告をいたしました。さらに宿泊施設の増設に係る指定申請について、協議を願っ

たところでございます。

3月23日、空港運営民間委託に関する北海道知事との意見交換に札幌に出たところでございます。女満別空港を含む道内各空港の一体的民間委託を実現する協議を進めていただきたい旨、知事に要請をしたところでございます。

同日、戻りまして、網走地域自治体病院等広域化連携構想検討会議に出席をいたしました。3年間の行動計画は終了いたしましたけれども、病院自治体関係者等の意見交換をしていく場が必要という観点から、この会議を継続することを決定したところでございます。

3月24日、大空町農業再生協議会水田部会を開催をいたしました。平成28年産主食用米の配分方針を決定し、産地交付金と水田フル活用ビジョンの見直しについてお諮りをしたところでございます。

3月25日は、大空町民自治推進委員会を開催をいたしました。自治基本条例の見直しについて諮問を行ったところでございます。今後、審議が進められる予定となっております。

同日、大空町総合教育会議を開催をいたしました。大空町における教育大綱を決定すると同時に、平成28年度の教育委員会所管の事業の概要説明をし、意見交換を行ったところでございます。

4月に入りまして4月19日から4月23日は、札幌に出張いたしまして、各種会議懇談会等に出席参加をいたしましたところでございます。北海道道路整備促進協会通常総会、北海道治水砂防海岸事業促進同盟通常総会、北海道災害復旧促進協会通常総会が連続して行われました。いずれも平成27年度の事業報告、決算、平成28年度の事業計画、予算を決定したところでございます。

この機会にあわせて、北海道、北海道開発局から平成28年度事業の概要の説明をいただいたところでございます。

なお、災害復旧促進協会につきましては、防災協会へと改称するということが決議されたところでございます。

4月21日は、北海道町村立高等学校自治体連絡協議会に出席をいたしました。施設改修に係る道補助制度の創設を要望していくことを確認したところでございます。私からは、本町における高等学校の検討状況について、説明をさせていただきました。

同日、道内空港の民営化に関する北海道知事と関係市町村との意見交換会にも出席をいたしました。道内空港所在市町村長が招集をされまして、民間委託を今後希望する地域と国、北海道との協議の場が設定されることの説明があったところでございます。

同日は、北海道電子自治体共同運営協議会定時総会にも出席をいたしました。平成27年度事業報告、決算、平成28年度事業計画、予算を決定すると同時に、こ

の場を借りて北海道から情報セキュリティ対策について、情報提供いただいたところでございます。

同日、北海道酪農振興町村長会議総会にも出席をいたしました。T P P 対策の継続の必要性を国に要請していくことを確認したところでございます。あわせて、スマート農業の推進を図ることを決議したところでございます。

北海道町村会定期総会にも出席をいたしました。地方創生防災医療確保、農林水産業振興、地域交通の確保、教育の充実などの活動方針を決定したところでございます。

4月23日は、札幌大空町東藻琴会ふるさとの集いに出席をいたしました。46名の出席があったところでございます。会長であります小島前東藻琴村長とは、高校のあり方について意見交換をさせていただく機会をいただきました。

4月25日、大空町交通安全社会を明るくする運動実行委員会を開催をいたしました。本年は、女満別地区において、7月1日に大会を実施することを決定し、標語の募集要領などを決めたところでございます。

同時に、その会議の後、大空町交通安全防犯推進委員会総会を開催をいたしました。平成28年度の取り組み内容を決定し、各団体に協力を願ったところでございます。今年度の事業といたしまして、防犯対策の観点から、防犯カメラの設置を昨年度に引き続き行うことといたしたところでございます。

4月28日は、オホーツク町村会臨時総会が網走市で開催をされました。平成28年度の職員採用試験の実施方針を決定いたしました。また、この機会にJ R北海道に係る地域交通のあり方について、それぞれ意見交換をしたところでございます。

同日、その会議の後、北海道国民健康保険団体連合会オホーツク地方支部定期総会も開催をされております。平成27年度事業の報告と決算、28年度事業計画、予算を決定いたしましたところであります。

5月11日には、大空町農業再生協議会通常総会を開催をいたしました。平成27年度事業の報告や決算、28年度の事業計画予算を決定をいたしました。この機会に広域穀類乾燥調製貯蔵施設の整備計画について、説明をさせていただいたところでございます。

5月12日は、大空町国民健康保険運営協議会を開催をいたしました。今回の中では、一部限度額を引き上げる一方、一部の税率を引き下げ、低所得者層の負担を軽減する内容の御答申をいただいたところでございます。この答申の内容に沿いまして、本定例会に提案をさせていただいているところでございます。

5月19日、道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会が東京で行われましたけれども、出席をいたしました。平成27年度の事業報告決算、28年度の事業計画予算を決定し、役員改選も行ったところでございます。熊本地震で被災を受けられました熊本県の町村長から、道路の復旧の必要性を説く、意見発表が行われたと

ころでございます。あわせてこの機会をとらえまして、北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会緊急要望を行ったところであります。国土交通省 森道路局長に対し、2020年のオリンピック、パラリンピックまでに北見、美幌間の整備を要請したところでございます。

5月25日は、オホーツク圏活性化期成会役員会及び定期総会が北見市で開催されました。平成27年度の事業報告決算、28年度の予算事業計画を決定し、中央要請の日程を確認したところでございます。役員会の中では、やはりJR北海道に係る対応などについて協議を行ったところでございます。オホーツク地域づくり連携会議が、この後、行われました。新たな北海道総合開発計画の説明がございました。

また、JR北海道に係る対応については、北海道としての対応を求める声が上がったところでございます。

さらに、この会議の後、女満別空港整備利用促進協議会総会を開催をしております。平成27年度の事業内容などについて、説明を申し上げ、さらに28年度の事業計画について御理解をいただいたところであります。

さらにこの機会に、女満別空港の民間委託については、運営権方式によるものを目指していくことを確認したところでございます。

6月2日、3町農業推進協議会総会が美幌町で行われました。普及センターがJA単位となったため、この年度からは、美幌町、津別町、大空町女満別を区域ということになりました。さらに普及センターから、その3町でのそれぞれの事業の取り組み内容について報告があったところでございます。

同日、今度は町内におきまして、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催をいたしまして、平成27年度の決算の認定を行いました。さらに、平成28年度補正予算についても、決定をいただいたところでございます。

また、この機会をとらえまして、古梅ダムの補修計画などについて資料を提出し説明をしたところでございます。

6月6日は、札幌地区女満別会に出席参加をいたしました。24名の出席でございました。この総会に当たりまして、来年、平成29年度の総会をもって、会の解散を決定されたということでございます。

6月8日、大空町家畜伝染病防疫対策協議会総会を開催をいたしました。現在、町内ではヨーネ病の発生はあるものの、その他の伝染病の発生はございません。そんな中、平成28年度の予防接種の取り組みなどについて説明をいたしたところでございます。

6月10日は、大空町青少年問題協議会を開催をいたしました。町内における青少年の問題行動や不登校の状況などについて、御説明をいたしたところでございます。

また、NTTドコモから講師を招き、スマートフォン携帯電話の安全教室と題した講話をいただいたところでございます。

以上、関係分について行政報告といたします。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

暑い方は上着を脱いで結構です。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5 一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

1 番 上地史隆議員。

◇上地議員 皆様おはようございます。

前回の臨時議会では、熊本県と友好町である氷川町に義援金を送らせていただきましたが、熊本地震の発生から2カ月になりますが、いまだに余震が続いており、被災地の方は、以前大きな不安に覆われていると思います。一刻も早く安心な生活が取り戻せるよう、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは通告に従い、6月定例会の質問に移らせていただきますが、ほかの方と重複するところがありましたら、お許しいただきたいと思います。

それではまず一つ目の質問ですが、地震の対策について、熊本県を中心に相次ぐ地震を受け、全国の自治体が災害時の対応強化に乗り出しました。政府は、熊本地震対策の補正予算の成立を優先してきたため、災害対策基本法に基づく国の防災基本計画へ教訓を反映するのはこれからであり、防災対策を実際に担う自治体は、国の指示を待たず独自に動き始めております。

熊本地震は、震度7の強い揺れが立て続けに起きるという想定外の事態となり、宇土市などは、庁舎が損壊し使用することができなくなりました。総務省消防庁によると、災害時の司令塔となる自治体庁舎の耐震化率は、2014年度末時点で、74.8%にとどまり、庁舎を含め公共施設の耐震化の重要性は、震災の度に指摘されますが、財源不足などを理由に後回しになるケースもあります。

具体的な耐震方法としては、建物を耐震診断し必要に応じて壁や柱、梁を補強したり、建て替えをしたりすることになります。広島市は震度6強7の地震でも倒壊しないという建築基準法の耐震基準を満たす割合を防災拠点となる公共施設で100%にする目標達成時期を当初計画の23年度から前倒し、病院やホテル、住宅などの耐震工事に対する補助制度も拡充し、20年度までに耐震化率を90%台に引き上げようとしています。

同じく20年度までに公共施設の耐震化率100%を目指す宮城県は、県内有数

施設で既に目標を達成したが、県内の市町村の対応が遅れているため、今後は市町村の支援を強化する考えであり、長野県も市町村庁舎などの耐震化支援を充実させる方針です。

北海道については、道内179市町村のうち、住宅耐震化の補助制度を持たない90市町村に対し、制度導入を促すとのことですが、我が町の公共施設の耐震化はどうなっているのか。

また、民間住宅の耐震化についても、現状はどうか、今後、ほかの自治体のように新たな対策を検討していないのか。あわせて、町長よりお聞かせいただきたいと思います。

続いて、二つ目の空き家対策についてですが、道は本年度、空き家対策を進めるモデル市町村を指定し、建築士や宅地建物取引士、司法書士ら専門家を派遣する取り組みを始めます。目的としては、空き家を減らす自治体の動きを支援し、積み上げた実績を他市町村の対策に反映する考えであり、対象となる市町村を7月頃に決めるそうです。専門家の派遣は、市町村が空き家対策特別措置法に基づく空き家対策計画を策定する際などに必要になり、法務や不動産、建築などに関する専門的な意見を参考にしてもらい、より実効性の高い空き家対策を策定してもらう狙いがあり、道が外部の建築士や宅地建物取引士を選定し、派遣費用を負担します。

市町村は督促法に基づき、倒壊のおそれがある空き家を特定空き家に指定し、所有者に撤去や修繕を勧告、命令することができますが、道はこうした判断の際も迷う自治体が出てくると想定し、道職員らが出向く現地研修会の開催も考えています。

また、モデル市町村での成果も、説明会を開くなどして、他市町村の担当者にも共有してもらい、全道に波及させようとしています。

道内の空き家は、人口減少や地方の過疎化などで増加し続け、2013年の調査で3万8,000戸と、住宅数の14.1%を占めていますが、大空町の空き家の現状はどうか、また、先ほどの説明があったような道の事業を活用しなければいけない現状なのか。

あわせて、2点について町長よりをお聞かせいただきたいと思います。

続いて、三つ目の質問に移らせていただきます。

地域交通網の維持についてですが、まず一つは、鉄路の問題です。

JR北海道が札幌網走間の特急オホーツクと札幌稚内間の特急サロベツについて、2017年春のダイヤ改正で運航形態を見直す方針を固め、区間の短縮や減便などを検討していると新聞やテレビでも報じられました。この発端となったのは、特急オホーツク、サロベツはいずれもキハ183系を使用しており、このキハ183系は、国鉄時代に開発された特急用軌道車で、JR北海道は90車両を所有していますが、このうち22両については、エンジン換装などのリニューアル作業を2014年までに行っています。リニューアル済み車両を除く68両は廃車し、キハは2

61系に置き換える方針を固めています。車両30年以上の34両については、2016年度と2017年度の2年間で順次廃車にする方針です。

一方、キハ261系は2015年度に24両2016年度には4両投入され、今後も増両の予定がありますが、廃車となるキハ183系と同数のキハ261系が導入されるわけではありません。したがって、今後、オホーツク、サロベツの車両が、足りなくなり、その上、石北線と宗谷線は沿線の人口減少が深刻で、今後の利用客増も見込めないことから、JR北海道は、車両整備をするよりも両列車の運行形態の見直しをする判断に傾いています。

このことについて、北海道新聞の4月11日付けの記事から抜粋しましたが、具体的な運行縮小内容としては、札幌発着の両特急を旭川発着にした上で、札幌、旭川間の特急スーパーカムイとの接続をするとのこと、また、現在4往復のオホーツクを減便する案も浮上しているようです。

このことについて、町はどのような情報を把握しているのか、また今後どのような姿勢で臨むのか、お聞かせいただきたいと思います。

続いて、バス路線の問題についてですが、北海道運輸局が道内の赤字バス路線への補助金を減らす可能性を道やバス会社に通知した問題で、国土交通省が大幅減額をしない見通しを示したことから、バス業界には安堵の声が広がりました。ですが、申請した補助金が満額交付されるかについては、懐疑的な見方も以前あり、バス会社は、なお慎重に国の動向を見極めている状態であります。

北海道バス協会の常務理事は、前向きな回答が得られたことを歓迎すると評価しましたが、今回の補助金の減額情報が混乱を招いたことをめぐっては、将来減便される可能性があるとの危機意識が生まれたのではないかと話しております。

ある自民党道議については、補助金は地域間幹線系統確保維持費で、複数市町村にまたがる地域生活路線の赤字の半分以上を国と道が2分の1ずつ負担する制度であることから国だけでなく、道も補助金を出し地域交通を支えていることが道民にもわかるきっかけになったのではないかと話しております。

道交通政策局については、国交省は、引き続き今後も必要な予算の確保に努めてほしいと求めました。

国交省は、本年度予算は前年度予算と同額の85億円を確保したと説明していることについては、釧路バスは、申請額の合計も増えているはずで、満額が出るかどうかまだわからず、バス事業者は1%でも減らされると大変で、路線バスの廃止にもつながると懸念しております。

沿線バスについては、赤字であっても、通院、通学者には必要な路線であり、補助金減額の不安を煽らせております。

このことについては、国交省は、前年度予算と同額の補助金を確保したことを出先機関の運輸局に伝えておらず、同局が減額を示唆する通知を送って混乱が生じた

と答えていますが、我が町は、もし今後、補助金が削減ということが現実になれば、どのような影響が出るのか。また、町としてはどのような姿勢で臨むのか。

一つ目の質問とあわせて、町長よりを聞かせたいと思います。

以上で最初の質問を終わらせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員から３点について一般質問をちょうだいいたしました。私から答弁を申し上げたいと思います。

熊本地震が発生し、２カ月が経過をいたしました。多くの住宅や公共施設、庁舎も被害を受けております。１６日には函館市において震度６弱を観測する地震も発生しております。被害を受けられました方々に、心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。

大空町における公共施設の耐震化の現状について申し上げます。大空町では、平成２３年度に耐震改修促進計画を策定し、多数利用建築物の耐震化率を９０％以上にすることを目標としています。その後、平成２３年度以降においても、東藻琴高等学校体育館、教育文化会館の耐震補強工事を実施してきたところでございます。

多数利用建築物というのは、法で定められた学校、病院、店舗、事務所等で大規模なものを指し、町の施設では、各小中学校、集合住宅の公営住宅、ゲートボールセンター、両Ｂ＆Ｇ海洋センター、すぱーく東藻琴、役場庁舎、総合支所などの２９棟が該当いたします。耐震化率は、策定時には８１．３％でございました。現在は９３．１％となっております。

また、避難所という視点から、建物を見てみますと、女満別高等学校、教育文化会館を含み２７棟中、２３棟が耐震性を有しており、耐震化率は８５．２％となっております。

また、学校施設、幼稚園、保育園を含む学校関係の施設というところから見てみますと、１８棟中１７棟が耐震性を有しており、耐震化率は９４．４％という状況でございます。

これらの中で、町の施設について、全ての耐震診断や耐震化工事が終わっているという状況ではないことがおわかりいただけるかと思います。主要な施設のうち、ゲートボールセンター、総合支所、女満別研修会館、女満別老人福祉センター、東藻琴農村環境改善センター、女満別幼稚園の６施設については、まだ耐震診断を実施していない状況でございます。費用も期間も必要となります。今後の更新の計画を勘案した中で、耐震化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

町民の住宅についてでございます。

この計画の中では、耐震化率９０％以上を目標としておりまして、策定時は２，

852戸の中で、耐震化率68.2%と押さえております。これは、建設年次から算出した数値でございます。建て替えなどによりまして、現在の耐震化率は72%程度と推定しております。詳細な把握については、今年度、この計画の見直しを予定しておりますので、その中で、確認していく予定としているところでございます。

住宅の耐震化につきましては、先進市町村では、診断や改修について補助を行っている例が見受けられます。しかし、相応の費用が必要であり、近隣での実績は非常に少ない状況でございます。一般的に費用は100万円から150万円、と言われております。しかし実施をしても、使い勝手がよくなるということではないことから実施される方が少ないのかと思われます。

地震対策としては、家具の固定なども有効でございます。耐震化率を向上させるものではございませんが、安心や安全の確保に役立つものでありますので、今回の計画の見直しの中で、こういったことの普及も図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、空き家対策についてでございます。

さきに御答弁を申し上げる中での言葉の定義について、私が使います定義について触れておきたいと思います。空き家というのは、現在使用されていない住宅や事務所等全般を指すということで御理解をいただきたいと思います。その中で、廃屋という言葉も出てまいりますけれども、これは空き家となって再利用が難しくなっていると判断できるものは、廃屋と使わせていただいて、御答弁をさせていただきたいと思います。

空き家は、高齢化や人口の減少に伴い、全国的に増加をし、社会問題となっております。所有者などが地元から離れ、管理ができずに廃屋となってしまうケースが多くなってきてございます。廃屋は景観を損ねるとともに、危険性もあり、防犯上からも不安を与えるものでございます。

平成27年5月、空き家対策特別措置法が施行され、所有者に適切な管理が義務づけられ、さらに市町村の必要な措置や調査が可能となり、特定空き家については、行政代執行が行えるようになりました。

本町には134件の空き家がございます。今後も増えることが予想されております。このため、26年度から、廃屋等解体撤去補助金制度を創設し、26年度は7件、27年度11件、28年度14件の申請があったところでございます。費用負担等の経済的な理由から廃屋化していくのも一つの要因でありますので、この制度によって負担が軽減され、廃屋の処理につながっているものと思っております。

現状の廃棄物の処理及び清掃に関する条例において、管理が十分できていない空き地や空き家の所有者等に対し文書による指導や、直接連絡し、対応をお願いしているケースなどもございます。また、空き家等情報登録制度によりまして、空き家の利活用にも取り組んでいるところでございます。

議員が御指摘いただきました空き家対策モデル事業は、国土交通省がこの４月から始めた事業と、北海道がこれから募集をする事業の二つがございます。国土交通省の事業は、空き家の把握や所有者等の調査、民間との連携事業に係る事務経費に対する支援でございます。

北海道の事業は、空き家バンクの開設、跡地活用に向けた事業のための技術職員、専門的な人材アドバイザーの派遣などを支援するものでございます。

大空町では、既に空き家の登録制度を運用してございます。また、所有者や固定資産税の管財人などの把握もできております。廃屋等解体撤去補助事業、その中で建築技術職員を含めた危険家屋の審査も行っている現状にございます。こうしてみますと、モデル事業の一部については、既に取り組んでいるということもありまして、本年度については要望していない状況にございます。

次に、地域交通のことについて御答弁を申し上げたいと思います。まず、鉄路の関係でございます。

J R北海道は、ことしの３月ダイヤ改正におきまして８路線、７９本の普通列車の減便を行うとともに、駅の廃止などを行いました。利用人数の減少や車両の老朽、劣化などにより使用可能な車両の範囲内での運行として見直しされたものでございます。オホーツク地域におきましては、石北線９本、釧網線８本が減便や運行区間が短縮となりました。さらに、金華、上白滝、旧白滝、下白滝の駅が廃止され、美幌、留辺蘂の駅については、無人化となったところでございます。

先月の末に、今後の石北線の特急列車の体系の考え方について、J R北海道から説明がございました。普通列車と同様に老朽、劣化が進んでいるため、ダイヤの見直しについて検討せざるを得ないという内容でございます。具体的には劣化の著しい車両を廃車とし、残った使用可能な車両においてダイヤの編成を行うため、網走札幌間の現行４往復を２往復としたい、残り２往復は、旭川での乗り換えを行っていただきたいという内容のものでございます。

現在と同数の運転本数、同程度の所用時間を確保し、価格差が生じることのないように検討していくと言われておりましたけれども、乗り換えによる不便さ、座席の確保など、さまざまな負担が懸念されるところでもございます。安全対策に必要な費用の増加、経営の改善が急務であり、代替車両が確保できないということを理由として申されておりました。安全性を最優先する対策、投資は、大前提ではありますけれども、公共交通機関として地域住民の生活や利用者の利便を維持していくことも鉄道事業者の重要な役割ではないかと、私は考えてございます。

過去には鉄道というものが定時制や安全性、スピード感などの優位性、悪天候で道路交通網がまひする中にあっても、力強く運行するなど、頼れる存在でありましたけれども、現在では、全てにおいて他の公共交通機関と比べ劣ってしまっているように感じております。

一方で、鉄道は、移動手段のほか、独特な空間を持ち合わせ、心の癒しや安らぎも実感させてくれる特質も持っております。車両のデザインや特異性、さまざまな関連分野において多くのファンがいる現状もございます。地域の実情を踏まえた利便性の向上や安全への対策を確実とした上で、新たな事業の展開の検討もしていただきたいものだと、そのように考えてございます。

今回の見直しについては、札幌への直行列車が減少し、利便の低下は否めません。今後さらなる地方路線の運行縮小や経営の合理化についても危惧されるところでございます。地域における公共交通体系を維持するため、現行の運行形態を堅持していただくことについて、各自治体や関係機関とも連携をして要請活動、ＪＲ北海道だけではなく、国や北海道などにも行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、バスについてでございます。

路線バスの利用は、自家用車の普及や人口減少などで、さらには社会情勢の変化とともに減少傾向にあることは間違いございません。加えて燃料価格の高騰などにより、バス事業者は厳しい経営状況に置かれているものと推測をしております。

地域公共交通確保維持改善事業費補助制度は、国と北海道と沿線の自治体との協調によりバス事業者に対して必要な支援を行うものでございます。大空町関係分では、網走バスが運行する美幌線、女満別空港線、網走観光交通が運行する網走線、この３路線を対象として補助金の交付を受けております。運行に要する費用の２０分の１１から収益を控除した額を人口や運行距離の割合などに応じて各自治体が、市町村が助成をし、国、北海道は２０分の９を限度として負担するという制度でございます。

北海道運輸局は補助金の交付について予算の範囲内において額の調整を行うが、具体的な調整方法については現在検討しているとして、北海道やバス事業者に対して、４月２８日付けで通知をいたしたところであります。減額を示唆する内容であったため、大きな報道となりましたが、実際には前年度並みの予算が確保されているという報道が、６月１６日付け北海道新聞の記事で取り上げられたところでございます。

仮に減額が行われますと、影響は大きいものと考えます。バス路線は、交通機関相互の連携や補完という観点から、さらに公共交通網の重要な要素の一つであると考えてございます。今回は、総枠での予算がほぼ前年並みということで、大きな影響が出てこないのかと、そのようにも思いますけれども、今後こういった予算の動向については、しっかりと注視をして、注目をしてまいりたいと考えているところであります。

今後、こういったものが減らされないように従前から、この補助金の必要性、こういったもの訴えてまいりたいと考えているところでございます。

以上、私からも1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 適切にお答えいただき公共施設の耐震化の現状についても、お教えいただきましたが、公共施設の耐震化について再度お伺いしたいと思います。

大空町は、耐震化率は90%という耐震促進改修計画の90%目標を達成したのは、すごいことだなと思います。90%以上の耐震化っていうのは、ほかの自治体に比べても高いほうだと思います。ですが、やはり耐震基準を満たしていないのに避難所に指定されているところがあるというのは、住民の生命と財産を守る上で、やはり、財源がなくても一刻も早く、取り組んでいただければなと思います。

あと、我が町の宝である子どもが通う教育施設についても、まだ耐震を満たしていない施設があるということですが、やはり万が一に備えるのが、防災の視点であるのではないかと、耐震促進改修計画にもあったように、震度6強以上の地震がいつあってもおかしくないというのも記載されておりました。

やはり万が一備えて、財源の問題はあるんですけど、スピード感を持って対応していただけないのか、そのことについて再度お伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 財源がなければできないわけでありましてけれども、財源を工面するというのも私どもの役割だと、そのようにも思っております。

先ほどさまざまな分野から、こういった施設については、まだ耐震率が十分と言えないというお話をいたしました。主要6施設について十分ではないのではないかとということで、具体的な施設の名前を申し上げてお話をしたところでございます。その中で、次の第2次総合計画の中では、先ほど言いました施設のうち、研修会館、女満別老人福祉センター、そして女満別幼稚園、これらについては、建て替えの計画を持っているところでございます。

先ほど言った6施設については、耐震化率が十分でないというというよりは、まだ耐震診断が十分行われていないので、どの程度の強度があるかということすら十分わかってはいないということではございますが、単に目視の状況から、立てておりました年次や現在の状況から、担当職員の感覚で申し上げますと、今言った施設などについては、診断をすれば、間違いなく相当規模の耐震補強工事が必要、もしくは建て替えが必要という判断が出るのではないかと考えておまして、そういったものについては、総合計画の中に位置づけて、建て替えなどを予定しているところでございます。

そういったものはできるだけ早く実施できるように努力をしてまいりたいと思っています。

また、東藻琴の農村環境改善センター、これはまだ実施をしておりませんけれども、現在の状況では、耐震の基準をある程度満たすような建物ではないかと感じております。

さらに、東藻琴の総合支所、これらも耐震補強が必要であろうけれども、それほど多額の事業費を要するものにはならないのではないかと、耐震診断をやっていないわけですので、はっきりと確定的なことは申し上げられませんが、老朽の度合いとすれば、程度は軽いのではないかと、そのように受けとめております。これらについても、総合計画の中に位置付けてあるものもありますので、まずは耐震診断をしっかりと行っていくということを進めながら、次の対策を講じてまいりたいと思っています。

次に、正直言いまして悩んでおりますのは、ゲートボールセンターでございます。建設年次や建物の状況などから、耐震診断を行った際には、かなりの補強工事の金額が出るような建物ではないかと考えてございます。また、これについては、新しい第2次の総合計画の中でも、建て替えというところまでの計画には至っていないということでございますので、耐震診断をして結果が出るということになれば、その後どのような取り扱いをするかということについて、議論をいただかなければならないものと、そのように考えている施設でもございます。

そんな中で、計画などに盛り込んである施設については、できるだけ前倒しをしながら取り組める可能性について、探ってまいりたいと思っています。

現在、そのような中で、耐震化を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと存じます。これからもこういった視点から、御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 不特定多数の方も利用する施設でもありますので、ぜひ耐震診断をして、そのような場合になったときには、少しでも早く対応できるよう、お願いしたいと思います。

公共施設の質問をについて終了させていただきますが、次に民間住宅の耐震化について再度お伺いいたします。

大空町には、先ほどの説明でもありましたけれども、約3,000世帯の民間住宅があります。そのうち昭和56年以前が説明でもあったように、約半数ぐらいあると思いますが、そのことに対してなんです、今、耐震化の無料診断や耐震化の一部補助などについては、町長の説明からあったように、ほかのところで利用実績が

少ないということもあって、余り使われていないように言われましたが、札幌市などでは耐震診断の無料化とかで、行った件数が多数あったみたいです。

やはり耐震化の補助とかは、町長が言われたように大きな金額がかかるものですが、耐震化の無料診断などの分野については、新しい事業として行えるのではないかなと思いますが、住民の方が少しでも安心して生活できるように、そのようなことをお考えではないのか、再度お伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 耐震診断や耐震改修の関係でございます。

この近隣では、北見市が木造住宅について耐震診断と耐震改修に対する補助制度、を実施をしております、平成21年度から実施をしているということでございます。これまでの7年間の実績で耐震診断を行った件数が3件、改修を行った件数が1件ということでございます。小清水町でも同様な制度を平成23年度から実施をしてございますが、今日まで1件も診断も工事も実績がないということでございます。

札幌市において、無料にするのでしませんかということで、取りまとめで多数きているということでありましたけれども、担当からどれぐらい来ているのか確認できているかということで話をしましたところ、札幌市で400戸ということだそうです。全体の戸数でいうと、0.何%というようなことでありますので、私どもの町の数字に置きかえると、多分2戸か3戸というような状況になるのではないかと思っております。

なかなか耐震化を進めるというところまで、思い切った改修というのはできていないのかと、そのように感じているところでもありますけれども、一方で、ここ数年来、住宅リフォームの事業などに助成をさせていただいております。ここについては、当初、この議論を制度設計をしたときに、耐震化のところを義務づけるかというような内部での議論もありましたけれども、それでは限られてしまうのではないかと、当然、耐震改修も助成の対象にはなるけれども、それを義務づけるというところまでは、するべきではないのではないかと、そんな議論の中で、スタートをした事業となっております。

今後は、そのことをもう少し前面に打ち出して、この平成23年度からありました耐震計画、今年度見直してございますので、先ほど言った建物の倒壊のこともありますけれども、家具などの中での倒壊、これらを防ぐための普及啓発、さらにあわせて私どもの町のリフォーム事業などを使った中での、耐震というようなことについても関心が高まって、そういう中で御利用いただけるような仕組みを考えることの方がいいのではないかと、現在は、そのように考えているところであります。

今回の計画の見直しの中で、大勢の皆さんに関心を持っていただけるように、PRもあわせて進めてまいりたいと存じますので、御理解をいただければと思います。

◇議 長 1 番、上地議員。

◇上地議員 民間住宅の耐震化についてもお答えいただき有難うございます。

今後も、周知とか、家具の固定とか、少しずつではありますが、住宅リフォームと関連してとかいただいたので、万が一に備えて住民の方が安心して生活できるように、適切に対応していただければと思います。

これで民間住宅の耐震化についての質問を終了させていただきますが、再度、空き家対策についてお伺いしたいと思います。

空き家対策についてお答えをいただきましたが、説明の中でもありましたが、解体件数が増加してきているのは、町民の方にも、事業の周知が進んできており、理解が深まっているあらわれではないかと思っております。これについては、今後も町民の方と連携して適切に大切対応していただくようお願いしたいと思います。

最後、空き家バンクについてなんですが、登録件数が4件で、あまり選択肢がないというか、金額的にも少し高額に思える面もあるので、もう少しこれについて充実、または有効的に利用できないかという思いがありますが、これについてどのようにお考えか。

◇議 長 町長。

◇町 長 この空き家対策で、1番最初に実施をして取り組んだ事業というのが、この登録制度でございまして、現在9件、登録があるようでございます。

しかしそれでも、私が思うのでありますけれども、そのほかにも、このところにも空き家があるなど、しかし、担当に確認してみると、そこが登録になっていない。また持ち主の方の御理解をちょうだいしていない。

さらに、こういう事業をやり始めて10年に近くなろうかと思っておりますけれども、まだ御存じないという方もいらっしゃいます。

個別に町民の方々にお知らせをするということとあわせて、現在鋭意取り組んでおりますのは、町内のこういった建物や土地の不動産を紹介あつせんする事業の方々が町内にもおりますし、町外にもいらっしゃいます。そういった方々の協力もいただきながら、なるべくたくさんの登録をいただいた中で、次に空き家を御利用いただく方に順時、回していくということに取り組まなければならないのではないかと考えているところでございます。

そんなことから、これからも、町民へのPRはもとより、そういう事業主の方々

に対するPR活動というものも実施をして、大勢の方々に供していただくということを旨としていきたいと思っているところでございます。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 適切に答えていただきましたが、空き家バンクについて、事業者の方や持ち主の理解、また町民の方にも今後、周知していくということでありますので、この点については知らない方もいると思いますので、PRしていただきたいと思います。10年以上と長い事業でありますので、やはり再度周知する、アピールの必要があるのではないかと思います。

その住宅についてもできるだけ、若い方が入っていただいて、町が活性化するようなふうになっていただければと思います。そういう思いを込めてこれからも周知、PRに努めていただきたいと思います。空き家住宅の質問については、これで終了したいと思います。

次の地域交通網について、質問を移りたいと思います。

鉄路の維持についてですが、先ほど町長も言われたように、非常に石北線は大切なものであります。長くオホーツク経済を支えてきた大動脈でもあり、減便や廃止になれば、地域経済、さらに観光戦略にも深刻な影響を与えます。今後も沿線自治体とともに、地域がさらに衰退しないように、一緒に強く守っていただくようお願い申し上げます。

これについて、再度、町長の強い意思というか、どのようにお考えか聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 空き家の関係につきましては、ここ10年ほど前から堅調に目立つ状況となつてまいりましたので、登録制度というものをつくりました。それよりさらに前は、女満別、東藻琴の地域においても、町内の定住を進めるために、どちらかというと市街地の少し外側のところに住宅団地を造成をして、それを販売をするということで進めてまいりましたが、町の中にそういった空き家がだんだんとできてドーナツ化の現象が見られるようになったので、単に外側に団地を造成することだけではなくて、市街地の中にもこ入れをしていかなければならないということで始めた事業であります。

ある程度こういったものが定着をしつつあるということも踏まえ、さらに昨年度は、総合戦略をつくらせていただきました。人口減少社会に歯止めをかけるということで、市街地の中心部の対策とあわせて、さらに、ここ何年か取り組んでいなか

った宅地の造成もあわせて取り組んできているところでございます。

単にその空き家対策という観点だけではなく、定住し、その地域に若い人たちが多く住んでいただけるような、その総合戦略の一環としても、位置づけているところでございます。

そういった総合戦略、人口減対策というPRもあわせて、町外に向けて発信をしておりますので、町民の方の登録はもちろんでありますけれども、町外の方で、大空町に住んでみようと思われるような、そういった方々を誘発させる一つの事業でもあろうかと思っておりますので、町民はもとより、町外にも発信できるように努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、JR北海道の関係でございます。

この関係につきましては、私どもの町はもとよりでございますが、その石北線、釧網線の沿線の自治体、さらにはその線路そのものが通っていなくても利用される方々が多いこのオホーツク管内の各市町村の非常に大きな課題であるということから、管内の町村会や活性化期成会役員会やそれぞれの部会があるときの大きな課題となって議論となっている現状がございます。

本来、国鉄が分割され、民営化されたとき、JR北海道には6,820億円という大きな基金をいただいたところであります。この運用益が当時は、毎年500億円程度、出るということで、それを赤字の穴埋めに充てるということを想定した基金の醸成でございました。しかし、それ以降、利率などが非常に下がりつつありまして、現在JR北海道にお聞きしますと、200億円から300億円程度しかその運用益というものはない、一方で、北海道の全ての路線において、新幹線も含めて、JR北海道は路線ごとで見ると、本来の旅客事業では赤字であるということで、毎年度400億円から500億円程度の赤字が出ており、先ほど言った、出てくる運用益200億円から300億円では、穴埋めができない状態が経常的に続いているという、その制度疲労が大きな問題になっているのではないかと感じております。

単に私どもは、JR北海道に対する要請だけでは解決しない問題であると、そのように認識をしておりまして、管内の期成会や町村会などの議論といたしましては、国を含めた議論をいただかなければならないのではないかと、新しいその体制、体質改善のための制度をつくっていくということが必要になってくるのではないかと、それを北海道としても、提案できるような、そんな議論を進めてほしいということで取り組んで行こうではないかということになってございます。

そんな中で、その他の道外の私鉄などを見ても、本業の旅客だけで経営が黒字になっているというのは、ほとんどないと言われております。同時に、不動産業であったり、また商業施設、また行楽施設を持って、そこに鉄道事業者として旅客で運ぶというような、相乗効果を持たせて初めて、企業としての収益を成り立たせていると、やっぱり北海道としても、少なからずそういうところにも、取り組んでいく

必要があるのではないかという御提案を申し上げたり、さらには線路とそれから駅舎などの施設の管理体制を全てＪＲ北海道に行っていただくということではなくて、分離をして、いろいろなところが分散して持つ中で、経費の圧縮、また、その赤字幅の縮減というものが図れないかと、そんなお話もさせていただいているところでもあります。事ＪＲ北海道だけの問題ではなくて、国や北海道、私ども地域、そういったものが一体となって役割分担をしなければならないと、そのように考えているところでございます。

先ほども言いました期成会や町村会でも、議論をしているところでございますが、この８月には、管内の期成会といたしまして、札幌段階で、北海道や北海道議会、さらにはＪＲ北海道に対して、こういったようなお話をするべく日程調整をしているところでございます。

一つの自治体ということだけではなくて、この地域全体としてこの問題に取り組んで、方向性を出してまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 １番 上地議員。

◇上地議員 鉄路の維持についても、強い意思を表明していただき誠にありがとうございます。

鉄路の維持については、これで終了したいと思いますが、最後バスの路線維持について、質問というよりお願いだと思いますが、鉄路と同じく地域経済を支えてきた交通手段の一つであります。実際に通院や通学などで利用する方もおりますし、ほかに観光で利用する方もおられます。

今後も周辺自治体を結ぶ大事な交通網がなくならないように、今後もほかの自治体とも協力して、地域の足を守るという気概を持って対応していただくようお願いを申し上げ、質問を終了させていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 バスについては、先ほどの鉄道よりもう少し、この近隣の周辺で路線バスというところが最も経営的に大変になっているという状況であります。

先ほど大空町の関係分で３バス路線に補助をしているということでもありますけれども、これは、複数の市町村を跨ぐという路線については、国、北海道、市町村などが補助を出すということでございますけれども、他の市町村などでは、独自にバスを運行したり、そういうことで足を確保していることところもあるようでございます。

ただ、やはり私が思いますのは、市町村がバスを運行するというよりは、やはり事業者の方に頑張って運行していただいて、そこを市町村側が国や北海道の協力体制もいただきながら応援をするということが、やはり1番経費的には、地元の負担というものも少ない状況にあります。

そういったものが崩壊しないように、私どもは適切にこれからも御支援をしてみたいと思いますし、国や北海道に対しても、こういった制度の堅持について要請をしてみたいと思っております。

そんな中で、地域の特に運転免許を持たない方々の交通、足の確保というところについて、これからも配慮をしてみたいと考えております。今後もよろしくお願いを申し上げます。

◇**上地議員** 質問終わります。

◇**議 長** これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時09分)

◇**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 一般質問を続けます。

次に、2番 田中裕之議員の一般質問を許します。

◇**田中議員** 皆様 あらためましておはようございます。

質問に入ります前に、4月14日に起こりました熊本大地震において、被災をされました皆様にお見舞いを申し上げますと共に、お亡くなりになりました方にお悔やみを申し上げたいと思います。また、本町の友好町でもあります氷川町でも被害が出ているようです。被災をされました方にあわせてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を御祈念申し上げます。

それでは質問に入ります。

本町の基幹産業は、農業であります。T P P交渉の大筋合意など多くの問題を抱えています。農業者は将来を見据え、今以上の経営規模の拡大を考え、効率化と低コスト化の実践を目指そうとしていますが、高齢化と後継者不足により労働力の不足というのが各地で問題になっています。これは、本町でも同じであります。

そのような中で、より大規模な営農を実現するには、さらなる省力化と技術革新が求められる先進的農業が必要であると思っておりますが、町長の御所見を伺いたいの思

います。

次に、このような先進的農業の姿としてもたらされるのは、ＩＣＴの活用やＧＰＳガイダンスシステムの活用により、スマート農業というのがあると思いますが、スマートでは、更なるＩＣＴの利用拡大が必要となってくるわけですが、その環境整備についてはどう考えるかお聞きしたいと思います。

最後にＧＰＳを利用したオートステア、これは自動操舵ですが、このシステムは、北海道の各地で利用され始め、本町では東藻琴地区で昨年から利用され始め、女満別地区でも利用を考えている方がおられるようです。

しかしながら、システム自体が高額なため、導入をためらっている方もいるようです。そこで、この先進的農業技術の導入に向けた農家の負担軽減のお考えがあればお伺いしたいと思います。

以上、３点についてことよろしく願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 田中議員からは、スマート農業の実現に向けた環境整備について御質問をいただきました。

答弁をさせていただきたいと存じます。

我が国の農業は、後継者や新規就農者の不足、高齢農業者の引退などから、労働力の不足が大きな問題となっております。解決策の一つとして、後継者の確保であったり、異業種からの参入を促進したり、また、コントラクター事業等の導入により、人材を確保するということが必要になってこようかと思っております。

これらを進めるための農業者の法人化が急がれる課題ではないかと、そのように考えております。

一方で、ロボット技術や情報通信技術を活用した町省力化や高品質生産等を可能にするスマート農業というものが注目されており、大空町においても進めていかなければならない課題だと考えております。

スマート農業を進めることにより、一つは先進技術を活用し、超省力化になるわけでございますので、大規模経営が可能になり、さらに一方では、多作目の栽培も可能となり、現状の品目を維持したり、また新しい作目を導入できる、そういう可能性も広がってくるのではないかと考えられます。

農作業の技術習得が容易になり、若い方、就農間もない方や女性などの農業の新たな担い手の労働力として確保できる可能性もあろうかと思えます。さらに経営の面から見ますと、販路拡大や新商品開発に取り組める環境が構築され、経営の多角化というものが行っていける、そういった可能性が期待できます。また肥料の投入や薬品の散布、土壌や作物の状況に応じて最適に調整することにより、経費の節減

も図られるという可能性があろうと思ってございます。

現在、具体的なものとしてはGPSを活用したトラクター自動運転の実用化が進んでおります。

活用が進めばセンサー等により得たビックデータを解析することで、熟練農業者が行ってきた技術の再現や病虫害の発生予測といった新たな可能性も期待できるのではないかと思います。さらにアシストスーツの利用による重労働や危険作業からの解放を、そして、情報活用による生産者と消費者との信頼をつくるということなども考えられるのではないかと思います。

しかし、課題といたしましては、費用対効果の見通しがなかなか難しく、農業者が高額なために導入を躊躇するということが考えられます。また、農業用ロボットの安全技術の開発、安全基準の策定、規格化というものも今後必要になってくるのではないかと思います。また、農業関連データを利活用するに当たりまして、開発する個々の企業が独自の形式でそれらの取り扱いを行った場合に、総合運用だとか可汎性というものが犠牲になってしまって、結果として利活用の広がりを阻害するというような心配もあるのかもしれませんが。また、地域において、農業分野に精通したそのサポートする人材、そういったものもあわせて確保していかなければならないというふうにも考えております。

期待感もあり、課題もありますけれども、大空町は農業を基幹産業とするまちでありますので、まちの農業にとって、今後必ず必要なものとなってくると、そのように認識をしております。今後の研究や開発や実証、進捗状況などをしっかりと注視してまいりたいと考えているところでございます。

次に、光回線の整備についてでございます。

町政懇談会などでも、各地域から多数、この整備に対する要望を寄せられております。

大空町の通信網の整備状況は、市街地に光通信網が整備されているほか、その周辺農村部などではLTE、ADSL、ISDN、衛星通信等の有線、無線の通信網がありますけれども、市街地中心部から離れば離れるほど基盤の整備がおくれていって、俗に言う、遅いというような状況がございます。光通信網のサービス提供エリアは、全世帯数で見ますと大空町で約80%ぐらいまで、可能になっていると推測をしております。約2,850戸ぐらいですので、未普及の戸数が約600戸程度、農村部にあると、そのように受けとめております。

情報通信基盤の整備が進まないその要因といたしましては、面積が広いということで、整備費用が多大となると、住民の方々のニーズは当然あるわけですが、整備を今までしてきている事業者側から見ると、なかなか採算ベースに乗らないということのように判断をしているからだと思います。

町が整備をするという手法もございますけれども、町が広範囲にわたる電線や資

産を保有することとなりますので、更新や維持管理の経費が当然かかります。さらに、その品質を安定的に、町が事業者となって持ち得ていくことができるかと、そういう不安材料などがあって、なかなか整備はできない状況にあります。

国では、これらを補助する制度というのが従来からございました。補助率は3分の1でございます。

従来は、この制度を導入するに当たって、必ず市町村が何がしかのアプリケーションと一緒に整備をするということが義務づけられておりましたけれども、現在は、その条件が取り外しされましたので、単純に農村地域に光回線を引くその経費の3分の1を助成するということになりますけれども事業費が多額になるということがあり、正直申し上げて、私も悩んでいるというところでございます。

平成21年に、これは私どもの職員が、いろいろな関係事業者等からお聞きをした中で、概算事業費を弾いたものがございましてけれども、光回線の延長キロ数で約140キロぐらい、さらに、その中継基地、電源局舎だとか、そういった関連施設なども含めると、約7億6,000万円ほどかかるのではないかと推測をしたところがございます。

当時は、先ほど言った3分の1補助で、さらに何がしかのアプリケーションを市町村が行うことが条件でありましたので、当時はその整備を諦め、一部衛星を使った中で御不便を生じている方に対して、補助制度をつくったところでございます。

しかし、日進月歩進む状況の中では、衛星通信も、今となってはなかなか十分機能していないという現状もございます。

そんなことから、総合計画では30年に、その仕組みが必要であれば、皆さんの御期待に沿えて事業費がどれぐらい掛かるかという、業務委託を計画しておりますが、担当といたしましては、30年度ではなく、もう少し早く来年度にでもそういったものを前倒にして、まずは実施をしたいと、そのように考えているようでございます。

この近隣の市町村で見ますと、清里、小清水、津別につきましては、国の事業を活用いたしまして、農村部にもこの光回線が張りめぐらされております。これは地デジの難視聴地域を解消するということの目的で、当時、国の助成制度を活用したものでございますが、どちらかというと農村地域にあっても平場と言われる網走市、美幌町、斜里町、私どものような町は、この事業の対象になっておりませんので、整備が農村部でされていない現状にあります。

今後、委託事業も行うに当たりまして、こういったほかの市町村との連携などということも視野に入れながら、その形づくりというものを行ってまいりたいと考えているところでございます。

3点目でございますが、GPSガイダンスシステムの利用の関係でございます。

このシステム事業がだんだんと進んできておりまして、大規模化や省力化、精密

農業に対する新しいキーテクノロジーではないかと言われてございます。車のカーナビゲーションと同様に、車両の現在位置、方向、速度を把握できるほか、経路誘導を行うことができるが大きな特徴でございます。道内では平成20年度から26年度までの数値でございますが、4,100台が出荷されているということでございます。年々増加傾向にあるわけございまして、自動操舵システムも道内で890台出荷されているという報告がございまして、こちらも普及が進んできているかと思えます。

大空町においては、固定基地局を設置するJ Aオホーツク網走の方式と携帯電話で補正データを受信できるJ Aめまんべつ方式とで異なっておりますけれども、いずれの方式におきましても、このGPSガイダンスシステム機器を購入しなければならないという点では一致してございます。価格は1台当たり100万円から300万円と聞いております。町内では、既に19件、東藻琴8件、女満別11件という私どもの調査でございますが、運用されていると聞いてございます。

現段階では助成をするということは、考えていないわけでございます。ただ、資金対応などにおいても、現状の農業振興資金の対象にもなってございませんが、今後はこれらの普及を考えていく中にあることは、農業振興資金制度の改正について。

一部負担をいただいているJ Aなどとも協議をしながら対応について考えてまいりたいと、現時点では、そのように考えているところでございます。

以上1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 御丁寧な答弁をありがとうございました。

まず先進的の農業の御所見をいただいたんですが、これは確かに町長の言われるように労働力の省力化に向けては、大変有意義な考えだと思うんですが、2月にあった女性模擬議会においても労働力不足ということに関しては、切実に訴えていた議員さんが居られると思いますので、ぜひ、その先進的農業については、町長の考えも確かに前向きな考えでしたが、そういう点も勘案して、なるべく早く進めたいと思います。

これは、お願いですが、最後の質問、ICT化に向けた関係整備ですが、今の時代、子どもからお年寄りまで携帯やタブレット端末、パソコンなどを使用しています。教育やほかの産業でも常に大幅にICTというのが使われていますが、農業に関しては、どういうわけかまだ遅れていると言われていました。

しかし、これからの農業、先進的農業もそうですが、いろんな情報を素早く取り入れて、それをいろんな分野に活用していくという面では、先ほど町長が言われましたけど、確かに広くて、距離が離れると動作が遅くなるということがあると、こ

ここで格差が生じてしまいます。そういうことのないように、光回線を何年かに分けてでも、また、J Aとも連携して、そういう離れた地域の人も使えるようにしていただきたいと思います。

そういう考えをもう一度お聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 労働力の確保については、総合戦略の中にも新しい政策として、位置づけたところであります。

ただこれにつきましては、農業者の御理解もいただかなければならない分野もございます。さらに、農業団体、人材を確保するという観点から考えますと、建設業にかかわる方々の力添えといいましょうか、御協力もいただかなければならないというものもあるかと思います。ただ、一堂に会して、そういった方々と議論を進める場所というのがまだまだできていない状況にございます。そういった関係する方々と、その方向性をしっかりとつくって努力をしてまいりたいと思っております。

先ほど言いましたように、人を確保するという側の視点、それも進めなければなりませんし、一方では、従来から言っている機械化、今回のICT化というのでしょうか、そういうものも、進めなければいけないものと思っております。ただ、早く行っていないとそのことによって、結果的に農業から離れてしまう方々が、また、増えてしまうのではないかと思います。早くこういったものにチャレンジできるように、努力をしてまいりたいと思っております。

また、情報については、情報過疎では困るということについて町政懇談会などでも、言われております。せっかく、大学を卒業して息子さんが就農された。札幌や東京の大学にいたときには、瞬時にいろんな情報が手に入る環境にいたんですけども、地元に戻ってきて家に戻ると、その環境が一変してしまうという中で、本当に一番格差を感じるのが、この情報の入手の方法だと、そのように言われている方もいらっしゃいました。

国の制度もあるということでもありますけれども、現在国に対して、また、各政党などに対して要望しているものは、市町村が事業主体になるということだけではなくて、従来の通信事業者が事業主体にまずなる、そこに国の補助金を投入してもらい、さらに市町村も起債の借り入れなどで応援をする仕組みというものを認めていただきたいという提案をさせていただいているところであります。

そのほかにも、例えばJ Aという組織も、準公共的な団体として位置づけられておりますし、病院などと言いますと、赤十字病院や厚生連などの病院は、民間ではありながら、準公共と言われているところもございます。通信事業者においても、そういう側面といいましょうか、情報というのは公共として提供されるべきもので

あるということから考えると、十分その補助を受ける団体になり得るのではないかというのが、私どもの考え方でもございます。

そういった中で、単に事業者に任せておけば、採算性がないというものを国や市町村もあわせて応援する仕組みをつくって、加速度的に進めるという方策があるのではないかと、そんな提案をさせていただいているところでございます。

また、これについては、認められているわけではございませんけれども、通信事業者の皆様でありますとか、北海道の総合通信局、そういったところこの制度設計についてしっかりと議論をして、こういうものを認めていただく、それが私どもの地域もそうですけど、先ほど言った周辺の地域も含めて、この情報過疎を解消していくための一番の近道ではないかと考えてございます。

あわせて、こういった内容については、先ほども言いました管内の活性化期成会として、国の総務省に対する要請事項の中などにも、入れさせていただいております。これは私が、ぜひ入れてほしいということをお願いをして、各市町村の理解もいただきながら、項目立てとなったものでもございますけれども、こういった中でも要請をしまいたいと思っております。

いずれいたしましても、それらの事業費、制度設計はなるべくそういったものが明確に数字として表わせるように、先ほど言いました委託業務というものを、なるたけ前倒しをしながら取り組んで、皆様にも御説明をした中で実施に向けて努力をしまいたいと考えておりますので、今後とも、御指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 2 番 田中議員。

◇田中議員 ICTの活用拡大に向けた関係については、大変前向きな御答弁をいただいておりますので、ぜひ早い時期に整備していただくようよろしくお願いします。

最後のGPSガイダンスシステムの利用に当たっての農家負担を減らすことなんですが、今のGPSについては、世界各国を回っている衛星なので、日本にずっと止まっているわけでないで、日本で使う場合は、たまに測位ができないことがあります。日本では準天頂衛星というのを1基上げていまして、2017年から2019年の間にあと3基上げて、4期にする予定でありまして、それに衛星を使うところのGPSを連動させて、準天頂衛星というのは、日本とアジアを全部カバーするというので、そうすると24時間、GPSが使えるという話も出てきますので、そうすると2019年にそれが使えるようになるということは、あと3年位でそれらを活用できると、もっとGPSを使つてのシステムというのが増えてくるのではないかと思います。

今、国の支援もないし、営農資金の対応もないということですが、近いうちにも

しかすると支援がホクレンかどこかから出てくるかもしれませんが、今はない状態で、先ほども言ったのですが、町長が言ったように１００万円から３００万円位、このシステム入れるのに掛かるということは、やっぱり大きな農家は力があるかもしれないですが、高齢者でやっている方は、どうしても考えてしまうのですよね。

そういうことなくすために、何年間という期限つきでもよろしいですから、町単独というか農協と連携してもいいですから、そういう助成というのを、ぜひ考えていただきたいと思うんですが、どうでしょう。

◇議 長 町長。

◇町 長 車のナビゲーションが出てきたときには、何十万円かするところからスタートして、現在だと新車を買えばほとんど標準装備に近いような形で装備されておりますし、値段を見ますと、それなりの性能で大分低減されてきていると、そのようにも聞いてございます。

そう考えると、今はまだ、出荷台数というと特に北海道が多いということでありますので、台数がそれ程たくさん出ていないということもあり、１台当たりの単価というのが高いのではないかと、もう少し普及が進んでくれば、だんだんとトラクターなどにも標準的に装備がされるようになってたり、価格格的も少し低廉になるのではないかと、そんな期待の部分も多少はございます。

もう一つは、国に対して、これも言っていかなければならないなと思っておりますのは、これは農業に限らず、いろんな分野、製造業の分野、介護の分野も含めて、労働力が不足をしてきていると、そんな中で、どうやって乗り切っていくかということを見ると、外国から労働者を入れるという論議もありますけれども、日本の国内では、さらなる機械化を進めて、ロボット化を推進するということが農業に限らず経済全般で言われているわけでございます。

その開発も急ピッチでいろいろな分野で進んで、介護ロボットなども出てきているということでもありますので、その分野も進めていかなければならない、当然、その導入に当たって、さまざまな助成制度、導入を推進する制度というものもつくっていかなければならないなと思っております。ですので、町としては、そういう要請も行っていきたいと思っておりますのでございます。

また、先ほど言ったように町単独での助成ということは、考えておりません。今回の答弁には、間に合いませんでしたけれども、ＪＡの皆さん方とも、この問題、この課題については、十分協議も持っていないのが現状でございます。ただ、今年度については、先ほど言いましたその電波を受信する側のシステムなどの構築に要する経費、ＪＡオホーツク網走では鉄塔の建設費の整備費の一部、またＪＡめまんべつでは、その携帯電話、スマートフォンなどで受けるための電波の利用料の一部

分というものを補助をするということで、予算を認めいただいた部分がございますけれども、さらに、農家の受け手の側のことについてまでの議論が進んでいない状況でございます。

業者団体として、こういったものをどのように考えていくのか、その議論によって私どもの町としての対応といいたいまいしょうか、そこも考えていきたいと思っております。

過去の、同じではないのかもしれませんが、各農協が同じような時期に農家にファクスを入れる、もう何十年か前ですけれども、一戸一戸に補助して買ってもらおうのかというような話もありましたけれども、統一的に一つの事業として導入をして、例えば所有権は農協が持つとかという中で事業をやって、農協も助成をして、それに対して町も助成をしたというような経過もあるのではないかと、そのように今考えております。それと全く同じではありませんけれども、個々の方々に町単独でというよりは、そういうまとまった中で導入、普及推進するということであれば、そういう取り組み、考え方というものも一度議論をしなければならないのではないかなと思っております。

地元の農業団体などとの懇談の中で、この課題についても出させていただきたいと思っておりますので、そういう議論も含めてしばらく、時間的な猶予をいただきたいと思いますところでございます。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 御答弁いただいたんですが、私たちの農家も世代交代が進みまして、息子が跡取りをしているわけですが、毎年、農協の広報を見ますと、何人かが新規就農とか、後継者として出ておられますので、ぜひ将来的に向けて、そういうことを前向きなお話をいただいたと思っておりますので、将来に向けて、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回の一般質問の通告をいただきましてから、何人かの導入をされている方、またお考えになっている方など、農業者に御意見を聞いたところがあります。使ってみてどうですかと、そういうお話をさせていただいた中では、カーナビと同じように、畝切りでも、この線のところに合わせてトラクターを運転していけば、曲がったり横にそれたりということがなくできる。これであれば、例えば就農1年目、2年目の若い農業者であっても、畝切りが任せられるとか、うちの奥さんでもできるんじゃないかなと、そんな感想を持ったというか農業者の方も、いらっし

やいました。

今までであれば、若い農業者が就農しても、まだまだ畝切りは任せられないなど、一人前なるには5年、10年かかるぞというようなお話も聞いたことがございましたけれども、そういうところから、こういうものの機械というのは、上手に使っていかなければならないのではないかなと思います。

私などもそのシステムではありませんけれども、カーナビにとりあえず目的地を入れれば、例えば札幌まで運転して行って、目的地まで着くということで、ガイダンスをしてもらうということを考えると、よりその作業に当たる裾野というものが広がって、いろんな方々が、使えるようになってくるのではないかと、先ほど言いましたコントラクター事業等のお話もしましたけれども、もしそれがスタートしたとしても、やはり一人前のしっかりとした作業ができる人を育てるまでには何年も掛かるということでは、なかなか農業者の方々が安心して任せることもできないと、あわせてこういうシステムを入れながら、補助的に使って効率を上げていくということが、やはりそちらの側からも必要になるのではないかと、そのように今回の質問をいただいた中で、農業者の意見を聞き感じたところでございます。

町にとって、必要な仕組みであろうと考えておりますので、この導入に向けても、今後、努力をしてまいりたいと考えております。今後とも御指導いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これにて田中裕之議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時とします。

(休憩 午前11時54分)

(再開 午後01時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 一般質問を続けます。

次に、5番 品田好博議員の一般質問を許します。

◇品田議員 質問に入らしていただきますけども、前段の議員さんがちょっと時間をうまく引き伸ばしていただきまして、午後1番初めの区切りのいい質問をさせていただくこととなりまして、感謝しております。

平成28年度第2回大空町議会定例会において、質問をさせていただきたいと思っております。通告書によりさせていただきます。

1 小規模企業者を支援する条例は、考えていないでしょうか、についてであり

ます。

平成26年6月、小規模企業振興基本法が制定されました。また、26年9月、小規模等小規模者企業支援法の改正が行われたところであります。その必要性については、まち・ひと・しごと仕事総合戦略にもありますように、小規模企業等の経営体制の体質の強化はもちろんでございますが、事業継承の円滑化、創業等の促進を柱に掲げて、北海道は、道の責務や、小規模企業者の役割を定めて、各種具体策を盛り込み、小規模企業振興条例として、この28年3月定例会において可決され制定されたものとして認識しております。

このことに対して、町としての責務とは何か。どういう上位条例ができて、その対応として、条例制定の必要性はないのでしょうか。対応のあり方について、お考えをお聞きしたいと思います。

ロとして、経営発達支援計画の策定についてであります。

この計画は、小規模事業者支援法の改正に伴う制度がありまして、経済産業大臣の認定を受けた商工会、商工会議所の計画に財政支援をするということで、地方経済や地域活性化を支える小規模事業者の力を引き出すことを狙ったものであります。総合戦略策定の合同委員会、報告のときにも申し上げたと思います。

景気動向や、需要動向の調査による実態把握、後継者問題に対するアンケート調査によるフィードバック、創業支援セミナーを通じた事業計画策定支援と情報の交換や情報提供などによる支援が必要なのではないでしょうか。

なお、滞在型観光開発の戦略づくり、大空町産のブランド化、商店街のにぎわい事業も計画に位置づけて、小規模事業者の意欲を新しい創業者の支援を通じて、その力を引き出していかねばならないと考えますが、町長はどのような考え方を持っているのか、お聞きかせください。近隣では、北見、網走、美幌、斜里が認定をされたという報道があります。

本年度から5カ年計画であります。よろしくお願ひしたいと思います。

2番に入ります。

ふるさと納税の返戻事業の歳入効果について大空町が、ふるさと納税に特典付与をされたのは、2015年度からだ記憶しておりますが、昨年1年間で1,817件、計5,464万3,000円が集まったと報告されております。やや遅れてからはありますが、返戻特典ではありますが、貴重な財源になっていることは、だれもが認識しているところであります。

一部、加熱しているところもあるようですが、総務省の通達もあり、今日に至っているものと考えております。

大空町においては、返礼贈呈は実施して良かったと、考えていると思いますが、予想と比較してどうであったか、率直な町長のお気持ちを聞かせください。

ロとして、ふるさとチョイスアワード2015についてであります。

ポータルサイト、ふるさとチョイスを運営する会社が太宰町の取り組みを番付で言えば、前頭筆頭に格付したと報道がありました。大変うれしいことであり、評価に値するものだろうと考えております。飛行場のある町である太宰町にふさわしい贈呈特典であったのが評価されたのだろうと思います。返礼贈呈事業は、産業の振興にも寄与するものであると考えております。また、一般贈呈品のトップは、チーズセットと聞いております。

このような記事について、コンシェルジュをされた町長の雑ばくな感想で結構ですので、お聞かせください。

企業版ふるさと納税についてであります。

広がりを見せているふるさと納税であります。内閣府はこのたび続きまして、企業版ふるさと納税制度を打ち出しております。この概要について御説明願えればありがたいと思います。

企業版ふるさと納税に何を期待するのか、企業側から見れば、何を求めて寄附しようとするのか。大変興味がわくものでありますので、町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

以上、大きく2点でございますけれども、何とぞよろしく御答弁賜りますよう、お願いを申し上げます。1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 品田議員からは2点あたり、一般質問をちょうだいいたしました。

御答弁を申し上げたいと存じます。

小規模企業を支援する条例制定についてでございます。

全国には385万の中小企業があり、小規模事業者は、そのうち9割を占めます。地域経済や雇用を支える重要な存在であり、経済の好循環というものを実現させるには、小規模事業者の活力が必要不可欠だと考えます。

平成26年に小規模企業振興基本法が制定され、同じく商工会、商工会議所による小規模事業者の支援法が改正されたところでございます。背景には、人口減少社会の構造的変化による小規模事業者の就業の低下、売り上げの減少があります。

その地域で持続的に経営を行う、ビジネスモデルの再構築をサポートする体制を整備することが課題となっているかと思っております。

このため、小規模企業振興基本法は、具体的な四つの基本原則を定め、支援することとしております。

一つには多様な需要に応じた商品サービスの販路拡大新事業展開の促進、二つ目として、経営資源の有効な活用と個人の能力の発揮の促進、三つ目地域経済の活性化に資する事業の推進、四つ支援体制の整備などで、これらが条文に位置づけられ

てございます。

大空町では、総合戦略において地場産品と新商品の開発や流通経路の拡大でありますとか、新産業創出への支援、地域で起業する方への支援、そらっきーポイントやプレミアムつき商品券事業の実施、企業の人材育成支援、若年者の雇用の促進、町内の経済循環による受注機会の確保など、それぞれ取り組んでいるところでございます。

理念的な条例になろうかと思えますけれども、こういったものを制定することだけでなく、個々の課題に対応し、施策を推進していくことで、より機動的に対応できるのではないかと考えてございます。

法律は、地方公共団体と商工会の役割分担と連携の努力義務がうたわれてございます。北海道の小規模企業振興条例は、この4月に制定されましたけれども、条例の中では、各地域の実情に合わせた市町村との連携協力をうたってございます。

法律や道条例により、大空町は、国さらには北海道、商工会との連携が位置づけられている状況にございます。

このため、今後においても、連携、情報共有を密にしながら、地域経済の活性化を図ってまいりたいと思っております。

次に、発達支援計画の策定についてでございます。

小規模支援法において、小規模事業者の経営の発達に資する経営発達支援計画を商工会が作成し、国が認定するという制度になってございます。認定を受けました商工会は、上限が700万円の伴走型小規模事業者支援推進事業補助金を利用することができます。また、小規模事業者は、この計画に沿った事業の際に、資金を活用することができるという内容のものでございます。

認定状況は、4月現在、全国で638件、道内では67件、オホーツク管内では、議員がおっしゃったとおり、北見商工会議所、網走、美幌の商工会議所、斜里の商工会、2市4町の地域で認定がされております。

大空町商工会は、1月の理事会において、計画が承認され2月1日に国に提出をしております、今年度中の認定を目指しているところでございます。計画の策定に当たりましては、町の総合計画でありますとか総合戦略との整合性を図られたということでございます。

町といたしましては、これらの計画に基づいた今後の具体的な事業の展開の中で協力をいたしながら、進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、ふるさと納税制度の関係でございます。

大空町では平成20年度から、大空町ふるさと応援寄附金という名称で受け付けてございます。各年度の寄附金額と件数をお知らせいたします。平成20年度49件、1,009万3,000円、21年度23件、570万3,000円、22年度37件、647万6,000円、23年度29件、1,112万円、24年度2

5件、1,234万4,000円、25年度26件、817万6,000円、26年度ここからは、青少年育成協会の特殊な寄附のところを抜きまして、35件515万5,000円、27年度は、返戻品をつけることとなりました。そのために1,818件、5,464万3,000円と前年度から見ると大幅な増となりました。

返戻品を出すということでありましたけれども、私が予想していた以上の反響があったという感想を持っています。

各年次におきまして、女満別小学校の建設事業や女満別高等学校の甲子園出場など、その年の事業によりまして、給付額が左右される状況も見て取れます。27年度から特産品を送る特典を実施いたしました。さらに航空券と宿泊をセットにした大空町優待特典も行ったこともあり、先ほど言いましたとおり、寄附額では約10倍、件数は50倍と大幅に増加をして、地域の産業と経済効果にも貢献をいただいているところでございます。

特産品は、チーズ、野菜、豚肉、シジミ製品、スイーツなど29品目を合わせて額別に15セットを寄附者に選んでいただいておりますけれども、チーズセットを希望された方が全体の約8割という状況でございます。

また、優待特典も77件と非常に予想よりも多かったわけでございます。御家族を同伴された方もおられまして、件数の約2倍の方が大空町に滞在をされております。特産品だけではなく、お越しいただくことで、大空町を体験していただき、季節移住でありますとか、2地域居住につながる機会になればありがたいと思っています。

28年度は、特産品の商品拡充を図るために、特産品を公募いたしました。5件の個人事業者から牛肉でありますとか、お米など22商品の応募があったところでございます。現在、ふるさとチョイスに掲載しPRを図っているところでございます。

また、27年度限定ということで当初始めました優待特典は終了いたしました。先ほど言いましたように非常に好評であったため、寄附額の約5割相当で女満別空港発着の航空券や宿泊、レンタカー代、イベントや体験等組み合わせたツアーパックを今年度から新しくつけ加えることにいたしました。

特産品は随時公募を受付しておりますので、新たな特産品が加わってくださることを期待しているところでございます。

ふるさとチョイスアワード2015で、前頭に評価されたのは、職員が提案した内容でございます。私の観光案内が評価されたものではないかと考えてございます。用務の都合もあり、実際に案内したのは1件でございます。評価された、さらにそれが公表されたということで、大空町という町の名前、またそういったものに関心を持っていただく機会になったのではないかと考えているところでございます。

ふるさと納税の目的は、私は合併した大空町という新しい町、これを知ってもら

うPR効果、さらに、先ほど言いました滞在や季節移住など、何がしかの形で定住につながればありがたいと思ってございます。

また、返品を出すことで、地域の製品の売りに貢献し、それぞれの方々の所得確保にもつながるということもあろうかと思えます。さらには寄附が増え、町としての歳入の確保も図られるということが目的や効果になろうかと思ってございます。

こういったことのために返品品のラインナップを充実させることも大切でありますけれども、一方で、寄附いただいた財源をどういった事業に充てるかということも大変大切なことではないかと寄附者の方にその事業に共鳴していただかなければならないものと思ってございます。

その返礼品のラインナップはもちろんでありますけれども、こんな事業に取り組んでみたい、しかしなかなか財源確保が難しい、だから寄附をお願いできないだろうか、そういう歳出側のPRといいましょうか、それも大切になってくるのではないかと考えているところでございます。

そんな中、企業版ふるさと納税制度がこの4月内閣府から企業向けの周知が図られたところでございます。28年度の税制改正において創設されたものでございまして、自治体のまち・ひと・しごと創生事業に対して寄附を行うことで、従来の軽減効果の3割に加えて、さらに3割の税額控除が受けられる制度となっております。

ただ、一般のふるさと納税とは異なり、企業の方々は事前に寄附を自治体に申し出なければなりません。また自治体は、内閣府にまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として申請を行わなければなりません。内閣府は、その寄附活用事業を公表いたしまして、認定をいたします。最後に、事業を実施をして事業費を確定させた後に、企業から寄附の払い込みを受け取るという流れになります。非常に事務手続きが多いのが特徴でございます。

町といたしましては、係わりのある企業にこういったことについてのアプローチを掛けていくということが必要ではないかと思っております。また、企業の方々からは税額控除も受けられるということもありますけれども、市町村と一緒にいろいろな事業を展開するという位置づけになるのではないかと、そんな意味からは、ひょっとしたら社会貢献とか、その企業の価値を上げるために、市町村と一緒に事業を展開するということでの寄附というものがあるのではないかと考えます。

そのように考えますと、まち・ひと・しごと創成寄附活用事業の大空町としてのプランが策定がきちっとされていて、それをもとに、企業の方々に共鳴をしていただくという考え方にもなろうかと思っておりますので、そういう企業の方々に共鳴していただけるような、その事業というものをしっかりと検討するということが必要ではないかと考えているところでございます。

以上、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 1回目の御答弁をいただいたところであります。

従前は、こういった小規模事業者に対する法律というのは、中小企業基本法というものが、随分昔からあったのかと思います。ただこの従前の法は、基本計画の策定を義務付けてはいないということに、この新しい振興基本法は大きく違うんだろということだと私は感じておりますし、大変な功績だというふうなことであります。私どもの商工会連合会長である石沢さんが、何度も何度も足しげく国会に通って、弱き立場を代弁して、この法をつくってもらったというふうに認識しているところでございますけども、正直言って、一会員でございまして、詳しい話は、なかなかわかっていないところでございました。

たまたま町長さんには、26年9月の一般質問で、このパンフレットが来たので、総合戦略の戦略づくりの時でしたから、重要に位置付けて、対応してもらいたいという質問をさせていただいて以来、2年が経ったということでもあります。

重要なことは本当に重要なのですけども、実際に我々商店街や会員の皆さんが、どれだけ認識しているかといえば、誠に残念ながら、これだけのことでございすけれども、わからなかったのではなかろうかと、商工会は頒布をしたというだけで、2年間、何の音沙汰もなかったわけです。

新しいニュースは、先ほど町長さんが言いました経営発達支援計画というものが、近隣市町村では、もう既に策定されて、中小企業庁の認定をいただいて、具体的な支援に大空町は先ほど町長さんが言いましたけれども、認定から漏れまして、2月に出しましたけれども、不認定ということで、指導員の言うには理事会にかけて、正副会長の一任になった旨を聞いたところであります。

私は、斜里町と美幌町のものを入手いたしまして見ましたら、大概同じようなもので、形は同じでございます。

ところが、商工会は行政と違しまして、委託ということはなかなかしてないわけで、その予算も持ち得ておりません。指導員が、いろんな指導活動の合い間でこつこつと作られていたために、随分、他所からみて遅れていたというのが実態なんだろうと、私は考えております。

表紙だけを見させていただきましたけれども、もう既にやはり、他町村とは大きく離れているなど、でも御苦労があったなあという気持ちで頑張ったねという言葉が掛けさせていただきましたけども、先ほど質問の中にありました小規模企業支援法の改正がなされましたし、その改正の内容が、こういったことがあるから地域連携をしてやってくれ、小規模企業にとって最も身近で、中核的な支援機関である商工

会と商工会議所の支援機能を抜本的に強化して、小規模基本法に定める総力を挙げた支援体制を構築しようとするものであります。

先ほど町長が地域の連携、行政との連携、そういう中で、計画が認識されておったのかどうか、提出される前に、行政はこれを確認をしていたのか。

指導員は、全国商工会連合会の指図で、全道くまなく商工会は出せというふうな指示であったそうです。ところが、内容は、現実には町長さんの握っているとおりであります。なかなか作り切れていない。また、作っても認定され得ない。これが実態なんだろうと、何でも、大法は素晴らしいけれども、末端まで行くと縮こまって進まない。それが総合戦略であつたら大変なことになっている。私はそういう危機感を持って、この質問に臨んでいるところであります。よくある話だということではない。

行政も今、こういった同じようにまち・ひと・しごと創生総合戦略、こういうブックを同じように、町民に配られております。それがただそれだけの事象に終わらないために、どういう組織と関係団体と連携をして強力に推し進めていかなきゃならないのか。そしてP D C Iをどの時点で判断をして、修正なりをして行かなければならないのか、

今まさしくスタートした瞬間でございます。その辺の意識を質問したわけでございますので、その辺もう一度お答えをいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど言いました発達計画、支援計画策定に当たりまして、町はどのようにかかわってきたかということでございますけれども、国の制度の中では、商工会が作成するというので、そういった意味からは、町が主導的に関与してきたというものはございません。

ただ、認識が私と議員と少し違っておりますのは、2月1日に提出をし、さまざまやりとりは国との間で出てこようかと思っておりますけれども、不認定になったというその意識は、私どもは思っておりませんで、修正をしながらでも最終的には、こういったものを認めていただけるのではないかと考えているところでございます。

確かに、国は華々しくいろいろ制度をつくりましますけれども、実態になかなかそぐわなくて、結果的に末端の事業実施主体のところに来ると、なかなか活用ができないと、いうジレンマもその他の事業でも、実態としてあったことなどがあるかと思ひます。

今回の制度も、そういうことにならないように、地域とすれば上手に活用していくということ考えなければならないのではないかと、そのように思ひます。

今回、商工会が出しておりますその計画の概要といひましようか、いくつかの事

業の形態などについては、経済動向調査を行う、経営分析を進める、事業計画の策定支援をする、さらにその事業の実施支援を行っていく、また、ノウハウなどの情報交換を行い、需要動向調査、また需要の開拓や商品開発、イベント観光事業の実施、販路拡大、指導者を養成していくという項目のような内容になってございます。

こうやって申し上げますと、非常に総花的で具体的なところがなかなか見えないのかもしれませんが、今後、その項目に沿って具体的な事業を行っていくということを想定しながら、その間口を広めておくということで、そういう計画になっているのではないかと思います。

今後、計画の認定をいただいた後は、具体的に先ほど言ったそれぞれの項目などで、どんな事業を商工会としてはやっていくのかと幾つかの案が出ているようでもありますけれども、最終的には、認定後、町さらに商工会などと内容を詰めまして、決定については、商工会の理事会などに図られるのではないかと考えているところでもあります。

町としては、その計画段階での対応というものは、余りございませんでしたけれども、具体的な事業を実施をするということになれば、当然、国の財源もいただきながらではありますけれども、町がどのような形で応援ができるかとか、現在町がやって進めて商工会と進めている事業などを取り込んだり、さらにその幅出しをしたりというようなことができるのかどうなのかということで、具体的なところを協議していかなければならないものと考えてございますので、そういったところで、これから知恵も汗もかいて行きたいと、そのように考えているところでございます。

また先ほど申しました。町も総合戦略を策定しておりますけれども、単に各御家庭に配って内容が周知されたということだけでは十分ではないと、そのように考えておりまして、今回の戦略などをもとに、各町内の事業者の方々に私の名前でもって要請といひましようか、お願いの文書を出させていただいております。

町は人口減少に歯止めをかけるために、こういった戦略というものを立てました。しかし、これは町が笛吹けど、太鼓をたたけど、町民の皆さん方の御利用をいただかなければ、何の効果も発揮しないという面が多々ございます。ぜひ、農業者の方々、その他の商工事業者さまざまな事業の方々、今回の制度などを十分活用いただいて、自分の社業、稼業、そういったものに反映をさせていただきたいと、そういうお願いの文書なども町としては極めて稀なことだと思いますけれども、発紙させていただいたところでもあります。

こうやって少しずつ、町はPRが下手、そんな御指摘もいただきましたので、できる限りのことをやりながら、皆さんに御利用いただき、さらには、今回の発達支援計画なども、当然かわりが出てくるだろうと、そのように考えておりますので、あわせてPRをさせていただきながら、御利用いただくということを考えてまいりたいと思います。

具体的には、今回の計画が認定をされたときには、個々の事業者の方々には、融資制度が拡充されるという利点などもございます。

設備資金や運転資金、町の資金もございますけれども、もう少し幅の広いといいましょうか、金額の大きなものの融資も可能になってくるという利点もありますので、そういったことをPRさせていただきながら、取捨選択の中で、御利用いただくということも進めてまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 5 番 品田議員。

◇品田議員 全体的な流れはわかっていただけたと思いますけれども、国の振興条例は、市町村との連携と、第12条という形で、しっかりと明記しておりますし、道もそういったものを認識して条例化されたと、こんなふうに思っています。

形だけ済ませれば良いということではなくて、今総合戦略のまっただ中ですから、もう少し具体的な質問にというか、お聞きをしたいところであります。例えば総合戦略で創業者支援100万円上限、100万円で何ができるか、なかなかこれは困難であります。2人が求められておりまして、1人は何とか本当に私も、2カ月ほど通いながら、彼の大工仕事を見ながら、すごい力だなあ、頑張れよと励まして今日まで至っておりますけれども、本当に全然金がないんだって、それを自力であそこまでやった、若さだなあ。この若い力は、本当に利用して、また生かしていかなければならないのが、私たちの責務だろうと、そんなふうに私は見守っております。

また、今日、新たなる若者が間借りしてやるそうではございますけれども、同じように時間がかかっております。大変、困難な状況が読み取れるわけでございます。

これらについても、道の補助金といいますか、中小企業と町の補助、そういったものがあります。

ところが、かせがありまして、6カ月経たなければ、商工会員になれない。私が帰ってきたときは、27歳の時ですけども、そのときは1年でありました。大変、金の算段ができないで、大変苦勞いたしましたことを思い出します。その当時でも100万円では、何もできませんでした。もっと大変な状況ですと、これは若い者は不景気だろうが何だろうが、関係なくやる根性を持っています。夢を持っております。それが私は、この総合戦略の大事なところだと思っています。

そのときに私は担当課に電話して、道の補助もあるはずだから抱き込んで説明をした方が良くはないのかと、商工会を交えてした方がいいんじゃないのかという話を2度電話をさせていただきました。でもそれは商工会の問題だ、我々は100万円だけだ、あとはマル経でも何でもいいんじゃないか、と言いますが、独立支援事業は補助です。ですから他町村の場合は、市が100万円、200万円、道が100万円か何か私はわかりません。

あるドキュメンタリーで言っていました。その人はパン屋開きました。奥さんです。300万円補助、道と市でもらった。自己資金は50万円、念願のパン屋さんを作った。商工会の会員でもないのに金貸してくれという人はいません。この担当は、大空町産業課です。産業課に行かなければ、産業課が道のそういったものの支援も握っていて、同時に、商工会も交えてやるのが、町長の今言った本当の連携とは、そういうことなのではないですか。

文書で連携だとか、支援だとかいうけれども、実際はそういうミニマムな支援ということをしつかりと、システム化することじゃないでしょうか。

私は今回のことで考えました。そういう形でやってこそ、本当にうまくいく例がいっぱいあると私は思います。例えば、私が商売替えをしたい。そういうことであれば、それは出ます。これによりますと3分の2、上限1,000万円です。魚屋さんが隣で天ぷら屋をやりたい、そういうことであれば、これにマッチします。多分まだこれクリアしますでしょう。クリアしなきゃなんない問題があるんでしょう。

いろいろ問題あります。保証協会のこともあるでしょう。だけど、やっぱり可能性もあるということ、それをやはり握ってもらって、商工会も少し考えてもらわなければならない場面もありますけれども、やはり行政が大事です。法になりますと、行政ですから、お願いをしたい、そんな気持ちで質問させたところございますので、よろしくお願いしたいと思います。

理解していただければ、それ以上私が言うこともありません。

◇議 長 町長。

◇町 長 お気持ちわからないでもないですけども、そのように行政に過度な期待をいただいても、なかなか難しいと考えるところがございます。

例えば、創業100万円で一体何ができるかと、100万円では何も全部ができるわけではございません。

しかし、事業を起こそうとする方、人からいただく補助金と融資だけで物事を進める、そんな甘い考え方で事業を進めようとしているんでしょうか。当然、自己資金もあり、融資も受け、さらに補助金も活用し、いろいろなものを持って事業をやれるかやれないか、そのように考えるのではないのでしょうか。その中で、町としてどの程度応援をさせていただくことがいいのか。そのように考えたときのこの100万円というのは、いろいろな諸手続きにかかる経費、そういったようなものを当時計算をした中で、100万円という額、当然これで全部ができるということではないですけども、そういった気持ちを組みながら応援する一つの材料となるのではないかと、当然事業やられる方からすれば100万円よりは500万円、500万円よりは1,000万円、さらに2,000万円でも3,000万円でも補助金を

もらえれば、それはそれで、有難いと思うことはもちろんでありますけれども、どの程度が基準なのか、100万円とは申しませんが、とりあえずここからスタートをさせていただいたということでございます。

もし、具体的な額など、こういう考え方に立てないかということであれば、また、お知らせをいただければ有難いと思っておりますし、町は、この他に中小企業振興資金の借入れに対しましては、利子補給などで応援をさせていただいております。そちら側の、設備資金などは、確か私の記憶違いなければ、1,000万円程度ではなかったかと思います。そういったところでの融資についても町としては、御用意をさせていただいております。こちらについては、操業の資金、さらには中小企業振興資金については、その時点で商工会に加入をされていなくても、対象となるものでございますので、御活用いただけるようお願いをしたいと思います。

また、いろいろな指導について、まず行政の窓口でということもわからないではないですけれども、正直申し上げまして、行政の担当者は、プロパーの職員ではございません。そんなことからいきますと、商工会の指導員など、専門的な方々がその事業の操業、さらにはどのような資金体系で運転資金を賄っていくのか、そういった経営のノウハウのところまで、踏み込んで御相談に応じて、そして、融資に繋いだり、その資金確保がどのようなになっているのかということを相談を申し上げて、そして、アドバイスをさせていただくということが私は必要ではないかと、私はそのように感じてございます。

決して行政として、その責務、役割を逃げるわけではございませんけれども、ぜひこの機会に議員からも、商工会の会員であろうかと思っておりますので、そういった商工会としての取り組みの充実というものをお願いをしていただきたいと思いますところでございます。

町といたしましても、そういった方々の御相談の体制、これも充実もしっかりとしていかなければなりませんので、そういった内容については、これからも努力をしてまいりたい、1カ所でできるだけ多くの情報提供ができるように、職員にもその資質の向上を図るよう努めてまいるように努力をしたいと思います。議員からも、ぜひよろしくをお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 私は町長が言っていることはそのとおりだと思います。

補助金の額については、私は多いとか少ないとか、多ければ何ぼでもいいとかいう考え方で言ったわけではありません。創業というのは、それだけ大変な資金が掛るし、借入金、自己資金も当たり前でございます。まして素人となってくると大変なことがありますので、継続した支援ということになれば、初めだけちょっと貸せ

ばいいだろうといえ、端的に言えば、もう辞めて町を出たいという方もおるよう
でございますから、そういった形になりかねない。

そこにしたら相談窓口なかったのかといったら、創業支援の100万円は、100%の助成なんです。商工会の窓口を通していないのです。そこら辺もまた理解してもらいたいし、商工会も逆に積極的に、町長さんのおっしゃるとおり、窓口を買って出る、そのぐらいな気持ちがあれば、本当に商工会といわないんでないだろうかと、そのとおりでございます。

窓口分については、本当に商工会の方が、筋が通っていていいだろうと、その代わり役場の政策については、しっかりと商工会におろすと、困った時には相談に來いという形でよろしいんでなかろうかと、そんなことで一つ目の質問は終わらせていただきたいと思います。

ふるさと納税でございますけれども、町長さんのお答えどおり、予想をはるかに上回って、以前より10倍位多い新聞に載っております。

またこの質問をした時に、多くの新聞でふるさと納税が話題になりまして、全国で1,653億円です。トップは都城市42億円、北海道では上士幌町が10億円を突破している。ちょっと前まで2億円だったのですが、考えられないという気持ちでございます。

内容については、いろいろありましようですけども、担当者と話しまして、みんな良いんだけど、やっぱり産業力がない。やっぱりお客さんだから、理念だけで寄附をよこしたのではない、夢だけでよこしたのではない、やっぱり理詰めで儲ける、そういうことを言っております、1番の儲け口はふるさと納税だと、こういうふうな宣伝もしているようでございます。それはそれで私は結構でなかろうかと思っています。偶然、大空町を選んだのでしょうから。そういう縁もあっていいのだろうと、私は思っております。ただし先ほど言った産業の振興に42億円となると本当に一つの産業になってしまいますから、すごいことだと、ですから喜茂別町、私知りませんけども、その担当課さんが泣いている。魚も肉も何もない。贈呈品に目新しいものが無い。そういう町もある。

逆にあってあってすごい、めちゃくちゃ5億円なんぼも伸びてきているのが釧路市、網走市です。底力ですね、物産力と言いますか、ですから我々も予算審議委員で私は質問しました。肉がなんでないんだと、肉ということで公募しまして、何か5つの中に肉が入ったと聞きましたけども、その辺のことがわかりますれば、教えていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 前段の関係、創業支援資金だけではなくて、その後の支援も必要ではな

いかという御指摘もあったかと思います。その他の方からも、そういった御指摘を受けたところもあります。そんなことから、十分ではありませんけれども、今回の総合戦略の中では、新しく雇用をする従業員の方、正規雇用をして基盤をしっかりとつくってもらう、当初の人件費というものは非常に大きなものがあるであろうと、そんなことから3年間にわたり、合計180万円までの雇用の交付金というものも創設をいたしました。

さらに、資格を取得させるための研修費などについても、助成をするということで、その操業時だけではなくて、それからの次のアプローチに向けての提案も幾つか、総合戦略の中でさせていただいたところであります。

先ほど申しましたように、そういったものをつくりはしましたけれども御活用いただかなければ、地域の中で1歩も2歩も前に進めないということであろうかと思いますので、御自身の負担も伴うわけではございますが、ぜひ、活用いただいて、負担の軽減というものに結びつけていただきたい、そして、せっかく操業された方々が順調にその業績を伸ばして、次の段階へと進んでいただき、地域の商工業の層の厚みというものをつくっていただければありがたいものだと考えているところでございます。

返礼品、よく他の町村から大空町はチーズもあり、農産品もありいいと言われることもございますけれども、そこばかりではないのではないかなと、私が昨年、九州の玄海町という所を訪問をさせていただいたときに、年間で約10億円ほどのふるさと納税があるという町でございますけれども、お酒をつくりたいと、しかしそのためのいろいろな国の助成とかそういうものがないので、ふるさと納税で応援をしてくれませんか。出来上がりましたら、返礼品としてそのでき上がったお酒を皆さん方にお送りさせていただきます。御協力くださいというようなことで、これは歳入を受けてから、事業に充てるという、これをやりたいので、何とか皆さん意気を感じて寄附いただけませんか。そういうやり方をして見事に酒を造って売り出したというような、お話もいただきました。

これは、ほんの1例かもしれませんが、先ほど私どもの町で取り組んでおりますその地元に来ていただだけませんか、そういうものも少し目先が変わっていて、納税者の方々の理解といいましょうか、御協力を得られるようなものになるのかなと、そういうことで、まだまだ知恵の出し様というのは私どもの町にあってもあるのではないかと、ずっとはこういったことについて考えをめぐらせながら充実して、大勢の皆さんに理解をいただけるようなものにしていきたいと考えております。

今年度は、先ほど5件、個人や事業者の方々から公募がありまして、それを返礼品のラインナップに加えさせていただきましたという話をして、お米や牛肉という話をしたかと思うんですけれども、お米や牛肉でありますとか、シジミ関連の製品、

それから、加工肉でありますとか、その他食肉、生肉の部分も含めて、そういったもの、さらにはスイーツの類というようなものが、今回、商品として、しっかりと送りするので取り扱ってほしいということで、入れさせていただいてございます。

従来も産業開発公社の肉製品一部だけございましたけれども、今回のことで、2社、そういうところが増えましたので、バリエーションといいましょうか、商品の種類、品目というようなものについては、さらに充実されたのではないかと思います。

ただ、春先に一度やりましたけれども、年間を通じてそういった受付もさせていただいておりますので、今後も、御用命があれば、内容をお聞きしながら、しっかりと送りしていただけるのであれば、加えてまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 町長からいいお話を聞かせていただきまして、玄海町、まさしくよその町の人に対して、政策を掲げて、共鳴をお願いしたという実例であると、無いものの発想という感じがいたしまして、本当にそのとおりだなという気がいたします。

それで3番目の企業ふるさと、今言った政策表明ということにつながるのかと、まさしく本来は、このふるさと納税というのは、そういった側面が多くあったほうが、良かったんだろうけども、なかなかそうじゃなくて進められてきた経緯がありまして、物を付けるという添付主義が先行してしまった。政策論争で政策の旗を掲げて、どっちの旗が良いかと集めた方が本当に良かったんだろうけども、それはもう今言っても、致し方ないことかなと思います。逆にだんだん、戻ってくるんだろうと思うんでなかろうか、政策協議に。この間、町長さん行かれたのかどうかわかりませんが、東京都の区長会ですか、北海道町村会が提携しておりまして、フェアを開き、美幌町の土田町長が行って、カーボンオフセットを説明したと、置戸の井上町長も出られて挨拶をしたと、町長も一緒に行ったんだろうかと、何を話されたのかなと思っておりますけども、そういう場面がどんどん生まれてきてます。また積極的に求めて行っているのも今北海道の自治体です。

そういう攻撃的に自分の政策というものどんどんどんどん出していく、それが、本当のアイデンティじゃないのか。

地域は全部一つではありません。みんな特色があります。最大限の特色を発信する、そういうはっきりしたものを、自分のアイデンティは何かというものつくり上げて行かれてほしいな、そんな気持ちで、時間ということで終わらせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 企業版のふるさと納税制度、企業の方々は、返礼品を何か求めてされるということではないと、そのように思います。

現在の一般のふるさと納税制度はどちらかというと、返礼品重視主義になってしまって、そこに国からの警鐘も流されているものと思いますけれども、先ほど私が申しました、一方では政策に共鳴いただいて、その応援として、例えば企業版のふるさと納税であれば、納税をしていただくということも必要になってくるだろうと考えております。

例えば、カーボンオフセットであれば、地球全体の二酸化炭素の発生を抑制させる、吸収を促進させるというようなことで、そこに企業が納税をしながら、市町村とタイアップをして事業を実施する。そういうことが、企業の価値を高めたり、企業としての社会貢献活動としての評価が、一般的に高まっていくと、そういうことも期待されるのではないかと考えてございます。

オホーツク町村会と東京23区との交流につきましては、江東区と交流を進めて行こうということになりました。そのときに、ともすれば北海道の町村と東京の特別区の交流ということであれば、こちらから農産品、海産品を持って行って、それを販売するというだけでなく、消費地と生産地ということだけになってしまうのではないかと、それであればその他のいろんな物産販売と何ら変わらなくなってしまう、その議論が前段町村会の中でありまして、オホーツク町村会としては、なぜ江東区かということ、新木場などがあって、木材の流通の日本の拠点であると、そこにオホーツク管内は、有数の農産物、水産物の産地でありますけれども、林業の中心でもあるオホーツク管内には、森林認証を得た山林が非常に多くある。これを将来的に先ほど言った、日本の中心で木材産業の中心となっているようなところと何か協力してできることはないだろうか。そういう長期的な戦略を持って、そこと交流して行くのはどうかと、そういうな目標があり、取り組んだところでございます。

置戸町の井上町長は、町村会の会長として、また、美幌の土谷町長は、町村会の農林水産委員会の委員長として、今回、足を運んでくださっております。私は当日、消防の演習、その他の業務もございましたので、今回は、参加をいたしておりませんでしたけれども、管内各町村から、それぞれ職員なども出向いて、先日、口頭でも復命をさせたところでございますけれども、非常に良い経験になったと、また、いろいろな可能性がありそうだと、そのような報告を受けているところでございます。

企業版のふるさと納税制度、今回の江東区とのかかわりも今後重視をしながら、そういった中で、御協力いただける企業がないか、そういうことも一つこれからの課題となってくるのではないかと考えております。まだまだ途についたばかりの制度がございましたけれども、どのように、この制度を活用させていただくか、職員と

もども、もう少し研究をしながら取り組んでまいりたいと思いますので、御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて品田好博議員の一般質問を終了します。

◇議 長 ここで10分間休憩をします。

(休憩 午後02時04分)

(再開 午後02時14分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 一般質問を続けます。

次に、6番 松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 平成28年第2回大空町議会定例会において、一般質問通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

早速、大項目1点目、大空町役場庁舎の効率的活用について伺います。

現在の大空町役場庁舎につきましては、建設から30年が経過しています。当然、今後も適正な維持管理が必要とされています。本年度予算の中にもエレベーター改修が記載されております。

この庁舎ですが、当時はいろんな議論の中で、特に特徴的な議事堂文化ホール、それから温泉熱利用、それから事務作業、コミュニティスペースの確保など、さまざまな視点の中で建設されたと思いますが、そこで、2点について質問します。

小項目1点目、庁舎完成以降、職員数及び組織機構の見直し、また、事務機器及び関係書類が増える中で、3階和室のスペースの必要性について伺います。

項目2点目、町民のコミュニティーの場である町民ロビー及び選挙管理委員会スペースの有効活用について伺います。

また、本年、夢を、絆を、笑顔で彩る大空町を目標とし、新たなまちづくりの指針、大空町第2次総合計画がスタートしました。策定に当たり、総合計画策定審議委員会の各位には、今思えば改めて感謝を申し上げたいと思います。また同時に、地方創生に向けた総合戦略も策定されました。そこで、大項目1点目、大空町合併10年の検証について伺います。

私は、この質問について、合併は手段であって、目的ではないという、そういう視点に立って質問させていただきたいと思います。

そこで、施策執行を担う行政の立場から項目1点目、合併10年を振り返り、行財政、産業、医療、福祉、教育環境の充実及び住民サービス等の効果及び成果と今

後の課題について伺います。

また、近年、平成の大合併10年を迎えた市町村で、合併の効果と課題を明らかにし、今後の行財政運営に資することを目的として、合併10年検証報告書を作成している市町村はあります。そこで項目2点目、検証報告作成について伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 松田議員の一般質問にお答えをしたいと存じます。

現在の役場庁舎は、昭和60年に完成をしております。建設に当たりまして、議会の御理解もあり、町民と議会、役場が身近に親しまれるよう、この議事堂を町民にも開放し、各種イベントなど多目的に利用できる文化ホールの役割を持った特徴あるものとしたところでございます。

建設当初は、一部の施設職員を除き、ほとんどの職員がこの庁舎で勤務をしておりましたが、社会情勢の変化、組織機構の見直し、職員数の増加、施設の管理等を踏まえ、研修会館やB&G海洋センターを執務場所にしたり、庁舎内の会議室を改修し、執務室とするなどしてまいったところでございます。

建設当時は、他の施設においても、和室を利用するということもあり、庁舎にも3階に和室を配置したものと思います。しかし現在は、靴を脱ぎ座った状態で会議をすることは少なく、ほとんどが土足のままテーブル、椅子で会議が行われている現状でございます。

27年度の利用状況について調べてみました。3階和室の利用状況は、49日、利用率は約20%でございます。他の会議室の利用率が50%を超えていますので、利用しづらさが表れているのではないかと推測いたします。このような状況から3階和室をテーブル、椅子で会議ができるように、改修について内部でも検討をしているところでございましたので、ぜひこの機会に、そういった方向で、さらに考えてみたいと思います。

あわせて、あそこの3階和室の前にコピー機を置いてございますけれども、こういったものも変更しなければならないことになるだろうと思います。さらに付け加えるならば、3階の製図室、従来は青焼き室というような言い方をしておりましたでしょうか、そういったところも、東側にございます。これらもあわせて活用を検討していかなければならないのではないかと考えてございます。

ただ、執務スペースがだんだんと狭くなってきていると職員などは申しますけれども、前提として、机の周りの整理整頓、ロッカーの整理整頓というものも、この機会にあわせて、しっかりと、徹底する必要があるのではないかと考えているところでございます。

また２点目として町民ロビーの関係についても触れていただきましたので、御答弁申し上げます。

町民ロビーと、現在、選挙管理委員会が執務をしております会議室の活用についてでございますが、このロビーは来庁者がお休みいただけるよう配置をしておりますけれども、庁舎の入り口から１番奥でございます。そんな中で、利用はそう多くないのが現実でございます。現在、選挙管理委員会が執務しております場所は、建設当時は職員の福利厚生として軽食喫茶等の営業ができるように、厨房の設備も備えたティールームとして配置をしてございました。しかし、当時ほとんどの職員は、自宅へ帰って昼食を取っていたこともありまして、営業としての利用者が見込めることができずに、出店の希望者がなく、活用されずに今日に至っております。

後に有効利用を図ろうということ、また執務スペースが少なくなっているということもあり、会議室としての改修を行い、現在では、時期的に選挙管理委員会でありますとか、確定申告の時期、また、大規模な統計調査があるとき、事務室として利用しているのが実態でございます。

続きまして、大空町は１０年の検証についてでございます。

平成１８年に大空町が誕生し、１０年が経過をいたしました。新町建設計画を検証し、第１次総合計画を策定してまちづくりに取り組んでまいったところであります。医療費助成の拡充でありますとか、診療所の建設、さらには教育環境の充実を図るための学校の建設や大規模改修、また、各種産業の振興でありますとか、環境保全対策、そういったものにも取り組んでまいりましたし、制度として自治基本条例の制定もさせていただいたところでございます。

１０年を振り返りとなかなか一言では語り尽くすことは難しく、思いの全てを言葉にすると数時間もかかるのではないかと、そのように思っているところでございます。ただ、この間、象徴的でありましたのは、東日本大震災、さらには暴風雪による痛ましい事故などもありました。自然の脅威と危機管理のあり方ということが、考えさせられた点としてございます。そういったことから、この安全対策が強く求められる時代となったという、それに対する対応というものをこの何年か行っている、そのように思っているところでございます。

また、地域の経済というのはなかなか大変な状況にございます。

これを地域の中で循環させて行く、そういった配慮、運営の方式も必要な時代でございますので、そういったところにも意を払ってきたつもりでございます。

このような取り組みの実績でありますとか、社会情勢の変化を踏まえまして、第２次総合計画を策定し、本年度から計画の実施に取り組んでいるところでございます。内容の検討に当たりまして、アンケート調査などを実施して、町民ニーズの把握に努めたところでございます。アンケート調査における大空町の住みやすさという項目がございました。住み良い、どちらかといえば住み良いとお答えいただいた

方の割合が、今回の調査は80.7%でございました。第1次総合計画のときに、同じ質問項目がございまして、このときは、69.5%でございましたので、約10%以上、上回ったこととなります。こういった考えを町民の方々が持たれているということは、大変ありがたいことだと、そのように感じているところでございます。

合併した町の効果といたしましては、人件費の縮減や、交付税の特例措置、合併特例債の活用などがございます。これらの効果を生かしながら、現在取り組んでおります総合戦略の人口減社会を見据えた各種事業の財源に充てさせていただいているというのが実態かと思っております。

このように申し上げますと、随分良いことばかりのようでもございますけれども、合併当初からの、課題もまだまだ残っているものもございます。自治会の再編という課題もございましたけれども、こちらは一向に進んでおりませんし、各団体や組織の統合が必要と思われる中で、まだまだ十分と言えないものなどもございます。このように考えますと、まだまだだなと思っていることもたくさんあります。先ほど申しました人口減少が進んでいる中で、これも大きな課題として取り組んでいかなければならないわけであります。課題はなくなることはありませんし、まだまだやりたいこと、しなければならないことがあるというのが実態かと思っております。

検証報告書でございますけれども、私が考えますには、第2次総合計画を策定するに当たり、アンケート調査のほか、さまざまな機会を捉えて町民の方々にこの10年間のまちづくりについてお尋ねをして、さまざまな意見をいただいております。町民の意向を踏まえて、各団体から御推薦をいただきました30人の町民から成る策定審議会において、合併後の10年間の事業を検証し、課題を整理したつもりでございます。さらに、慎重な審議をいただいたとも思っております。

そのため、改めて事業等を羅列しながら検証し、報告書を作成するというものについては、考えていないというのが現状のところでございますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 松田議員からの二つ目の御質問であります大空町合併10年の検証について、教育委員会の立場から御答弁を申し上げたいと思います。

教育委員会では、第1次大空町総合計画の教育の基本目標として定められた、のびやか文化のまちづくりを具現化するため、大空町教育推進計画を策定し、これまで各種教育施策に取り組んでまいりました。大空町教育推進計画では、大空町教育の基本理念を二つ定めておりまして、一つは、新しい大空町教育の基盤づくりであり、もう一つは、新しい町の住民としての自立と共生であります。

教育の基盤づくりは、自然豊かな郷土を愛し、空港のある町として世界に目を開き、意欲的、創造的な教育の推進により、未来に向けて、大空町教育の基盤をしっかりとつくっていかうというものです。また、自立と共生は、自立の精神にあふれ、夢や希望の実現に挑戦するとともに、他者や自然と共生し、健康的に生活する人を育んでいかうというものであります。この二つの理念に基づき、次の五つの基本目標を掲げ、大空町の教育を推進してまいりました。

一つ目は、社会で生きる基盤となる実践的な力の育成、二つ目は、豊かな心と健やかな体の育成、三つ目は、信頼に応える学校づくりの推進、四つ目は、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりの推進、五つ目は、潤いのある生涯学習社会の実現であります。

教育の分野におけるこの10年間の主な成果につきましては、大きく学校教育と社会教育に分けて御答弁を申し上げたいと存じます。

学校教育については、豊住小学校と女満別小学校の学校統合を初めとして、女満別小学校の改築や女満別中学校の耐震補強、東藻琴中学校や東藻琴小学校の大規模改修事業、さらにはスクールバスの更新などに取り組み、教育環境の充実を図ることができました。

また、補助教員や外国語活動指導員、ALT、特別支援コーディネーター、巡回図書館司書など配置することにより、教育内容の質の向上が図られました。

幼稚園と保育園の経営を教育委員会が一体的に管理運営することで、幼保体制の確立を図ることもできたと考えております。

社会教育については、東藻琴B&G海洋センターの改修や、教育文化会館のリニューアル事業に対し補助を行うなど、スポーツや芸術文化施設の整備、充実が図られております。

また、文化団体や体育協会が一つになるとともに、手づくりの町民舞台や町民運動会など、これまでの各種事業、行事への多くの町民皆様の参画により、町民相互の絆づくりや一体化に大きな成果があったものと認識しております。

また、合併時に新しい町づくりの指針として合併協議会が策定いたしました新町建設計画における各種事業につきましても、概ね達成できたものと考えているところでございます。

この10年間で大空町の教育の基盤ができ上がりつつあるとともに、自立や共生の精神が大きく広がりを見せております。それらを一層確かなものにしていくことがこれからの大きな教育課題であると、そのように考えております。

学校教育では、子どもたちの学力や体力の向上を図るとともに、心の教育をしっかりと行っていかなければなりません。

また、社会教育では生きる上での実践的な力を養う学びへと軸足を移し、住民が不安なく充実した生活を過ごせるよう新たな生涯学習環境の整備が急務であると考

えております。

これまでの10年間の大空町の教育の歩みを十分生かしながら、昨年度策定いたしました第2次大空町総合計画や、大空町教育大綱で定められた目標達成のため、教育委員会として一層の努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、今後とも、御指導賜りますようお願いをいたします。以上、松田議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 最初の庁舎の効率的な活用の中でちょうど内部でも和室の部分については、検討の最中だということで説明をいただきました。そうであれば余計に、やっぱり時代のニーズに合った形の中で、効率よく使うべきだと私の方も強く申し上げたいと思います。

また同時に先ほどコピー機、電子機器に触れましたけれども、廊下に器具を置く、それだけ手狭な庁舎と、私は思いません。あれ一つとっても、やっぱりそういう部分も、きちんとすべきだと思っています。

そしてまた同時に、これからどうなるかわかりませんが、今回、多面的支援事業交付金事業がありますけれども、その部分について、3階には産業課と同時に、社団法人が一つ入りましたけれども、そこら辺、町民のイメージとしてはやっぱり入りやすいイメージがあります。確かに町長のおっしゃるとおり、机に書類、沢山あって何かごちゃごちゃ、職員が手狭な感じでは、やっぱりイメージが悪い。ぜひ、ここは整理してほしいと思います。

それと、もう一つ、二つ目ですけれども、ロビーのところのスペースですが、当初は職員が、福利厚生の部分で喫茶だとか、そういう部分の目的で、設計されたと聞きましたけれども、私はその利用の仕方は、これはいろいろあると思います。そこで私が提案したいのは、もし、そうやって喫茶店とか、そういう部分で当初設計されたのであれば、この間もちょっと時間があって見せてもらいましたけれども、選挙管理委員会の事務の後に、台所がありました。現在は物品庫と言ったらいいいんでしょうか。使わないで、そういう管理になっていましたけれども、これは小さなことかもしれませんが、障がい者の就労支援ということが、今大きなその分野では苦慮している部分です。もし、考えていただけるのであれば、これは段階的にもよろしいです。直ぐに改築すれということではありません。

まずは町民のコミュニティーの場ということから、選挙管理委員会が今使っている台所を整備し、喫茶、食事を提供できるようなスペースの利用ということも、ぜひ考えていただきたいと思います。

台所を使っていないので、多分改築するには結構なお金はかかるかもしれません。

また、段差がありますのでバリアフリーにするといろいろあるかもしれないですけども、私は毎日ということではなくて、週に1回でも2回でも良いんです。

今東藻琴の支所でも週1回水曜日で、ちょっとしたコヒーマの提供をさせていただいているとお話を聞いております。まずは1回でもいいんです、2回でもいいんです。使わせてもらって、その就労に向けて活用させていただければなど、そんなふうに考えております。

もう一言、言わせていただければ、障がいを持った方々がそうやって町民に接することのメリット、それから働くことによって、人の役に立っている、それが自信になっていろんな効果が考えられるので、そういうことも視野に入れてぜひ考えていただく、町長所見をお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 庁舎の活用について、28年度の予算編成をしている時期、去年の12月、ことしの1月くらいだったでしょうか。その中で、私は庁舎中を回って歩いておりまして、担当の職員に、もし和室をフロアーの会議室へ造り変えたとしたら、どの程度掛かるだろうか、そういったときに、どの程度のスペースが確保でき、さらには、あそこに置いてあるコピー機などの収納場所、そこができるか、積算を試みてほしいということと、先ほど私が申しました東側に位置しております従来の製図室や青焼の機械が置いてあったところの活用などをするとしたときには、耐力補強壁になっているのかどうなのか、そういうことについて、調べてほしいということで話をし、概算の事業費も上がってまいりました。しかし、ことしの予算編成、28年度の事業がさまざまたくさんあるということや、私の思いつきで始まったことでありましたので、もう少ししっかりと議論をした方が良いのではないかと、多くの皆さんの意見をちょうだいしてから進めた方が良いのではないかとということで、28年度予算に計上して取り組むということとはしないことに最終的にはいたしました。

今回そのような御提案をいただきましたので、改めて考え方なども精査をして、こういった形ができるかということについてお示しをして、御意見などもいただきたいと、そのように考えるところでございます。

また、先ほど私が申しましたとおり、何回となく私も副町長も会議の中などで、各管理職から職員に伝えてほしいと、整理整頓をと言いますけれども、帰った後の状況を見てみますと、足元にも書類が溜っておりますし、机の上にも書類が出た状態になっている場合もあります。また、事務用品なども机の中には、なかなか入っていないという状況もあります。きちっとその庁舎を使っていくということは、自分の身の回りのところからしっかりと、一つずつ整理整頓をしながら有効に使

うということを旨としていかなければならないものと思います。単に思いつきの会議室のところだけでは十分ではないと思いますので、合わせてそういう細々したところの徹底も図りながら、庁舎の有効活用ということについて、検討してまいりたいと思っております。

また、先ほど町民ロビーの使い方について、私は職員の福利厚生というような言い方をしましたが、当然それもあるんですけれども、当時は、この議事堂が文化ホールとなって、この周りがギャラリーとなって、例えば絵画などを展示できるようになっていると、町民憩いのスペースがこの全体であるということで、この町民の方々が来庁して下さった折に、ここを有効に使って休憩をし、またそこで喫茶を楽しんでもらうと、そういう食事なども含めてということで考えて、この庁舎の設計ができ上がっていると、そのように思っております。

ただ先ほど言いましたように、どうやってそろばんを弾いても、その人数だけで御商売をやるということは採算ベースに乗らないということで、事業者の出店というのは叶わなかったわけであります。

先ほど御提案をいただいた障がいのある方々が就労の一環として、そういう活動にということであれば、ぜひ町としても協力をしてまいりたいと考えているところでございます。

先ほど時期によっては何がしかの時期、限られた期間に選挙事務でありますとか、確定申告の事務でありますとか、統計調査の事務というものやっているとはいえますけれども、いずれも約1カ月のぐらいの期間でございます。そういったものの代替の場所というものも、先ほど言った3階の和室、製図室の関係などを考えた中では、十分確保ができるのではないかと考えておりますので、もし、そういう形でお使いをいただけるということであれば、私どもも積極的にその方向で考えてみたいと思うところでございます。そんな中で、就労の訓練を希望される方が増えて社会活動の参加というところにつながれば、その面からも大きな効果があるのではないかと、そのように考えてございます。

現在の厨房の所に置いてある物は、いかほどにも他の所に移動できる物ばかりでございますので、あるから押し込んであるというのが現状ではないかなと思っております。

十分、先ほどの整理整頓とあわせて片づけすることは、可能でございますので、ぜひそういう方向を持ちながら、具体的な御協議をさせていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 庁舎の活用については、積極的、前向きな御意見をいただきました。私

も理解しましたのでこれでこの部分については、終了したいと思います。

次に、2番目の合併の検証ですけれども、この質問を考えたときに、非常に答える方も難しいだろうし、質問する方も難しいなと、そんなふう思ったところです。正直なところというのは、行財政では数字で出てしまうのですが、やった事業の効果がどうのこうのというのは、非常に答えにくいだろうなと、これから再質問しますけれども、特に行財政の部分を中心に再質問させていただきたいと思います。

合併しての一つの効果として、財源の確保ですけれども、それでは改めて聞きたいのですが、合併当初からここ10年間に至るまで、公債費の推移、それから基金残高は、これはどのように移り変わってきたのか、どういう効果が表れたのか。

それと経常経費削減の中で、職員の削減、それから人件費の部分、これはどうであったか。行財政の部分でこの4点を確認させていただきたいと思います。

◇議 長 藤田総務課長。

◇総務課長 具体的な合併によります効果の部分でございます。

財政関係のことでございますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思っています。

まず初めに公債費の部分でございますが、平成17年度末での地方債残高はでございます。これにつきましては、207億9,500万円ほどでございました。

それから、10年間経過しまして、平成27年度末では143億3,800万円と、約63億5,700万円減額ということとなっております。

基金の方の推移でございますけれども、17年度末、一般会計、特別会計を含めての残高が29億4,500万円でございます。27年度末では、55億5,900万円と約26億1,400万円が増額となっている状況でございます。

職員数につきましては、一般職員の削減を定員適正化計画に基づきながら実施してきている状況にあります。また、職員数だけではなく、合併ということで、特別職、それから各種委員会の委員といった人数につきましても、削減につながっている、そういう効果がございます。一般職のところでは、合併前の平成17年1月1日現在で185名、職員が在籍してございました。10年後の27年1月1日現在では、135名ということで、50名の削減といった状況になってございます。

また、特別職の方は、同様に6名から3名に、議会議員の方では、26名が12名、その他の非常勤の特別職では、いろいろ委員会の統合、廃止、それから新たな委員会の設置等もございましたけれども、462名が426名、36名の減というような状況になってございます。

これによりまして、人件費の方でございますけれども、決算額で比較をさせていただきます。17年度の人件費の決算額が、15億4,500万円でございます。2

7年度の決算額がまだ出ておりませんので、26年度の方で比較をさせていただきますが、11億9,500万円ということで約3億5,000万円が減額となっている状況でございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 質問のエリアを拡げないで、今の質問について、もう一度聞きたいんですけども、そういう財政的な効果があったと、効果、効果と言って、言い過ぎでないかと先ほど町長の答弁もありましたが、私は全然遠慮することはない。うそはダメだけれども、効果はどういう効果があったのかしつかり言って、町民にもやっぱり理解してもらいたいと思います。何か効果があったのか、そこら辺はきちっと訴えるべきだと思うんですけども、今の人件費、それから職員、これは計画的に削減されている効果として、理解できますけれども、職員の削減によって職員の資質、専門性、そこは担保できたのか、が一つと、人件費の削減、これは当然民間にも委託するにおいて、この10年、指定管理という部分も増えているのかなと思うんですけども、その指定管理においても町民のサービスの担保ができたと思いますか、2点お伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 この財政の関係については、議会で決算の認定などで御審議をいただくことはもちろんでございますけれども、この10年間、毎年、町政懇談会で、この状況というものは、つぶさに町民の皆さんに御報告をさせていただいております。

確かに合併をしました1年、2年、3年、4年目ぐらいまでは、財政状況がなかなか厳しいと、国の交付金などもなかなか十分ではない中で、いろいろなものの整備というものも進まない、新しい制度にも取り組めないという時期がございましたので、大変、町民の皆さんにも御迷惑をかけて、いろいろな御指摘もいただいたところでございますけれども、先ほど言いました状況などを説明をさせていただいておりますので、最近、財政問題に対しての町民の方々の厳しい御意見というものは、少なくなったように思っております。

ただ、いろいろなところで、まだまだ見直しをしていかなければならないこともありますので、そういう御指摘を受けることがございます。

今後も、この状況というのは、単年度でよくなった悪くなったということよりは、長い目を見た中で、どちらの方向に進んでいるのかということが大切ですので、そこについて、これからも説明をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

それと、人件費、職員の削減をしてきましたけれども、一方で指定管理などを進めてまいりまして、そちら側で抱える職員の数というものは非常に増えてきている現状かと思います。先ほど3億5,000万円ほど、人件費だけで見ると下がっているといいますが、指定管理料などにおける物件費というものは、これとほぼ相当額、同じぐらいの額が上がってきている現状にあらうかと思いますので、そういうことを考えると、その削減の効果と言って良いかどうかということは、少し疑問なところも出てきようかと思います。

ただ、私が思いますのは、いろいろな仕事をする中で、どうしても行政の職員が行わなければならない職と、さらには民間の方々をお願いをしてもできる、そういう仕事というものをどこかで見分けながら、それぞれの分野に応じてお願いをしていくということが大切ではないかと考えながら、いろいろな分野について、民間の方々をお願いをする方法を選んできたわけでございます。

例えば、一つとして診療所の経営を従来は町が直営で行ってございましたけれども、現在は双心会の皆さんにお願いをして、東藻琴の診療所を指定管理という形で受けていただいている例などもございます。

そんな中で、それぞれのプロフェッショナルがその任に当たってくださるという意味では、従来よりも、ある意味、町の職員が何年かに1度の人事異動で替わるよりも、専門性が確保できているという分野については、あるのではないかと、そのように感じているところでございます。

また、町民の方々、から指定管理などに移った当初は、それまでのやり方となかなか違って、随分やり方が変わった、おかしいのではないかと、作業が丁寧でないと、例えばそういうようなお叱りを受けたこともございます。しかし、先ほど言いましたように何年かこうやって、プロフェッショナルとして、やっていただく中で、役場の職員がやるよりも、時間的なものだとか、臨機応変に対応できるスクールバスの運行だとか、そういうものもございます。

そういうことを考えてみますと、町民の方々にそういった仕組みをお願いをした中で、御不便をかけているということはないのではないかと、そのように感じているところでございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 またちょっと分野を変えます。

今、福祉の部分という部分で、医療のお話が出ましたけれども、ここでもう一度聞きたいんですけども、この10年間、医療それから福祉はもう猫の目を象徴するほど目まぐるしく変わっています。各行政は、付いていくのが大変だったと、私の印象です。

その中で、今これから地域包括ケアシステムの構築が求められています。在宅からそれから介護予防、医療をそういった五つの項目がありました、ちょっと忘れましたが、そういったことを整理して、自分の住み慣れた地域で最期を迎えるというそういうスローガンのもとで、今、それに向かって動き出しているんですけども、この１０年間でできたのかというよりも、基盤はつくれたと、ある程度確保できた、この分野についてはどういう思いでしょうか。所見を伺いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 率直な印象で申し上げますけれども、なかなか基盤づくりは、できていないと、私は、そのように受けとめてございます。

一つには、医療制度が変わる中で、地域に医師という医療従事者の方々がなかなか定着できない、そういう制度になってしまっておりまして、そういう中では、現在、私どもの地域で活動してくださっている双心会の皆さん、従来から見ると、１０年前から見ると非常に厳しい環境の中で、取り組んでくださっているのではないかと、そのように受けとめております。

この分野については、町として支援をする金額なども多額になっておりますけれども、現場の方々は、さらに御苦勞をいただいていると、そのように感じておりまして、体制とすれば１０年前から見て、なかなか充実しているとは言い切れない状況になっているのではないかと思います。

また、福祉の分野、これもさまざまな制度が改正されたというよりは、私が思いますのは、その対象としていろいろな福祉サービスを受けられる方の数というものが、高齢化の進展の中で増えてきている現状がありますが、一方では、それらのサービスを提供する人材がそれに比して、増えてきていないという状況があるかと思えます。そのように考えますと、従前より、そのサービスを提供する環境というのは、難しくなっているのではないかと、そのように私は感じております。

◇議 長 ６番 松田議員。

◇松田議員 率直な感想をいただいて、ありがとうございます。

続いて、教育の部分ですけれども、いろいろ先ほどから細かな目標を含めて、ここに至るまでの取り組みを説明していただきましたけれども、教育委員会で大空町独自の取り組み、例えばコーディネーターだとか補助教員だとか、これは私が思うところなんですけども、その独自の取り組みの効果について、教育長の所見をお伺いしたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 今、大空町独自の教育によるその効果という質問をいただいたわけであり
ますけれども、なかなか数値として、表わせるというものは難しい部分がございます
けれども、特に学校現場のことを考えますと、学校の先生方は、単に授業だけを
しているということではなく、いじめとか不登校問題などがあれば、それに時間を
費やすというようなこともあって、なかなかその学力向上だけに集中して取り組め
ないといった、そういうような厳しい状況が現場の中にはございます。

そういう中で、学力向上対策、あるいは体力向上などを進めていくということな
らば、やはりしっかりしたマンパワーの支援というものがなければ、きめ細かな指
導にならないと、そういう現状をこの10年間、よく現場に私も足を運ばせていた
だきながら、何が今、子どもたちにとって1番必要な支援なのかと、そういう
観点から、多角的に現状を把握して、町長とも相談しながら、一つ一つ課題を解決
するというような歩みを進めてきたかなと思っております。

やはり特別な支援を必要とする児童生徒は、非常に人数的には増えてきていると
いう傾向がございます。これは全国的な傾向でございますけれども、そこをマンツ
ーマンで支援してあげればよろしいわけでありましてけれども、なかなかそこまでの
人員配置ということができない、そんなことで、専門職を教育委員会の中に配置し
ながら、きめ細かな支援を教育委員会直轄で各学校に対して行っていくということ
で、特別支援コーディネーターを配置をさせていただきました。

また多人数学級の解消という意味でも、国は35人学級を計画的に進め、さらには
30人学級もを実現すると言っているながら、現在、小学校1、2年生までの35
人学級にとどまっているという状況がございます。低学年ほど対応をきめ細かくし
なければならないわけでありましてけれども、その辺の支援ということで、大空町独
自に任期付の教員を配置するといったことで、本来1学級のところ2学級化をして
支援をするといったことも取り組んでまいりました。

いろいろ上げると数多くありまして時間が掛かりますけれども、簡単に申し上げ
れば、外国語の教育を推進すると、小学校からその辺を進めるという国の考え方が
出たときに、小学校の先生は、英語の先生ではございませんから、大変現場が混乱
するという状況が推測されたわけでありまして。そんなことで、前任の教育長のとき
から外国語の推進員を配置するというようなことで、実際には、小学生だった子が
中学生になり、また卒業した生徒さんもありますけれども、非常に大空町の子どもた
ちの英語の学力というのが高いと、そのように、私は感じております。小学校の時
から英語に慣れ親しみ、十分その聞く力、また、話す力というものが身につしてい
るなど、ここは大空町が自負して良いところではないかなと、そのように思ってお

ります。

また、巡回での図書館司書の配置も行うことができました。これも非常に読書活動を通じて、学力の向上につながっていると、そのことも非常に実感をしているところでございます。やはりそのハードの部分での、いわゆるＩＣＴのところも、十分大空町として予算付をしていただいで進めてきているところもでございます。

実物投影機も小中学校全学年、全学級に配置が行われ、わかりやすい授業の実現というものができております。

しかしながらハードよりもソフト面での細かな支援というものが、全てに子どもたちの大きな成長につながっているなど、そこがまさに大空町としての、この１０年間の教育上の効果であり、独自で取り組んできたその成果ではないかなと考えているところでございます。

◇議 長 ６番 松田議員。

◇松田議員 聞けば切りがないんですけども、この分野毎にちょっと私の思うところを聞かせていただきました。

先ほども申しましたけれども、よく計画で課題ばかりじゃなくて、成果は成果としてきちっと町民に伝えるべきです。そうでないと、町民の士気が下がってしまうような気がします。そういうことも加味して検証、次の２項目に移りますけども、報告書の部分でも、先ほど説明がありました。

これについては、第２次総合計画、そういう思いがこの意味合いに入っているんだろうなということで理解したところですけども、これは大変すばらしいものです。町民のアンケートを踏まえて、第２次総合計画がつくられましたが、これをいかに実行するか、これが最終的なところなんですけども、私はぜひ考えてほしいのは、実行するその前に、先ほど町長の答弁の中にも住民に配付して知ってもらう、当然そうです。これから多分ふれあいトークでもこのことにのっとって説明するだろうし、町民との距離が縮まるんじゃないかと、そういう利点もわかります。やっぱりこれは知ってもらうということが大切なんだと思います。

例が悪いですが、町民がお客様で、今回、行政が第２次計画というすばらしい商品を営業するときに、会社の机の上に置いていたって話にはならないし、新聞を利用してただ配っても、どうしようもないだろうし、やっぱりここは営業マンとしての意識を持って機会あるごとに、せっかくの良い商品のことをしっかりと、お客さんに説明をする機会を積極的に設けるべきではないかと、これは行政だけではありません我々議会もそういう部分もあります。

そんなこと考えるときに、今、ふれあいトーク、町長も職員自らやっていますけども、地域担当の職員がいます。各イベントで５分もらったって良いじゃないです

か。5分もらって、今、うちの町はこういうことに取り組みますよ、目指していますよという説明の時間をもらったっていいんじゃないですか。各会合があったときに資料、私今まで会議やって、例えばこの総合戦略の資料が会議の資料の中に入っていたのは1回しか見たことがないです。そういう会議はたくさんあるんだろうと思います。そういう媒体を利用して配ったって良いじゃないですか。会議のその他で5分もらって、職員の皆さんが触れたっていいじゃないですか。

やっぱりセールスマンとして頑張ってもらって町民にいかに知ってもらって、利用してもらって、満足していただければ、売れましたという形になるんじゃないでしょうか。ぜひそういうふうに意識を持って取り組んでいただきたいと思います。

これについて町長所見があれば、お聞かせ願います。

◇議 長 町長。

◇町 長 おっしゃるとおりだと思っております。

常日ごろ、私が職員に申している中の一つに、その総合計画なり、まちづくりの政策、施策、それを説明するのは、私の仕事でもありますけれども、私だけの仕事ではなく職員みんながそれぞれいろいろなところで、いろいろな話題の中で、そういうもの話をしなければならぬと、それがPRとなって、いろいろなところに伝わって行くという話をしております。

地域担当者がおりますので、いろいろな場所に出て行って、全部はできませんけれども、自分の所管するところで新しい事業として、今年はこんなことをやるのです。そんなお話をちょっとすることでも良いと思いますし、また、出前講座などの制度もあります。

ただ、私も元職員でありましたけれども、言ってしまうとやらなければならないと、何となく思うんでしょうか。どうもそういうことに対しては、多弁ではなくなるのが、職員の常なのかなと思っておりますけれども、最終的な責任は私にございますので、臆することなく、せっかく自分たちも考えた内容がその中に盛り込まれている、そういう大事な計画書でもありますので、ぜひ大勢の皆さんのところで胸を張って、こんな仕事を3年後にはやるんですとか、議会が一般質問があったから答弁の中で言うわけではなくて、常日ごろいろんなところでPRをしていく、それが現実の仕事となって、今度はどんどんと動いていくということにつながるのではないかなと思っております。

ですので、そういった仕事の延長線上でも、もちろんです。さらに、私は職員に常日ごろから、日常にいろんなお付き合いがあるその中で、仕事の話ばかりしていたんでは、変な奴だと思われるかもしれませんが、何かのときには、自分はこんな仕事に、今携わっているんだ、今度こんなプロジェクトをやることになっている

んだというような話をするような、そんな職員であってほしいということを伝えております。

きちっとした場所での説明ももちろんでありますけれども、日常の話題の中に、そのまちづくりの話題が出てくる、そういうことがだんだんと大きな渦になっていくのではないかと思いますので、そういう視点も大切にしながら、私はもちろん、職員にもいろんな機会にそういう話題を展開できるようにお伝えできように、叱咤激励していきたいと、そのように感じて考えております。

◇議 長 6 番 松田議員。

◇松田議員 これで最後にします。

今の力強い答弁をいただきました。本当にせつかくの第2次総合計画ですので、これを中心に、議会も町民も行政もこれもとにして距離を少しでも縮めて、良い町づくりにしたいと望んで、私の一般質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 広範囲にわたる御質問でございましたので、どのように答弁しようか大分悩んでおりましたけれども、この10年間を振り返って、きちっと成果、まちづくりの方向、そういったものを町民に伝えるべきだと、そういう御趣旨だったかと思えます。その趣旨をしっかりと受けとめながら努力をしてまいりたいと思えます。ありがとうございました。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変御苦労さまでした。

(散会 午後03時14分)

平成 2 8 年 第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成 2 8 年 6 月 2 1 日
- ・ 開 会 平成 2 8 年 6 月 2 1 日
- ・ 閉 会 平成 2 8 年 6 月 2 2 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	9 番	欠	員		
4 番	沢	出	好	雄	10 番	後	藤	幸	太 郎
5 番	品	田	好	博	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	産業課長
総合支所	長	産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課	長	建設課参事
総務課	参事	地域振興課長
住民課	長	住民福祉課長
福祉課	長	総務課主査
福祉課	参事	
教育	長	生涯学習課参事
生涯学習課	長	生涯学習課参事
監査委員事務局	長	農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成28年第2回大空町議会定例会議事日程

第2号 平成28年6月22日（水） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

（諸般の報告）

日程第2 議案第52号 委託契約の締結について

日程第3 議案第53号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案第54号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第55号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第56号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第57号 工事請負契約の締結について

日程第8 議案第58号 工事請負契約の締結について

日程第9 議案第59号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第10 議案第60号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

日程第11 議案第61号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

日程第12 議案第62号 大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

日程第13 議案第63号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例制定について

日程第14 議案第64号 大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定について

日程第15 議案第65号 大空町子ども未来づくり教育基金条例制定について

日程第16 議案第66号 平成28年度大空町一般会計補正予算（第2号）

- 日程第17 議案第67号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第68号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第69号 平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第70号 平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 発議第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第22 報告第5号 債権の放棄について
- 日程第23 報告第6号 平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第24 報告第7号 平成27年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況について
- 日程第25 報告第8号 平成27年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況について
- 日程第26 報告第9号 平成27年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について
- 日程第27 報告第10号 例月出納検査報告について

平成28年第2回大空町議会定例会議事日程

第3号 平成28年6月22日（水） 10時00分開議

追加日程第1 発議第10号 網走刑務所住吉作業所用地活用を求める要望意見書

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	相馬隆
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
総合支所長	菊地教男	産業課参事	中村直樹
会計管理者	丹治健	建設課長	佐薙幸史
総務課長	藤田勉	建設課参事	高島清和
総務課参事	林敏美	地域振興課長	伊藤裕幸
住民課長	山本勝栄	住民福祉課長	平田義和
福祉課長	南部猛	総務課主査	土田康裕
福祉課参事	松川一正		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛
生涯学習課参事	福田和義		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷裕幸
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻明弘
主査	石川大樹

以上のとおり報告する。

平成28年 6 月22日

大空町議会議長 近藤 哲 雄

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成 28 年第 2 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、5 番 品田好博議員及び 6 番 松田信行議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇議会事務局長 ただいまの出席議員は 11 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。

また、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。
本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩します。

各議員は、議員控室にお集まりください。

(休憩 午前 10 時 02 分)

(再開 午前 10 時 07 分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 2 議案第 52 号

◇議 長 日程第 2 議案第 52 号 委託契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇**総務課長** 議案書の１ページ目をお開きください。

「議案第５２号、委託契約の締結について 次のとおり委託契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。平成２８年６月２１日提出 大空町長 山下英二」

記 １ 契約の目的 情報セキュリティ強化対策業務

２ 契約の方法 随意契約

３ 契約の金額 ６，３１８万円うち消費税及び地方消費税の合計額は、４６８万円であります。

４ 契約の相手方 札幌市中央区北３条西２丁目１０番地２ ＰＦＵ北海道株式会社 代表取締役 長谷川謙治

今回の委託契約の締結につきましては、昨年６月、日本年金機構において、外部からの不審メールに起因する不正なアクセスにより、保有している個人情報の一部が流出したことに伴い、国では、住民情報取り扱う地方自治体の情報セキュリティ対策について検討が行われ、抜本的な強化が求められました。

大空町では、住民基本台帳、税、社会保障などの総合行政情報システム系、給与、財務会計などの内部情報システム系、インターネットの閲覧、メール送受信などのインターネット系があり、使用する端末でありますパソコンは、それぞれの情報を共有できる状況にあります。

現状では、外部からの不正なアクセスにより、一つのパソコンを通して他のシステムに侵入される可能性が高く、保有している個人情報が流出する危険性があるため、国の基準により情報システム単位にネットワークを分割し、適切な通信制御によりセキュリティ対策を強化するものであります。

本委託契約につきましては、情報システムの保守業務と関連する業務のため、地方自治法施行令第１６７条の２第６項及び第７項の規定により、現在、保守業務を委託しておりますＰＦＵ北海道株式会社と６月７日に随意契約を行い、同日付けで仮契約を締結しています。

契約の期間は、平成２９年３月３１日までであります。

今後は、議決いただいた後、速やかに本契約を締結しセキュリティ対策の強化を図り、運用してまいりたいと考えています。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇**議 長** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇**議 長** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、委託契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 委託契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第53号

◇議 長 日程第3 議案第53号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊地総合支所長。

◇総合支所長 議案書の3ページでございます。

「議案第53号 工事請負契約の締結について 次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成28年6月21日提出 大空町長 山下英二」

提案の内容でございますけども、地域振興施設の建設工事に係る請負契約の契約となっております。

次号の議案の関係がございますので、初めに、建設工事に係る概要について御説明を申し上げますので、参考資料の1ページを御覧をいただきたいと思います。地域振興施設の建設工事につきましては、建築主体、電気、設備の3工事というふうになってございます。3工事とも請負に係る入札につきましては、平成28年6月7日に指名競争入札により実施をしてございます。6月9日に仮契約を締結して、工期につきましては、契約の日から平成29年3月20日というふうになってございます。

施設等の概要でございますけども、構造につきましては、鉄筋コンクリート造2階建、床面積は1階が1,073.27平方メートル、2階が822.50平方メートル、その他228.96平方メートルの合計2,124.73平方メートルというふうになってございます。駐車場につきましては、普通車、障害者用、それから大型車あわせまして50台、施設の機能の関係でございますけども、物販機能、飲食機能、宿泊機能で宿泊に係る客室数は、21というふうになってございます。また24時間

対応のトイレを有する施設というふうになってございます。

建設予定地の敷地面積の関係につきましては4, 156.38平米というふうになってございます。

議案書の3ページにお戻りをいただきたいと思います。

記 1 契約の目的でございます。地域振興施設建設工事（建築主体）でございます。

2 契約の方法 指名競争入札により実施をしてございます。入札参加者は、河西・斉藤・藤井経常建設共同企業体、船橋西川・ダイイチ経常建設企業体、株式会社三共後藤建設美幌支店、株式会社道和建設の4社により入札を実施してございます。

3 契約の金額でございますが、5億4,486万円、うち消費税及び地方消費税の合計額が4,036万円でございます。

4 契約の相手方 河西・斉藤・藤井経常建設共同企業体 代表 大空町女満別西3条1丁目3番4号、株式会社河西組 代表取締役 河西悟でございます。

なお、本工事の請負につきましては、議会の議決後に本契約を締結する予定でございます。

以上 御説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 原本議員。

◇原本議員 決して反対の意見じゃないのですけども、この契約締結について、一つお願いをしたいと思います。

現状、ここにありました施設が無くなって、5カ月経つんですが、地域ではみんなで集まって会食する場所がなくて困っています。それで、この工事期間が3月20日となっているのですけども、その後、外構工事を行って来年9月オープンと聞いてますけども、そこをできるのであれば少しでも縮めていただいて、早いオープンをいただくようお願いをしたいと思います。

◇議 長 総合支所長。

◇総合支所長 ただいまの原本議員からの御質問の関係につきましては、住民説明会の中でも、なるべく空白を設けないような形の中で実施いただきたいということでの話も伺ってございます。そのようなことで今準備会の方でもなるべく、9月オープンということで、一つの目標としてございますけども、できれば物販の部分、それ

から宿泊の部分は別にしましても、飲食の部分をどうにか前倒しをした形の中で、スタートが切れればという形の中で、現在検討もしてございますので、少しでも、その部分が住民の皆さんにとって、不便にならないような形の中で、今後とも進めていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

◇議 長 その他、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 工事請負を契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第54号

◇議 長 日程第4 議案第54号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊地総合支所長。

◇総合支所長 議案書の5ページでございます。

「議案第54号 工事請負契約の締結について 次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成28年6月21日提出 大空町長 山下英二」

記 1 契約の目的でございます。地域振興施設建設工事（電気）でございます。

2 契約の方法 指名競争入札により実施をしてございます。入札参加者は、末広屋電気株式会社北網営業所、株式会社電建大空支店、山本電子工業株式会社の3者により、入札を実施してございます。

3 契約の金額につきましては、1億584万円でございます。うち消費税及び地方消費税の合計額が784万円でございます。

4 契約の相手 大空町女満別本通 5 丁目 2 番 4 号株式会社電建大空支店 支店長 伊藤重利でございます。

この工事の請負につきましては、前号の議案同様に、議会の議決後に本契約を締結する予定となっております。

以上 御説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 5 4 号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 4 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 5 5 号

◇議 長 日程第 5 議案第 5 5 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菊地総合支所長。

◇総合支所長 「議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について 次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。平成 2 8 年 6 月 2 1 日提出 大空町長 山下英二」

記 1 契約の目的でございます。地域振興施設建設工事（設備）でございます。

2 契約の方法 指名競争入札により実施し、入札参加者は、船橋西川・そうけん経常建設共同企業体、池田煖房工業株式会社美幌営業所、株式会社カネキ柏原、株式会社三光の 4 社により入札を実施してございます。

3 契約の金額につきましては、1 億 1, 6 1 5 万 4, 0 0 0 円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、8 6 0 万 4, 0 0 0 円でございます。

4 契約の相手方 船橋西川・そうけん経常建設共同企業体、代表 大空町東藻琴 2 9 0 番地 船橋西川建設株式会社東藻琴支店支店長 小原博之でございます。
なお本工事の請負につきましても、前号の議案同様に議会の議決後に、本契約を締結する予定となっております。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 5 5 号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 5 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 5 6 号

◇議 長 日程第 6 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高島建設課参事。

◇建設課参事 議案書 9 ページでございます。

「議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について 次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法を第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。平成 2 8 年 6 月 2 1 日提出 大空町長 山下英二

記 1 契約の目的 開陽中央線改良工事

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約の金額 9, 811万8, 000円

4 契約の相手方 大空町女満別東陽3丁目3番8号 吉井建設株式会社、代表取締役社長 郷右近英宣

工事箇所につきましては、定例会参考資料の3ページを御参照願います。

請負契約にかかわります入札は、平成28年6月7日に指名競争入札を実施し、同日仮契約を締結したところです。

また、工期は契約の日より平成28年12月15日までとしております。

本案件にかかわります工事の内容につきましては、改良工事683メートル、舗装工事109メートルとなっております。

指名競争入札の指名業者につきましては、吉井建設株式会社、株式会社ダイナ建設、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、山洋建設株式会社北網支店の4社で入札を執行しました。

入札の結果、吉井建設株式会社が落札したところであります。契約の金額は、9, 811万8, 000円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、726万円となっております。

当工事契約につきましては、議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、提案理由につきまして御説明を申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決さ

れました。

◎日程第7 議案第57号

- ◇議 長 日程第7 議案第57号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書11ページでございます。

「議案第57号 工事委託請負契約の締結について 次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。
平成28年6月21日提出 大空町長 山下英二。

- 記 1 契約の目的 女満別運動公園野球場改修工事
2 契約の方法 指名競争入札
3 契約の金額 1億2,117万6,000円
4 契約の相手方 大空町女満別西3条2丁目1番13号 株式会社ダイナ建設
代表取締役 中山登」

工事の概要等について御説明を申し上げます。参考資料の5ページをお開きいただければと思います。女満別運動公園野球場につきましては、昭和55年に供用が開始され、その後、平成元年には照明灯の設置、平成19年にはグラウンド内の表土補充、平成21年には、バックネット改修工事を行ってまいりましたが、施設の老朽化と既存の施設規模では、公式の野球場としての規格を満たしていないということなどの解消のため、運動公園と一体となって、計画的に改修工事を行うものでございます。本年度は2年次目の改修工事となり、本部席、ダックアウトの新設、グラウンド舗装工、スタンド造成、バックネット移設などを行うこととしております。

本工事に係る入札につきましては、平成28年6月7日に指名競争入札により実施し、6月13日に仮契約を行ったところでございます。

また、工期については、平成28年12月19日までとしております。

指名競争入札に係る指名業者につきましては、吉井建設株式会社、山洋建設株式会社北網支店、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、株式会社ダイナ建設の4社により入札を執行し、入札の結果、議案書に記載のとおり、株式会社ダイナ建設が落札したところでございます。

契約の金額は、1億2,117万6,000円、うち消費税及び地方消費税との合計額は、897万6,000円となっております。

当該契約工事につきましては、議決となった後、本契約を締結する予定としております。

以上で御説明を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

ます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第５７号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第５８号

◇議 長 日程第８ 議案第５８号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の１３ページでございます。

「議案第５８号 工事請負契約の締結について 次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。平成２８年６月２１日提出 大空町長 山下英二。

記 １ 契約の目的 東藻琴小学校大規模改修工事その２

２ 契約の方法 指名競争入札

３ 契約の金額 ５，９０７万６，０００円

４ 契約の相手方 大空町東藻琴２９０番地 船橋西川建設株式会社東藻琴支店、支店長小原博之」

工事の概要等につきまして御説明申し上げますので、議会定例会参考資料の７ページをお開き願います。

本案件に係る大規模改修工事その２につきまして、契約内容を記載しておりますので

御参照いただきたいと思います。東藻琴小学校につきましては、校舎が鉄筋コンクリート2階建、面積が2,470平方メートル、体育館は、鉄骨造り面積521平方メートルであります。

昭和45年に校舎、体育館が建設され、これまでに、平成6年度から平成9年度に大規模改修工事を、また、平成17年度には耐震補強工事を行っております。建設から45年、また前回の大規模改修から18年が経過していることから、児童が安心して学校生活を過ごすことができる快適な環境を提供するため、昨年、平成27年度から校舎の大規模改修に着手しており、昨年の1期工事は、屋根、外壁、建具等の外部改修を実施いたしました。

2期工事となります本年度は、内部改修を実施することとしておりまして、工事その1では、トイレ改修、照明のLED化、校内LANの整備を国庫補助対象事業として実施いたします。

工事その2につきましては、国庫補助対象外の事業として、教室間仕切りの変更、普通教室棟の天井、壁、床などの内装改修を実施いたします。

工事その1、その2の請負に係る入札は、平成28年6月7日に指名競争入札により実施し、工事その2につきましては、6月13日に仮契約を締結しております。

また、工期は契約の日から平成28年12月22日までの予定としております。

工事請負契約に当たっての指名競争入札の指名業者につきましては、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、株式会社河西組、株式会社斉藤建設、株式会社藤井建設の4社で入札を執行いたしました。入札の結果、船橋西川建設株式会社東藻琴支店が落札したところであります。

契約の金額は5,907万6,000円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、437万6,000円となっております。

なお、当工事請負につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上 御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第５８号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

◇議 長 （「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第５９号

◇議 長 日程第９ 議案第５９号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 「議案第５９号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について 地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。平成２８年６月２１日提出 大空町長 山下英二」

１７ページから１９ページに変更する条文を掲載してございます。変更の内容につきましては、参考資料にて説明いたしますので、参考資料の９ページをお開き願います。議案第５９号関係、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約新旧対照表であります。

北海道市町村職員退職手当組合は市町村及び市町村の一部事務組合職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理する一部事務組合です。このたびの変更の理由は、組織構成団体の解散に伴う脱退及び字句等の整備による変更であります。

変更の内容ですが、右側が変更前、左側が変更後の規約となります。第１条中、「健全化を」を「健全化に」に、第３条中「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に、第５条の表、市町村長の項、互選の方法の欄中、「市にあっては、通じて１人町村にあっては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」を「市にあっては通じて１人、町村にあっては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例別表第１の所管区域に定める地域」に変更しております。

いずれも字句の整備によるものであります。

１０ページをお開き願います。

１０ページから１２ページにかけましては、別表の変更を掲載してございます。

変更となります箇所につきましては、題名が「組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名」を「組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合」に、別表

を変更前は一つの表でありましたが、第 1 号市町村と第 2 号一部事務組合及び広域連合に変更しております。

また、別表中、組織する市町村名と市町村名の間及び事務組合名と事務組合名の間は、空欄で表記しておりましたが、点に変更しております。

1 1 ページになります。

第 2 号の一部事務組合及び広域連合の区分欄の名称にそれぞれ管内を追加しております。

変更前の一部事務組合の石狩の項と 1 2 ページ下段の札幌の項、変更後では、石狩管内に統合をしてございます。

いずれも字句等の整備によるものであります。

1 1 ページにお戻りください。

変更前の空知の項中、1 行目にあります北空知学校給食組合を削っております。

解散のため脱退によるものであります。

1 2 ページになります。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、提案理由につきまして御説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 5 9 号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 9 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 60 号

◇議 長 日程第 10 議案第 60 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の 21 ページになります。

「議案第 60 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について 地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。平成 28 年 6 月 21 日提出 大空町長 山下英二」

23 ページは、変更する条文でございます。

変更の内容につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の 13 ページをお開き願います。

議案第 60 号関係、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表です。

北海道市町村総合事務組合は、市町村一部事務組合等の非常勤消防団員、非常勤職員などは、公務の災害に対する損害補償に関する事務、非常勤消防団の退職報償金等の支払事務などを共同処理する一部事務組合です。

このたびの変更理由は、組織構成団体であります北空知学校給食組合の解散に伴い、脱退があったため変更するものであります。

変更の内容ですが、右側が変更前、左側が変更後の規約となります。

別表第 1 空知総合振興局（34）の項中「（34）」を「（33）」に変更、「北空知学校給食組合」を削るものであります。別表第 2 の 9 の項中「、北空知学校給食組合」を削るものであります。

附則としまして、この規約は地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上 提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願い致します。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第61号

◇議 長 日程第11 議案第61号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 「議案第61号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年6月21日提出 大空町長 山下英二」

27ページが改正条文でございます。

改正の内容につきましては、参考資料15ページの概要により説明いたしますので、お開き願いたいと思います。なお、17ページから20ページに新旧対照表を載せてございます。参考資料15ページでございます。

今回の改正につきましては、大空町国民健康保険運営協議会からの答申に基づき、税率の改定及び賦課限度額の引き上げを行うものでございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令において、賦課限度額が医療分、後期分でそれぞれ2万円引き上げられたこと、平成28年度国民健康保険税を課税するための賦課資料がそろったこと、国からの調整交付金は見込まれないことで、未交付額の半分以上を一般会計から法定外繰り入れすることとして試算したところ、医療分は必要額を確保できました。後期及び介護分では、必要額を上回る結果となっております。

そこで、後期と介護分での、低所得者への負担軽減を考慮し、応能、応益の割合をおおむね応能6割、応益4割となるよう税率等を設定し、試算した結果、医療分は賦課限度額52万円を2万円引き上げ54万円に、後期分は、所得割1.65%を0.4%引き下げて1.25%とし、賦課限度額17万円を2万円引き上げ19万円、介

護分は、所得割0.93%を0.23%引き下げて、0.7%に、均等割9,600円を200円引き下げて9,400円に、平等割6,200円を200円引き下げて6,000円として改定することが適当であるとの答申を受け、表の①医療分、②後期分、③介護分の税率及び賦課限度額を表のとおり改正するものでございます。

関係条例第2条第2項は、医療分の賦課限度額2万円の引き上げに伴う改正です。

第2条第3項は、後期分の賦課限度額2万円の引き上げに伴う改正でございます。

第6条は、後期分の所得割0.4%の引き下げに伴う改正でございます。

第8条は、介護分の所得割0.23%の引き下げに伴う改正でございます。

第9条は、介護分の均等割、200円の引き下げに伴う改正でございます。

第9条の2は、介護分の平等割200円の引き下げに伴う改正をするものでございます。

16ページをお開き願いたいと思います。

条例第23条は、国民健康保険税の減額で、前段で賦課限度額及び税率を改正することに伴い、介護分の均等割と平等割の7割、5割、2割軽減に該当する方の軽減額を改正するものでございます。

以上の改正につきましては、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものです。

附則第2項、適用区分は、平成28年度以後の国民健康保険税から適用し、平成27年度以前の国民健康保険税は、従前の例によるとしております。

以上 提案理由の説明を申し上げました。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 1 号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 6 2 号

◇議 長 日程第 1 2 議案第 6 2 号 大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書 2 9 ページです。

「議案第 6 2 号 大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について このことについて、別紙のとおり提出する。
平成 2 8 年 6 月 2 1 日提出 大空町長 山下英二」

3 1、3 2 ページが改正条文となっております。

改正の内容につきましては、定例会参考資料 2 1 ページの概要により説明いたしますので、お開き願います。なお、2 3 ページから 2 9 ページに新旧対照表を載せてございます。概要でございます。今回の改正につきましては、建築基準法施行令の改正による避難用階段の排煙設備の性能について明記されたこと及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正による職員の配置基準や資格要件が緩和されたことにより改正するものでございます。

一つ目の（１）設備の基準につきましては、小規模保育事業 A 型事業所、条例第 2 8 条につきましては、引用する建築基準法施行令の改正により、条文各号の繰り下げに伴い、字句を整備するものでございます。

（２）の保育所、保育所型事業所内保育事業所 条例 4 3 条は、同じく建築基準法施行令の改正により、屋内から避難用階段室に通じる付室の構造について、階段室に煙が流入することを有効に防止できるものとした改正、②につきましては、条文各号の繰り下げに伴い字句を整理するものでございます。

二つ目の職員配置に係る特例について、附則を追加するものでございまして、

（１）の保育士数の特例として、条例附則第 6 条は、保育士を 2 名以上配置すべきところ、乳児または幼児の年齢別配置基準を満たしているときは、保育士を 1 人以上とすることができる規定とし、ただし書きで保育士が 1 人となる時間帯には、子育て支援員研修等を終了した者等を加えて配置すべき規定を追加しております。

（２）の資格要件の緩和として条例附則第 7 条は、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士とみなす規定を追加しております。

2 2 ページ、（３）の長時間保育実施に係る資格要件の緩和として、条例附則第 8

条は、8時間を超えて開所する事業所が勤務の交代体制を組むことで、基準上必要な保育士に追加して確保しなければならない保育士を子育て支援員研修等を終了した者等を保育士とみなす規定を追加しております。

(4)の資格要件の緩和及び長時間保育実施に係る資格要件の緩和を適用する際の条件として、条例附則第9条は、みなし規定を適用する場合にあっても、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要な保育士数の3分の2以上配置すべき規定を追加するものでございます。

なお、説明しました子育て支援員研修等終了した者とは、保育業務に常勤で1年程度従事した者、または子育て支援員研修のうち、地域型保育コースを終了した者となっております。

今回の改正の施行期日は、いずれも公布の日からとしております。

本条例は平成26年12月に国の基準どおり制定したものでございます。本町において、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないため、国の基準どおりとした改正が妥当と判断し、改正するのでございます。

以上 提案理由の説明を申し上げます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午前 10 時 59 分)

(再開 午前 11 時 09 分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 13 議案第 63 号

◇議 長 日程第 13 議案第 63 号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福田生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 「議案第 63 号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例制定について このことについて、別紙のとおり提出する。平成 28 年 6 月 21 日提出 大空町長 山下英二」

35 ページから 40 ページが改正条文になります。定例会参考資料の 29 ページを御覧願います。

改正条例の概要でございますが、多子世帯の保育料軽減実施に伴い、平成 28 年度からの国の拡充措置等の方向性を踏まえ、平成 28 年第 1 回定例会において、保育料を第 2 子は半額、第 3 子以降は無料とし、また、ひとり親世帯等に係る保育料については、第 1 子が半額、第 2 子以降を無料とするなどの関係条例の改正を行っておりますが、改正内容は、国の政省令等の改正情報がない中で、条例改正案作成時点での国の情報に基づき作成していたため、本年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行となった「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」による拡充措置に一部対応していない事項につきまして、本議会において政省令との整合を図るために一部改正を行おうとするものです。

改正が必要となる条例は、「大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例」、「大空町立へき地保育所条例」及び「大空町広域入所に関する条例」ですが、改正の趣旨等が同一であることから、これら 3 つの条例を一括の改正条例として改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容としましては、生活保護法に規定する要保護者及び児童福祉法に規定する里親の保育料を無料とし、多子計算の対象となる子どもの範囲を、「住民基本台帳上の同一の世帯」から「生計を一にする子」に変更し、第 1 子から保育料の多子軽減を受けることができる世帯に「町長が要保護者に準ずる程度に困窮している者」を追加しようとするものです。

また、多子軽減対象の子どもの定義をより明確にするため、現状第1子・第2子・第3子等の表現を、政令の表現と整合を図るために改正するものです。

概要表の構成は、左から改正する項目、関係する条項、改正の概要等、施行又は適用期日の順に記載しておりますので、項目、関係条項、改正の概要等の順にご説明いたします。

「大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例」及び「大空町立へき地保育所に関する条例」の一部改正につきましては、同一の改正内容ですので、一括して概要に記載してございます。また、関係条項欄に「幼稚園条例」と表示してありますのは

「大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例」の関係する条項、「保育所条例」と表示してありますのは、「大空町立へき地保育所に関する条例」の関係する条項を示しているものでありまして、以下、この表示でそれぞれの条例を指すことといたします。

項目の（１）保育料が無料の階層区分に、要保護者及び里親を追加します。幼稚園条例、保育所条例いずれも別表の改正になります。生活保護法に規定する現に保護を受けているとしないにかかわらず、保護を必要とする状態にある要保護者及び児童福祉法に規定する家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に養育を提供する里親の保育料を、生活保護法による被保護世帯と同様に無料とするため、別表の保育料1階層の定義欄に、要保護者及び里親を追加します。

項目の（２）多子軽減算定の対象となる子どもの範囲の拡大についてです。幼稚園条例につきましては、別表備考3及び備考4、保育所条例につきましては別表備考4及び備考5の改正になります。

多子軽減算定の対象となる子どもを「住民基本台帳上同一世帯の子ども」から「生計を一にする支給認定保護者に監護（監督し、保護すること）される者、監護されていた者及び直系卑属（以下「特定被監護者」という。）」に拡大します。

30ページをご覧ください。この場合における「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、療養費等の送金が行われている場合をいうものでございます。

また「監護される者」とは、支給認定保護者が現に監護する未成年者をいい、「監護されていた者」とは、未成年であった時に支給認定保護者が監護していた者をいい、「直系卑属」とは、支給認定保護者又は配偶者の直系の子、孫、曾孫など、下の世代

で直系である者をいいます。

項目の（３）多子軽減算定の対象となる子どもに係る定義の改正についてです。幼稚園条例につきましては、別表備考３、保育所条例につきましては、別表備考４の改正になります。

多子軽減対象の子どもの特定をより明確にするため、現行第２子・第３子以降の定義を政令の表現と整合を図るために改正します。現行の「第２子」を「特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が１人のみである場合における最年長の小学校就学前子ども」及び「すべての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における最年長の小学校就学前子どもを除く、小学校就学前子どものうち最年長者」とし、

「第３子以降」を「特定被監護者のうちに小学校就学前子ども以外の者が２人以上いる場合における小学校就学前子ども」、「特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における最年長の小学校就学前子どもを除く小学校就学前子ども」及び「全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における最年長の小学校就学前子ども及び小学校就学前子どものうち最年長の小学校就学前子どもを除く小学校就学前子どものうち最年長者である小学校就学前子ども以外の小学校就学前子ども」とするものです。

３１ページをご覧ください。項目の（４）改正に伴う文言の整理及びひとり親世帯等の対象拡大についてです。幼稚園条例につきましては、別表備考４、保育所条例につきましては、別表備考５の改正になります。

「園児」及び「保育児童」を「支給認定子ども」へ文言を統一し、その他改正に伴う字句の整理を行います。また、第１子の保育料が２分の１、第２子以降の保育料が無料となる世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）に「町長が、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者の世帯」（準要保護者）を追加します。

項目の（５）ひとり親世帯等に係る多子軽減算定の対象となる子どもに係る定義の改正についてです。同じく幼稚園条例につきましては別表備考４、保育所条例につきましては別表備考５の改正になります。

ひとり親世帯等に係る多子軽減対象の子どもの特定をより明確にするため、現行第１子・第２子以降の定義を政令の表現と整合を図るために改正します。

現行の「第１子」を「特定被監護者等のうち最年長の特定被監護者である小学校就学前子ども」に、「第２子以降」を「支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち最

年長の特定被監護者等である小学校就学前子ども以外の小学校就学前子どもである支給認定子ども」とするものです。

つづきまして、大空町広域入所に関する条例の一部改正でございます。

項目の（１）保育料が無料の階層区分に、要保護者及び里親を追加します。別表第１、別表第２及び別表第３の改正になります。生活保護法に規定する現に保護を受けているとしないにかかわらず保護を必要とする状態にある要保護者及び児童福祉法に規定する家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に養育を提供する里親の保育料を生活保護による被保護者世帯と同様に無料とします。

項目の（２）改正に伴う文言の整理及びひとり親世帯等の対象拡大についてです。別表備考３の改正につきましては、「児童」を「支給認定こども」に文言を統一し、その他改正に伴う字句の整理を行い、別表備考４の改正につきましては、ひとり親世帯の対象に「町長が、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者の世帯」（準要保護者）を追加するものです。

３２ページをご覧ください。

項目の（３）ひとり親世帯等に係る多子軽減算定の対象となる第２子以降の子どもに係る定義の改正についてです。別表備考５の改正になります。ひとり親世帯等に係る多子軽減対象の子どもの特定をより明確にするため、現行第２子以降の定義を、政令の表現と整合を図るために改正します。

現行の「第２子以降」を「特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合における小学校就学前子ども」及び「すべての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における最年長の小学校就学前子ども以外の小学校就学前子ども」に改正します。

項目の（４）町民税所得割の額により多子軽減算定の対象となる子どもの範囲が限定される世帯の子どもに係る定義の改正についてです。別表備考６の改正になります。町民税所得割の額により、多子軽減算定の対象となる子どもの範囲が１号認定子どもは、小学３年生以下、２号及び３号認定子どもについては、小学校就学前に限定される世帯（第１の表の４階層以上、第２の表の５階層以上、第３の表の５階層以上の世帯）の子どもの定義を、政令の表現と整合を図るために改正します。

次の表の区分に応じ、それぞれの定義を次の表の改正後の文言に統一し、現行、別表備考６の表中の第１欄ア～エまでに規定されている次の表の区分欄の子どもについての説明をそれぞれ置き換えるものでございます。

「1号認定（満3歳以上の小学校就学前子どもであって2号認定子ども以外のもの）の第1子」の定義を「第1の表の世帯において、支給認定保護者と生計を一にする小学3年生以下である特定被監護者等が2人以上いる場合であって、当該特定被監護者等のうち最年少の入所している支給認定子ども」として改正後の別表備考第6の表第1欄アの支給認定子どもの説明とし、「2号認定又は3号認定（小学校就学前子どもであって親の就労等の事由により保育を要するもの）の第1子」の定義を「第2又は第3の表の世帯において、支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者等であって、保育所又は特定教育施設に入所している特定被監護者等が2人以上いる場合の、当該特定被監護者等のうち最年長の入所している支給認定子ども」として、同じく第1欄イの支給認定子どもの説明とし、「1号～3号認定の第2子」の定義を「第1から第3の表の世帯において、保育所又は特定教育施設に入所しているア又はイ以外の支給認定子ども（該当する特定被監護者等が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）」として、同じく第1欄ウの支給認定子どもの説明とし、「1号～3号認定の第3子以降」の定義を「第1から第3の表の世帯において、入所している上記以外の支給認定子ども」として、同じく第1欄エの支給認定子どもの説明として、それぞれ別表第6備考6の第1欄を置き換えるものとごさいます。

33ページをご覧ください

項目の（5）項目（3）及び（4）以外の世帯に係る多子軽減算定の対象となる子どもの定義の改正についてです。別表備考7の改正になります。

多子軽減対象の子どもの特定をより明確にするため、現状第2子・第3子以降の定義を、政令の表現と整合を図るために改正します。

現行の「第2子」を、「特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長の小学校就学前子ども」及び「すべての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における最年長の小学校就学前子どもを除く小学校就学前子どものうち最年長者」とし、「第3子以降」を「特定被監護者のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における小学校就学前子ども」、「特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における最年長の小学校就学前子どもを除く小学校就学前子ども」及び「全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における最年長の小学校就学前子ども及び小学校就学前子どものうち最年長の小学校就学前子どもを除く小学校就学前子どものうち最年長者である小学校就学前子ども以外の小学校就学前子ども」とするものです。

施行期日につきましては、いずれの改正も公布の日から施行し、平成２８年４月１日から適用しようとするものです。

３４ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、ご参照願います。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第６３号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第６３号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第６４号

◇議 長 日程第１４ 議案第６４号 大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福田生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書の４１ページになります。

「議案第６４号 大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定についてこのことについて、別紙のとおり提出する。平成２８年６月２１日提出 大空町長 山下英二」

４３ページから４６ページが改正条文になります。

改正内容につきましては、大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例の概要にて御説明いたしますので、定例会参考資料の47ページを御覧願います。

改正条例の概要でございますが、大空町立幼稚園では、保育終了時間以後においても預かり保育所として最大午後6時までの預かり保育を実施していますが、子ども・子育て支援制度実施以降は、制度上の位置付けを「保育の必要性の認定」を必要としない一時預かり事業として、国・道からの補助を受けて実施しており、国の制度上は多子軽減の対象となっておりません。

一方で、本町の預かり保育は、保育が必要な3歳以上の幼児を対象として実施しており、へき地保育所と一体となって保育ニーズに対応していることから、保育所利用の場合と幼稚園利用の場合における保育を必要とする子どもがいる世帯に係る負担の平準化を図るため、大空町立預かり保育所条例の一部を改正し、保育所と同様に幼稚園における預かり保育にも多子軽減を適用し、保育料を第2子は半額、第3子以降は無料とし、また、ひとり親世帯、障がい者がいる世帯及び要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると町長が認める世帯に係る保育料については、第1子が半額、第2子以降を無料とするものでございます。

項目、関係条項、改正の概要等の順にご説明いたします。

項目の(1)保育料に、新たに階層区分を設定するため本則から別表に移行して整理します。第6条の改正になります。改正の概要としましては、現行、時間帯による区分だけの保育料について、ひとり親世帯等の多子軽減適用にあたって必要となる階層区分を設定するとともに、多子軽減についても規定するため金額、日割計算及び端数処理を別表に移行し、利用時間区分だけを第6条に規定するものでございます。

項目の(2)保育料の減免対象者に係る改正についてです。第7条の改正になります。改正の概要としましては、生活保護法に定める被保護者及び要保護世帯の者に係る保育料については、別表において1階層として無料となることから、第7条中の減免することができる者から削除し、町長が特別の理由があると認めた世帯について、減免できるように改正するものでございます。

項目の(3)保育料に係る規定を別表として新たに追加するものです。改正の概要としましては、保育料について、市町村民税の課税状況により1階層から4階層までの区分を設定するとともに、保育料の算定において控除しないこととする税額控除、入所時において保育料の算定の基礎となる課税状況、多子軽減の内容、日割計算について、備考1から備考6に規定するものでございます。

48ページをご覧願います。保育料別表の改正としましては、現行条例において、

第6条に保育時間に応じて課税状況等にかかわらず同一の月額としておりました保育料につきまして、1階層から4階層までの区分を設け、保育時間に応じて月額の保育料を規定するものでございます。

1階層は、生活保護法による保護を現に受けている被保護者、現に保護を受けているとしないにかかわらず、保護を必要とする状態にある要保護者及び児童福祉法に規定する家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等を養育する里親の世帯に係る保育料を、時間区分にかかわらず無料とします。

2階層の所得割非課税者を含む市町村民税非課税世帯、3階層の市町村民税所得割の額が7万7,100円以下の世帯、4階層の市町村民税所得割の額が7万7,101円以上の世帯に係る保育料は、保育時間に応じて、それぞれ平日午後4時までの保育時間の子どもは、1,575円、平日午後6時までの保育時間の子どもは、4,200円とします。

多子軽減の内容につきましては、別表備考3及び備考4にそれぞれ規定しております。①は、備考3に規定する内容でございますが、別表の2階層から4階層までに認定された世帯に生計を一にする子どもが2人以上いる場合の保育料は、第2子を半額、第3子以降を無料とするものでございます。

備考3の規定中、子どもの構成に応じて第2子、第3子以降の定義を次の表のとおり規定しております。子どもの構成が、「小学校就学前子ども以外の者が1人のみ」の場合にあつては、第2子を「最年長の小学校就学前子ども」、第3子以降を「それ以外の小学校就学前子ども」とし、「すべての子どもが小学校就学前子どもである場合」にあつては、第2子を「最年長の小学校就学前子どもを除く小学校就学前子どものうち最年長である者」、第3子以降を「それ以外の小学校就学前子ども」とし、「小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合」にあつては、第2子の多子軽減がありませんので、第3子以降を「最年長の小学校就学前子ども」としております。

49ページをご覧ください。

②は、備考4に規定する内容でございますが、配偶者のいない女子又は男子で現に幼児を扶養しているひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児及び障害基礎年金の受給者、これら在宅障害児又は障害者のいる世帯、並びに町長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者の世帯であつて、2階層に認定された世帯に生計を一にする子どもがいる場合の保育料は無料とし、3階層と認定された世帯に生計を一にする子どもがいる場合の保育料は、第1子を半額、第

2子以降を無料とするものでございます。

備考4の規定中、第1子の定義を「最年長の特定被監護者等（支給認定保護者に監護される者及び監護されていた者並びに支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属）であって小学校就学前である子ども」とし、第2子以降の定義をそれ以外の小学校就学前子ども」としております。

日割計算及び端数処理につきまして、備考5及び備考6にそれぞれ規定しております。

①は備考5に、②は備考6に規定しておりますが、月の途中で入退所した場合の保育料については、月額保育料に在籍期間中の開所日数を乗じ、25日で除して得た額とし、別表の規定により算出した保育料に10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとするものでございます。

施行期日につきましては、いずれの改正も、平成28年7月1日から施行し、施行の日以後に受けた保育に係る保育料から適用しようとするものです。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15号 議案第65号

◇議長 日程第15号 議案第65号 大空町子ども未来づくり教育基金条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の47ページでございます。

議案第65号 大空町子ども未来づくり教育基金条例制定について このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年6月21日提出 大空町長 山下英二」

議案書49ページをお開き願います。

初めに、条例制定の趣旨について御説明申し上げます。大空町の子どもたちが、未来に向かって自立、共生し、たくましく生きるための基礎づくりを推進する事業に要する経費の財源に充てるため、大空町子ども未来づくり教育基金条例を制定するものでございます。

既存の教育関連の特定目的基金といたしまして、学校教育施設建設基金がございしますが、充当事業は、いわゆるハード事業に限られていますことから、今回、教育関連のソフト事業に対応する基金を設置するものでございます。

次に条例の内容について御説明申し上げます。

第1条の設置につきましては、ただいま条例制定の趣旨で御説明申し上げましたとおりでございます。

第2条の積み立てから第7条の委任までは、既存の他の基金条例と同様の条文としてでございます。

第2条では、毎年度予算において定める額を積み立てることを規定しています。積み立ての財源につきましては、大空町一般会計における毎年度の繰越金の一部などを予定してございまして、基金設置後の基金残高は、毎年度1億円程度を上限として、運用していきたいと考えてございます。

第3条では、基金を最も確実かつ有利な方法で管理することを規定しております。

第4条では、基金の設置目的の財源に充てる場合に限り、処分することができることを規定しております。優先的に充当考えております事業といたしましては、昨年策定いたしました大空町総合戦略の教育関連事業のうち、学校給食を無償提供する食育活動推進事業、多子世帯保育料軽減事業、多子世帯高等学校・大学校等進学支援金支給事業などの新規事業でございます。

このほか、特別支援コーディネーターなどを配置する、学校教育振興事業や補助教諭の配置など、いわゆるマンパワー強化に要する事業などの財源にも充当していきたいと考えております。なお、基金充当につきましては、平成29年度から予定してございます。

続きまして第5条では、運用益金は、この基金に編入することを規定しております。第6条では、基金の繰替運用、また、第7条では委任について規定しております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、条例制定の提案理由について御説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号大空町子ども未来づくり教育基金条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 大空町子ども未来づくり教育基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第66号

◇議 長 日程第16 議案第66号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の51ページになります。

「議案第66号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第2号) 平成28年度大空町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億1,339万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億6,112万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。

(一時借入金の補正)

第4条 一時借入金の借り入れの最高額に15億4,500万円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を29億9,500万円とする。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業の実施に当たり、財源となります道補助金、負担金、地方債の額を目安に追加するものであります。

平成28年6月21日提出 大空町長 山下英二

53ページになります。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

13款 使用料及び手数料から122万1,000円を減額、14款 国庫支出金から3,627万8,000円を減額、15款 道支出金に7億292万4,000円を追加、16款 財産収入に、52万2,000円を追加、18款 繰入金に3,672万4,000円を追加、19款 繰越金に1億3,358万円を追加、20款 諸収入に9,914万円を追加、21款 町債に7億7,800万円を追加、歳入合計は17億1,339万1,000円を追加し、102億6,112万5,000円とするものです。

54ページになります。歳出です。

1款 議会費から401万8,000円を減額、2款 総務費に833万5,000円を追加、3款 民生費に6,948万9,000円を追加、4款 衛生費に29万7,000円を追加、6款 農林水産業費に15億5,414万2,000円を追加、7款 商工費に165万8,000円を追加、8款 土木費に76万7,000円を追加、9款 消防費から118万4,000円を減額、10款 教育費に9,514万4,000円を追加、12款 公債費に255万9,000円を追加、13款 職員給与費から1,379万8,000円を減額、55ページになります。歳出合計は17億1,339万1,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

56ページになります。第2表 債務負担行為補正、1追加です。

広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業は、オホーツク管内14の農協が一体となり、オホーツク農業の振興方針を策定し、持続可能な農業経営の展開を図る一つの方策として、オホーツク産豆類のブランド化と豆類の作付振興により輪作体系の確立を図ろうとしています。

管内には6つの豆類調製施設が点在し、老朽化が進んでいることから、施設の再編

合理化が必要となっています。

大空町は管内一の大豆など、豆類の生産地として畑作物の輪作体系の確立、生産性の向上、豆類、小麦生産者の負担軽減を図り、農業の持続的な発展に資するため、広域の施設の整備を行うもので、債務負担行為を設定するものであります。

期間は、平成29年度から平成30年度まで、限度額は、73億431万5,000円であります。

57ページになります。第3表地方債補正、1追加です。

広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業債は、施設整備に伴う財源として地方債を借り入れるため、限度額7億5,620万円を追加するものであります。

東藻琴特別養護老人ホーム整備事業債は、東藻琴福祉会で計画しています特別養護老人ホームの増築に向けた実施設計業務等の経費に対する補助金の財源として地方債を借り入れるため、限度額1,970万円を追加するものであります。

いずれも借り入れは過疎債を予定しており、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

2変更です。廃屋等解体撤去推進事業債は、限度額500万円に20万円追加し、520万円に変更しています。

14件の補助金交付申請を受け、建物の状況等について審査の結果、景観や周辺への影響等により13件について解体撤去が必要であると判断したところですが、補助金に不足が生じることから追加するため増額となるものであります。

国営美女地区かんがい排水事業債は、限度額5,420万円に190万円追加し、5,610万円に変更しています。

平成21年度から27年度における国営美女地区かんがい排水事業にかかわる町の負担金の財源として借り入れるもので、平成27年度の事業費の確定に伴う負担金の額が確定したこと増額となるものであります。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、66ページ、67ページをお開き願います。

1款1項1目 議員報酬及び期末手当等の1節 議員報酬から228万円、3節 議員期末手当から79万8,000円、4節 議員共済負担金から93万4,000円、議員公務災害補償組合負担金から6,000円、総額401万8,000円を減額しています。3月31日付けて議員1名が辞職したことに伴い、減額するものであります。

2款1項1目 総務一般事務費 4節 臨時職員社会保険料に23万2,000円、7節 臨時職員賃金161万3,000円、総額184万5,000円を追加しています。

同じく総合支所運営事務費の4節 臨時職員社会保険料に22万9,000円、7

節 臨時職員賃金 149万3,000円、総額 172万2,000円を追加しています。

いずれも3月31日付けで急遽2名が退職したこと、4月1日付けの人事配置に伴うものにより臨時職員の雇用が必要となったことから、既存の予算で6カ月間に2名を雇用したため、不足となる12か月分について追加するものであります。

3目 広報広聴事業の13節 そらっきーぬいぐるみ制作委託料 18万8,000円を追加しています。スマートホンや携帯電話などで利用されるソーシャルネットワークサービスのラインに大空町公式アカウントを開設したことに伴い、町のさまざまな情報を届けるそらっきーが登場しやすく、また町内各所への移動がしやすいようにそらっきーのぬいぐるみを製作するため追加するものであります。

14節 ラインメッセージ配信料に49,000円を追加しています。1カ月当たり1,000メッセージまでは無料ですが、5月23日現在では、223人が登録され、1週間、1回、メッセージ配信しており、月4、5回の配信では、1,000件を超えることとなるため、配信料を追加するものであります。

6目 公有財産管理費の15節 温泉熱供給施設貯湯槽水位制御機器取替工事に188万5,000円を追加しています。女満別地区の温泉熱供給施設貯湯槽の水位測定器及び制御盤が故障し、温泉の汲み上げ停止動作が、自動運転できなくなったことから、機器を取り替えるため、追加するものであります。

7目 企画振興一般事務費の11節 印刷製本費に10万8,000円を追加しています。3月に議決をいただいた大空町まちづくり宣言のステッカーを作成し、町内公共施設等に掲示しPRをするため追加するものであります。

13節 まちづくり宣言ロゴデザイン作成委託料に8万7,000円を追加しています。統一したまちづくり宣言のロゴデザインを作成し、町内はもとより、町外へもPRするため追加するものであります。

同じく、移住定住対策事業の13節 移住PR動画製作委託料に233万8,000円を追加しています。昨年、策定いたしました総合戦略をわかりやすく、また、町の紹介も含めて、短編動画を製作し、インターネット上で多くの方に視聴していただいて、移住者の確保を図るため追加するものであります。

14節 サーバー借上料に3万円を追加しています。視聴用動画を保存する機器を借り上げるため追加するものであります。

同じく、地域振興施設整備事業の69ページになります9節 普通旅費 8万3,000円を追加しています。施設整備に当たり、予定しておりました国からの補助金が減額交付となることから、物販スペースの整備に国の農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業補助金を活用することとしております。この補助金を受けるには、地域との連携を深めるための研修会の開催や視察研修など、ソフト事業の実施が必要で、地域振興施設準備会が実施主体となり進めることを予定しており、視察研修に同行する旅

費について追加するものであります。

3款1項1目 国民健康保険事業特別会計繰出金の28節 繰出金5,031万8,000円を追加しています。所得の確定に伴う国保税の算定、医療費や国庫支出金等の再積算、基金への積み立て等に伴う一般会計からの負担分が追加となるものであります。

同じく臨時福祉給付金及び加算給付金給付事業の4節 臨時職員社会保険料に19万2,000円、7節 臨時職員賃金142万3,000円、総額161万4,000円を追加しています。総務費と同様に職員の退職、人事配置に伴い、臨時職員の雇用が必要となったことから、既存予算で2名を雇用したため、不足となる賃金等について追加するものであります。

2目 介護保険事業特別会計繰出金の28節 介護保険事業勘定特別会計繰出金7万5,000円を追加しています。高額医療合算介護サービス給付費が、見込みより増加するため、一般会計の負担分を追加するものであります。

介護サービス事業勘定特別会計繰出金から223万円を減額しています。人事異動に伴い、職員の人件費が減額となったものであります。

同じく、東藻琴特別養護老人ホーム増築事業補助金の19節 補助金に1,971万2,000円を追加しています。第3表 地方債補正で説明しましたが、東藻琴福祉会で計画しています特別養護老人ホームの増築に向けた実施設計業務及び地質調査の経費に対し補助するため追加するものであります。

2項3目 保育所費で補正額はありますが、特定財源のその他で10万8,000円を減額し、一般財源で同額を計上額しています。議案第63号でお認めをいただきました多子世帯における保育所保育料の軽減に伴い、減額となるからなることから、財源内訳が変更となるものであります。

4款1項3目 廃屋等解体撤去推進事業の19節 廃屋等解体撤去補助金に29万7,000円追加しています。第3表地方債補正で説明しましたが、14件の補助金交付申請を受け、審査の結果、13件について解体撤去が必要であると判断して、当初予算で不足となる1件分について追加するものであります。

6款1項3目 農業振興一般事務費の4節 臨時職員雇用保険料から2万円を減額しています。雇用者が65歳以上であり、雇用保険料の納付が必要ないことから減額するものであります。また、臨時職員社会保険料から17万1,000円、7節の臨時職員賃金から115万5,000円を減額しています。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業の実施に伴い、関係する経費については、新たな事業項目に予算を計上するため減額するものであります。

同じく、農村環境改善センター管理費の11節 消耗品に6万9,000円、15節 調理室改修工事に69万7,000円、18節 電子レンジに2万3,000円、71ページになりますが、殺菌庫に17万4,000円を追加しています。調理室の

調理台の取り替え、収納棚の設置を行う改修工事、備品の整備等、調理室を利用しやすいよう機能的に改修するため追加するものであります。

69ページにお戻りください。下段の15節 トイレ換気ファン取替工事に50万8,000円を追加しています。1階及び2階の女子トイレの換気ファンが故障し、十分喚起できないことから、ファンを取り替えるため追加するものであります。

71ページになります。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業を新たに追加しております。第2表の債務負担行為補正で説明しましたが、畑作物の輪作体系の確立、生産性の向上、豆類、小麦生産者の負担軽減を図り、農業の持続的な発展に資するため広域の施設の整備を実施するものであります。

4節 嘱託職員社会保険料に19万4,000円、7節 嘱託職員賃金145万3,000円を追加しています。6月までは臨時職員として雇用しておりますが、事業の実施に伴い、資格を有するものではありませんが、専門的な知識を必要とし、長期にわたる事務となることから、嘱託職員として雇用配置するため、共済費、賃金を追加するものであります。

9節 普通旅費に49万8,000円、11節 食糧費に5万円、14節 高速道路通行料に1万5,000円、自動車駐車料に4,000円を追加しています。事業実施に伴う事務打ち合わせ等に係る経費を追加するものであります。

12節 建築確認申請手数料157万8,000円、13節 広域穀類乾燥調製貯蔵施設建設工事監理委託料に2,777万3,000円、15節 広域穀類乾燥調製貯蔵施設建設工事に14億5,332万6,000円を追加しています。広域穀類乾燥調製施設及び豆類製品貯蔵施設における杭打ち、基礎工事計量施設の整備工事を実施するため追加するものであります。

19節 変電所工事費負担金に5,940万円を追加しています。施設整備に当たり、変電所の整備が必要となることから、北電が実施する工事へ負担するため追加するものであります。

5目 農業農村多面的機能支払交付金事業の19節 交付金に796万8,000円を追加しています。北海道からの交付金が増額となったことから追加するものであります。

7目 国営美女地区かんがい排水事業の19節 負担金176万3,000円を追加しています。第3表の地方債補正で説明しましたが、平成27年度の国営美女地区かんがい排水事業に係わる事業費が確定したことに伴い、負担金の額が見込みより増額となるため追加するものであります。

7款1項2目 観光情報クロスメディア発信事業の8節 ラジオ聴取者用報償費に20万円、12節 広告料に145万8,000円を追加しています。地元大空町出身の方がパーソナリティーを務めるラジオ番組が7月より放送をされることから、町の観光や特産品、イベント、移住、定住情報など大空町の名を発信し知名度アップを

図るため、広告料を追加し、またラジオ聴取者へ特産品の提供を行い、さらなる効果を上げるため報償費を追加するものであります。

8款1項2目 外灯管理費の4節 臨時職員社会保険料に16万3,000円、7節 臨時職員賃金103万7,000円を追加しています。外灯へのLED照明導入事業の実施に当たり、27年度に委託した調査業務の結果により、町が行う事務が相当量あるあることがあることが判明したことから、8カ月間の臨時職員を雇用して対応するため追加するものであります。

◇議 長 議案第66号の説明中ですが、ここで昼食のため休憩します。

再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後00時02分)

(再開 午後02時20分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16 議案第66号の議事を続けます。

藤田総務課長。

◇総務課長 一般会計補正予算の説明を引き続き行います。

72ページ73ページをお開き願います。

4項1目 下水道事業特別会計繰出金の28節 繰出金から43万3,000円を減額しています。繰越金の計上等により減額となるものであります。

9款1項2目 網走地区消防組合大空消防署費負担金の19節 負担金から、118万4,000円を減額しています。職員の人件費における、共済組合負担金の率の変更、4月1日人事異動による勤務地の変更等に伴い、人件費が168万4,000円減額となり、また23年3月に消防設備の充実のため寄附をいただき財政調整基金へ積み立てておりましたが、火災時における消化用の水を貯水できる自立式簡易水槽の購入に活用することとしたため、50万円を増額し、差し引き118万4,000円を減額するものであります。

10款1項2目 事務局費の11節 光熱水費に12万円、15節 旧豊住小学校屋外シャワーユニット設置工事に400万円を追加しています。旧豊住小学校では、合宿での利用もあることから、シャワー設備の整備が必要となるため設置工事を行うもので、併せて水道、ガス、電気料の光熱水費についても追加するものであります。

同じく、子ども未来づくり教育金積立金の25節 積立金に8,794万4,000円を追加しています。議案第60号でお認めをいただきました子ども未来づくり教育基金に繰越金の一部を財源として積み立てるため追加するものであります。

3項1目 女満別中学校管理費の11節 修繕料に30万円を追加しています。校

舎の軒天と外壁が剥がれ落ちる状態となったため、既存予算で修繕を行ったことから、当初予算で予定していた修繕ができなくなるため追加するものであります。

4項1目 定時制高等学校管理費では、補正額はありますが、特定財源のその他で19万4,000円を減額し、一般財源で同額を増額しております。1年生の入学生徒数を40人で見込んでおりましたが、22名であったことから、授業料18名分について、歳入を減額するため財源内訳が変更となるものであります。

4目の東藻琴高等学校寄宿舎管理費、11節 消耗品に6,000円、燃料費16万円、光熱水費に4万3,000円、賄い材料費に133万円を追加しています。寄宿舎入寮生を5名で見込んでおりましたが、10名となったことから、必要となる5名分について追加するものであります。

5項1目 女満別幼稚園管理費の11節 消耗品に10万円、16節 補修用原材料に10万2,000円を追加しています。色落ちがしております幼稚園屋外の壁面を建設業協会の社会奉仕活動や保護者会等の御協力をいただき塗装するため必要となる消耗品塗料の経費について、追加するものであります。

6項1目 青少年育成協会補助金の19節 補助金から4万8,000円を減額しています。4月の人事異動に伴う職員の人件費で160万7,000円を追加、芸術鑑賞事業の実施に当たり、民間団体等の補助金を見込み予定しておりましたが、希望団体数の増加に伴い、補助率が引き下げられ、減額となったため、各事業費の見直しを行い、財源の調整を行いました。財源が不足することから、78万3,000円を追加し、あわせて、239万円の増額となります。

また、青少年育成協会の27年度決算においては、町からの補助金を243万8,000円、戻すこととなるため、28年度の補助金で減額交付となることから、差し引き4万8,000円を減額するものであります。

75ページになります。

5目 生涯学習センター管理費の11節 修繕料に48万3,000円を追加しています。生涯学習センター入り口前のエントランスホール、吹き抜けになっているところの天井板が一部剥がれ落ちたことから、落下防止対策等を含め修繕を行うため追加するものであります。

7項3目 女満別学校給食センター管理運営費の15節 ペーパーライザー水槽取替工事に60万4,000円を追加しています。給食センターでは、液化ガスをペーパーライザーという強制的に気化させる機器を使用していますが、気化器内には、冬季間の寒さに対応するため不凍液が入っており、この不凍液が漏れているため、水槽の取り替えが必要となり追加するものであります。

12款1項2目 一時借入金利子の23節、一時借入金利子に255万9,000円を追加しています。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業の実施に当たり、工事費等の支払いなどで、一時借り入れが必要となるため利子分について追加するものであり

ます。

13款1項1目 職員給与費の2節 特別職給から26万9,000円を減額しています。本年3月の定例会議会で、平成28年4月分の町長及び副町長の給料を100分の20に相当のする額を減じることについて議決をいただいておりますが、その分を減額するものであります。

その他2節から19節まで、それぞれ4月1日付けの人事異動、退職、新規採用、支給需要の変更、共済組合の負担率の改定等により増減で、今回整理をさせていただくものであります。

続きまして、歳入の説明をしますので、62ページ、63ページをお開き願います。

13款1項2目2節 保育所保育料から10万8,000円を減額しています。保育料の軽減措置の変更に伴い減額となるものであります。

7目1節 東藻琴高等学校寄宿舎使用料に36万円を追加しています。寄宿舎入寮者が5名増加したことに伴い追加するものであります。

同じく、授業料から19万4,000円を減額しています。1年生の入学生徒数を40人で見込んでおりましたが、22名であったことから、18名分について減額するものであります。

3節 幼稚園保育料から9万6,000円を減額しています。保育料の軽減措置の変更に伴い減額となるものであります。

同じく、預かり保育所保育料から118万3,000円を減額しています。議案第64号で認めをいただきました多子世帯の保育料の軽減に伴い減額となるものであります。

14款2項4目1節 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金から2億1,049万2,000円を減額しています。地域振興施設整備事業に対する国の交付金ですが、事業名の変更等に伴い、全額減額するものであります。

同じく、農山漁村振興整備交付金に1億4,716万2,000円を追加しています。地域振興施設整備事業に対する国の交付金であります。なお、事業要望が多いことから、減額されて交付になるものであります。

同じく、農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業補助金2,705万2,000円を追加しています。歳出で説明しましたが、地域振興施設の物販スペースの整備に対する国の補助金であります。

15款2項4目1節 食料供給基盤強化特別対策事業補助金から3,941万円を減額しています。農業基盤整備事業における補助金で事業名の変更に伴い、全額減額するものであります。

同じく、農業農村多面的機能支払交付金に597万7,000円を追加しています。北海道からの交付金が増額となったことから追加するものであります。

同じく農業競争力基盤強化特別対策事業補助金3,941万円を追加しています。

農業基盤整備事業における補助金で、事業名の変更に伴い追加するものであります。

同じく、産地パワーアップ事業費補助金6億9,694万7,000円を追加しています。歳出で説明しましたが、広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業に係わる補助金であります。

16款1項2目1節 出資配当金52万2,000円を追加しております。網走地区森林組合に対する出資金に配当があったものであります。

18款1項1目1節 財政調整基金繰入金に50万円を追加しています。消防設備充実のため寄附をいただき財政調整基金へ積み立てをしていた分を消防の自立式簡易水槽購入に充てるため繰り入れるものであります。

5目1節 地域振興基金繰入金に3,636万1,000円を追加しています。地域振興施設整備事業における国からの補助金が減額となったことに伴い、その財源として基金を繰り入れするものであります。

7目1節 国営美女地区かんがい排水事業基金繰入金から13万7,000円を減額しています。歳出で説明しましたが、事業負担金の確定に伴い、地方債等の精査により基金の繰り入れが減額となるものであります。

19款1項1目1節 前年度繰越金1億3,358万円を追加しております。繰越金の全額を予算計上するものであります。

20款4項7目1節 臨時職員等雇用保険料納付金1万6,000円を追加しています。臨時職員等の雇用に伴い追加するものであります。

11目1節 農業振興負担金に9,231万3,000円を追加しています。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業に係る農協等からの元金であります。

同じく、東藻琴高等学校寄宿給食費、133万円を追加しています。寄宿舎入寮者が5名増加したことに伴い追加するものであります。

65ページになります。

前年度介護保険事業勘定特別会計繰出金返還金に302万2,000円、前年度国民健康保険事業特別会計繰出金返還金に182万1,000円、前年度介護サービス事業勘定特別会計繰出金返還金63万8,000円を追加しています。それぞれ前年度事業の確定により返還金を追加するものであります。

21款の町債につきましては、第3表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 上地議員。

◇**上地議員** 73ページの10款15節 旧豊住小学校屋外シャワーユニット設置工事についてお伺いしたいと思います。

簡潔にお伺いしますが、ちょっと位置について確認したいのですが、中庭に設置ということで、後に保育所があると思うんですが、それについて、位置的にも後に道路がありますし、結構、保護者の方も通ると思うんですが、防犯上どうなのか、そういうことも考慮して考えたのかを聞かせたい。

それから73ページの同じく下のほうになるんですか。5項 女満別幼稚園管理費の中の16節 原材料費については、社会奉仕ということで、10万2,000円という小さな金額で済んだんですが、この金額で足りるのかどうか、それについて聞かせたいと思います。

◇**議 長** 田端生涯学習課参事。

◇**生涯学習課参事** まず前段の工事請負費の旧豊住小学校屋外シャワーユニット設置工事の設置位置の関係で御質問がありました。

現在の位置につきましては、旧豊住小学校の裏の体育館等の間のちょうどへこんでいる所という予定をしております。その場所につきましては、屋外シャワーユニットについては、排水と給水と電気設備が必要だということで、その工事をするために、一番そこが適切でないかということで、その位置にした経過がございます。

裏に道路が走っていきまして、裏側にまた保育所があるということでございますけれども、ユニットを4つ購入予定でございまして、後側に正面側を学校の正面側に向かいまして見えないようにする予定でございまして、外から見えないよう一応柵ですか、そういうものも設置して防犯上の管理をしていきたいというふうに思っております。以上で御説明を終わります。

◇**議 長** 田中生涯学習課長。

◇**生涯学習課長** 女満別幼稚園の補修用原材料費10万2,000円の関係でございします。

今回、建設業協会の協力を得た中で女満別幼稚園の壁の塗装を実施するわけですが、その中で、原材料費として、塗料を購入することとしてございます。面積から計算しまして、塗料5缶を購入するということで、その5缶分の塗料代ということで、10万2,000円を計上させていただいてございます。

◇**議 長** 1番 上地議員。

◇**上地議員** 柵を設置するということだったんですが、くれぐれも合宿事業について、成功するように、女性の方も来るということなので、不快にならないように適切に対応していただければと思います。

あと、塗料の5缶とありますけれども、くれぐれも足りないようなときがあったら、また、そういうことにならないようお願いしたいと思い質問を終了いたします。

◇**議 長** 生涯学習課参事。

◇**生涯学習課参事** 屋外シャワーユニット設置につきましては、今回合宿を受け入れるのが初めてということで、手探りの状態にはなっておりますけれども、御指摘いただいたとおり、防犯上、安全を守りながら運営をして行きたいと思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

◇**議 長** 生涯学習課長。

◇**生涯学習課長** 塗料5缶につきましては、事前に建設業協会の方と十分確認させていただきまして、十分足りる量ということで確認させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

◇**議 長** その他、質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号平成28年度大空町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号平成28年度大空町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第６７号

◇議 長 日程第１７ 議案第６７号 平成２８年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書８３ページです。

「議案第６７号 平成２８年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算第１号は、次に、定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３９２万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１３億５，９２４万５，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

平成２８年６月２１日提出 大空町長 山下英二」

８５ページをお開き願います。第１表 歳入歳出予算補正、歳入です。

１款 国民健康保険税に２，６９６万６，０００円を追加、２款 国庫支出金から７，３１９万２，０００円を減額、３款 療養給付費交付金から１７１万６，０００円を減額、４款 前期高齢者交付金に３万５，０００円を追加、５款 道支出金から９４３万８，０００円を減額、８款 繰入金に５，０３１万８，０００円を追加、９款 繰越金に３１０万６，０００円を追加いたしまして、歳入合計は、３９２万１，０００円減額し、１３億５，９２４万５，０００円とするものです。

８６ページをお開きください。歳出です。

１款 総務費に１５２万３，０００円を追加、２款 保険給付費から３，１１９万円を減額、３款 後期高齢者支援金に９万７，０００円を追加、４款 前期高齢者納付金に３万３，０００円を追加、６款 介護納付金に１６万５，０００円を追加、９款 財政調整基金費に１，７４７万１，０００円を追加、１０款 諸支出金に７９８万円を追加しまして、歳出合計は、３９２万１，０００円を減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明いたしますので、９４、９５ページをお開き願います。

１款１項１目１３節 国保システム改修委託料として、１５２万３，０００円の追

加です。国民健康保険法の一部改正において、平成30年度から国民健康保険財政運営の責任主体が市町村から都道府県へ移行することに伴い、北海道が市町村ごとの納付金や標準保険料を算定する際に必要となる市町村の所得等のデータを北海道へ提供するための電算システム改修に要する費用の追加でございます。

2項1目 賦課徴収費は、北海道特別調整交付金の再積算により減額となったため、財源内訳を変更するものでございます。

2款1項1目19節 一般被保険者療養給付費から3,119万円の減額です。平成27年度の療養諸費の支出額が確定したことから、再算定を行い、過去5年間の療養諸費支出額と被保険者の減少を勘案し、減額するものでございます。

2目 退職被保険者療養給付費から3項2目 退職被保険者移送費までの財源内訳の変更につきましては、国の療養給付費等負担金及び国、北海道の調整交付金額が減額となる見込みにより、特定財源の国道支出金を減額、社会保険診療報酬支払基金からの交付金が増額となる見込みにより、その他財源を増額し、財源調整のため、一般財源を追加するものでございます。

続きまして、96ページ、97ページをお開き願います。

3款1項1目19節 後期高齢者支援金に9万7,000円を追加、4款1項1目19節 前期高齢者納付金に3万3,000円の追加、6款1項1目19節 介護納付金に16万5,000円の追加です。いずれも社会保険診療報酬支払基金からの額の確定通知に基づき、追加をするものでございます。

8款1項1目 疾病予防費は、北海道特別調整交付金の再積算により減額となったため、財源内訳を変更するものでございます。

9款1項1目25節 国民健康保険基金積立金に1,747万1,000円の追加です。平成27年度の医療費が大幅に伸び、昨年1,978万5,000円を基金から取り崩し、現在の基金残高は5,251万円となっております。基金の設置目的は、突発的な医療費の増加に対応すること。二つ目に、不測の年度間格差による保険税収入の増減調整が目的としておりまして、基金が減少しますと、設置目的を達成できなくなることから、国保会計の安定した運営をするべく、一般会計より法定外繰り入れとして国民健康保険基金に積み立てて、基金残高を7,000万円にするものでございます。

10款1項3目23節 償還金利子及び割引料返還金ですが、前年度国庫支出金返還金に544万5,000円の追加、前年度一般会計、繰入金返還金として182万1,000円の追加、前年度特定健康診査等負担金返還金として71万4,000円の追加です。いずれも平成27年度事業費に基づき積算したことに伴う返還金でございます。

続きまして歳入を説明を申し上げますので90、91ページをお開き願います。

1款1項1目1節 医療給付費現年課税分に1,633万5,000円。2節 介

護納付金現年課税分に３２４万８，０００円、３節 後期高齢者支援金現年課税分に７９６万円を追加し、２目１節 医療給付費現年課税分から３２万２，０００円を減額、２節 介護納付金現年課税分から９万５，０００円を減額、３節 後期高齢者支援金現年課税分から１６万１，０００円の減額です。本年４月１日現在の国民健康保険加入者をもとに、最新の住民税と固定資産税の情報により積算し、さらに、軽減判定所得額の改正及び先ほど議案６１号で承認いただきました国民健康保険税条例の改正により試算した結果に基づき、追加及び減額をするものでございます。

２款１項１目１節 療養給付費負担金現年度分から１，０００万３，０００円を減額、介護納付金負担金現年度分に５万３，０００円、後期高齢者支援金負担金現年度分に７６万４，０００円の追加です。歳出において、一般被保険者療養給付費を減額したこと、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護給付費納付金の額の確定通知に基づき、国庫負担金の対象額が変更となることから、減額及び追加をするものでございます。

２項１目１節 普通調整交付金から、５，１５６万３，０００円、特別調整交付金から、１，３９６万６，０００円の減額です。所得が確定し試算した結果、国からの交付金が見込めないことから減額するものでございます。

３目１節 国民健康保険制度関係業務準備事業補助金に１５２万３，０００円の追加です。歳出で説明しました電算システムの改修費用が国から交付されるため追加するものでございます。

３款１項１目１節 療養給付費交付金現年度分から１７１万６，０００円の減額です。退職被保険者の後期高齢者支援金の額の通知に基づき減額するものでございます。

４款１項１目１節 前期高齢者交付金に３万５，０００円の追加です。交付金の額の通知に基づき追加するものでございます。

５款２項１目１節 普通調整交付金から１７２万２，０００円、特別調整交付金から７７１万６，０００円の減額です。歳出において、一般被保険者療養給付費を減額したことに伴い、北海道からの交付金を減額するものでございます。

８款１項１目１節 一般会計繰入金に５，０３１万８，０００円の追加です。国の調整交付金が見込めず、減額となることから、減額される交付額の半分以上に相当する額を、一般会計から法定外繰り入れとして不足する財源補填をするために、３，２８４万７，０００円、残りの１，７４７万１，０００円は、歳出で御説明いたしました国民健康保険基金に積み増しを行うために追加するものでございます。

９２ページ、９３ページをお開きください。

９款１項１目１節 前年度繰越金に、３１０万６，０００円の追加、これは、前年度の繰越金を計上するものでございます。

以上 補正予算概要について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第68号

◇議 長 日程第18 議案第68号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書99ページです。

「議案第68号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,838万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,757万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による

平成28年6月21日提出 大空町長 山下英二」

101ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

3款 国庫支出金に16万円を追加、4款 支払基金交付金に16万8,000円を追加、5款 道支出金に7万5,000円を追加、7款 繰入金から93万2,000円を減額、8款 繰越金に1,891万7,000円を追加しまして、歳入合計は1,838万8,000円追加し、7億6,757万4,000円とするものです。

102ページ、歳出をお開きください。

2款 保険給付費に60万円を追加、4款 基金積立金に706万6,000円を追加、5款 諸支出金に1,072万2,000円を追加いたしまして、歳出合計は1,838万8,000円を追加して、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明しますので、108、109ページをお開きください。

2款5項1目19節 高額医療合算介護サービス給付費に60万円の追加です。高額医療合算介護サービス給付対象者が当初予定を上回るため追加するものです。

4款1項1目25節 介護保険基金積立金に706万6,000円の追加です。今回の補正予算の財源調整として追加するものです。

5款1項2目23節 前年度一般会計繰入金返還金として302万2,000円の追加、前年度介護給付費負担金返還金として734万7,000円の追加、前年度地域支援事業交付金返還金として35万3,000の追加で、いずれも平成27年度事業費に基づき積算したことに伴う返還金です。

続きまして、歳入の説明をしますので、106、107ページをお開きください。

3款1項1目1節 現年度分介護給付費負担金に12万円の追加です。歳出で説明しましたように、高額医療合算介護サービス給付費が増額となったため追加するものです。

2項1目1節 現年度分調整交付金に4万円の追加、4款1項1目1節 現年度分介護給付費交付金に16万8,000円の追加、5款1項1目1節 現年度分介護給付費負担金に7万5,000円の追加、7款1項1目1節 介護給付費繰入金に7万5,000円の追加です。いずれも高額医療合算介護サービス給付費が増額となったため追加するものです。

2項1目1節 介護保険基金繰入金から100万7,000円の減額です。今回の補正の財源調整のため、基金からの繰り入れ額を減額するものです。

8款1項1目1節 前年度繰越金に1,891万7,000円の追加です。前年度事業確定に伴う繰越金を追加するものです。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 68 号 平成 28 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号 平成 28 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 69 号

◇議 長 日程第 19 議案第 69 号 平成 28 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 111 ページです。

「議案第 69 号 平成 28 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」

平成 28 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 64 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 741 万 8,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

平成 28 年 6 月 21 日提出 大空町長 山下英二」

113 ページをお開きください。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

2 款 繰入金から 223 万円を減額、3 款 繰越金に 158 万 1,000 円を追加

しまして、歳入合計は64万9,000円を減額し、741万8,000円とするものです。

114ページ、歳出をお開きください。

1款 サービス事業費から64万9,000円を減額し、歳出合計は、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明申し上げますので120、121ページをお開きください。

1款1項1目 介護予防支援事業費、職員給与費等2節 一般職給から41万8,000円を減額、3節 職員手当等の期末勤勉手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、住居手当、休日勤務手当から44万3,000円を減額、4節 共済費の地方公務員共済組合負担金、共済組合追加費用負担金、公務災害補償基金負担金から28万4,000円を減額、19節 退職手当組合負担金、福祉協会負担金から144万2,000円を減額です。本年4月1日付け人事異動に伴い、職員給与全体で128万7,000円を減額するものです。

介護予防支援事業23節 返還金に63万8,000円の追加で、平成27年度介護サービス事業勘定特別会計の額確定に伴う返還金です。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので118、119ページをお開きください。

2款1項1目1節 一般会計繰入金から223万円の減額です。歳出が減額となり、財源調整のため減額をするものです。

3款1項1目2節 前年度繰越金に158万1,000円の追加です。前年度事業確定に伴う繰越金を追加するものです。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号、平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予

算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第６９号 平成２８年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第７０号

◇議 長 日程第２０ 議案第７０号 平成２８年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書１２３ページになります。

「議案第７０号 平成２８年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，１００万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億９，４４６万５，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、第２表 地方債補正による。

平成２８年６月２１日提出 大空町長 山下英二」

２５ページをお開きください。第１表 歳入歳出予算補正、歳入です。

５款 繰入金から４３万３，０００円を減額、６款 繰越金に６４３万３，０００円を追加、７款 諸収入に２，９００万円を追加、８款 町債に６００万円を追加、歳入合計では、４，１００万円を追加し、３億９，４４６万５，０００円とするものです。

１２６ページ、歳出です。

１款 総務費に４，１００万円を追加し、歳出合計では４，１００万円を追加、歳入合計と同額とするものです。

続きまして１２７ページ、第２表 地方債補正、１変更です。

起債の目的 下水道事業債について 限度額１，７８０万円に６００万円を追加、限度額を２，３８０万円とするものです。

道道網走川湯線において道路改良工事が行われ、改良区間において下水道管の移設工事が必要となりました。工事については、補償費を受けて行われますが、不足する部分について、起債を充当するものであります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書、先に歳出から説明させていただきます。

予算書134、135ページです。1款1項1目13節 委託料、経営戦略策定業務委託料に600万円を追加しています。

経営環境が激しさを厳しさを増す中、必要なサービスを安定的に継続するため、国は地方公営企業の改革に向けた取り組みを進めており、各公営企業に経営戦略の策定を求めています。下水道事業では、平成29年度から高資本費対策に要する経費に係る地方交付税措置を受ける場合、経営戦略の策定が要件とされる見込みであることから、今回補正し、28年度中の策定を行おうとするものであります。

続きまして、3目 建設改良費、15節 工事請負費、改築更新工事に3,500万円を追加しております。

地方債の部分でも触れましたが、道道網走川湯線において行われる道路改良工事の工事区間において、下水道管の移設が必要なことから、必要となる工事費を追加するものです。なお、参考資料59ページに工事箇所図が掲載されております。あわせて御参照ください。

戻りまして、132ページ、歳入です。

5款1項1目1節 一般会計繰入金から43万3,000円を減額しております。

補正に伴い財源調整で減額となるものです。

6款1款1目1節 前年度繰越金に643万3,000円を追加しております。平成27年度決算により、追加されるものであります。

7款3項2目1節 雑入、下水道管移設補償費に2,900万円を追加しております。道道網走川湯線における下水道管移設工事について、補償される金額を計上しております。

8款1項1目2節 下水道事業債については、地方債の部分で説明したとおりでございます。

以上、補正予算の内容について御説明を申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午後03時12分)

(再開 午後03時22分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第21 発議第9号

◇議 長 日程第21 発議第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松岡議会運営委員会委員長。

◇議会運営委員会委員長 議会側議案書1ページでございます。

「発議第9号 北海道町村議会議員災害補償等組合規約の変更について このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年6月22日提出 大空町議会議員 松岡克美、松田信行」の両議員であります。

3ページでございます。

この規約の変更については、北空知学校給食組合から解散、脱退の届出がなされたことにより、組合規約の変更が必要になったものであります。

参考資料で説明申し上げます。1ページをお開きください。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するために設立された一部事務組合であります。

新旧対照表の別表第1 北空知学校給食組合を削り、変更するものであり、附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとなっております。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 報告第5号

◇議 長 日程第22 報告第5号 債権の放棄についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、債権の放棄の報告がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議会側議案書5ページでございます。

「報告第5号 債権の放棄について 大空町債権管理条例第17条第2項の規定により、町長から、平成27年度債権放棄一覧表の提出があったので報告する。平成28年6月22日提出 大空町議会議長 近藤哲雄」 7ページにつきましては、町長から5月25日付けの議長宛ての公書でございます。

債権の内容につきましては、8ページをお開きください。平成27年度債権放棄の一覧でございます。

一つ目、水道料につきましては、放棄の金額については77万6,950円でございます。

放棄の理由につきましては、大空町債権管理条例第17条第1項第2号及び第4号に該当するもので、消滅時効の時効期間が満了したもの、債務者が行方不明で徴収見込みなしとなったものが7名でございます。また、大空町債権管理条例第17条第1項第1号に該当するもので、消滅時効の時効期間の満了したものが1名でございます。

続いて2番目、町営住宅使用料でございます。放棄の金額につきましては、443万3,903円です。

放棄の理由につきましては、大空町債権管理条例第17条第1項第2号及び第6号に該当するもので、消滅時効の時効期間が満了したもの、債務者が行方不明で徴収見込みのないものが4名でございます。また、大空町債権管理条例第17条第1項第1号に該当するもので消滅時効の時効期間が満了したものが2名でございます。

続いて3番目、駐車場使用料です。放棄の金額は2万960円です。

放棄の理由につきましては、大空町債権管理条例第17条第1項第2号及び第2号に該当するもので、消滅時効の時効期間が満了したもので、債務者の破産で徴収の見込みのないものが2名でございます。

放棄の金額の総額につきましては、523万1,813円で、いずれも放棄の年月日は平成28年3月31日となっております。

滞納事務につきましては、各担当課と連携しまして、徴収事務の強化に今後も努めてまいります。

以上 債権放棄について御報告を申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これで債権の放棄については終わります。

◎日程第23 報告第6号

◇議 長 日程第23 報告第6号 平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、平成27年度繰越明許費繰越計算書の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議会提出議案書9ページになります。

「報告第6号 平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告について」

繰越明許費につきましては、地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用する歳出予算であり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

11ページをお開きください。町長から議長への送付文で、6月1日付けで送付をさせていただきます。

12ページをお開き願います。平成27年度大空町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。国の補正予算等により実施する事業として、平成27年度内に事業が完了しないため、繰越明許費として議決をいただいた事業であります。

2款1項 行政事務情報化事業につきましては、個人情報を狙った不正アクセスなどのサイバー攻撃による情報の流出を防ぐためセキュリティ対策強化業務の委託に要する6,356万3,000円を繰り越したものであります。

3款1項 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業につきましては、賃上げの恩恵を受けにくい低年金受給者のために17年度の臨時福祉給付金支給対象者のうち、28年度中に、65歳になる方への給付金の給付に要する2,772万6,000円を繰り越したものであります。

3款2項 子ども・子育て支援事業につきましては、28年度から実施となった保育所等利用者の負担軽減措置を図るため、システム改修業務の委託に要する101万6,000円を繰り越したものであります。

6款1項 地域連携地場産品海外輸出促進事業につきましては、持続的に安定した農業の環境を維持するため、地場産品の海外販売戦略を視野に入れた展開などのプロモーション活動や市場調査に要する90万円を繰り越したものであります。

同じく、地域連携長いも高付加価値化推進事業につきましては、大学、JA、行政が連携し、機能性農産物加工品の商品開発のために行う調査研究に要する負担金、1,080万円を繰り越したものであります。

同じく、地域連携インターンシップ活用労働力確保事業につきましては、首都圏からの若者をインターンシップとして受け入れ、就労体験機会の創出と人材確保の手段としての仕組みづくりに要する負担金、198万6,000円を繰り越したものであります。

10款2項 東藻琴小学校大規模改修事業につきましては、照明のLED化、データ通信の無線化、トイレ改修などの大規模改修工事に要する4,795万円を繰り越したものであります。

14款1項 27年発生災害道路橋梁復旧費につきましては、27年10月の台風災害に伴う町道朝日南13号線の復旧工事に要する1,800万円を繰り越したものであります。

14款2項 27年発生災害農地復旧費につきましては、道路と同様に27年10月の台風災害に伴い、2地区で実施する農地復旧工事に要する1,200万円を繰り

越したものであります。

総事業数が9件、総額1億8,394万1,000円の予算額に対し、繰越明許費も同額の1億8,394万1,000円を翌年度に繰り越したところであります。

財源内訳としましては、国、道支出金が7,467万1,000円、地方債が4,080万円、その他財源が370万円、一般財源が6,477万円となっております。

以上、一般会計におけます平成27年度から28年度へ繰り越した事業の内容の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告については、終わります。

◎日程第24 報告第7号

◇議 長 日程第24 報告第7号 平成27年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議会提出議案13ページ、「報告第7号 平成27年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況について」御報告を申し上げます。

お手元にあります一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況を説明する書類を御用意いただければと思います。まず、事業報告でございますが、5ページから20ページに記載されております。7ページをお開きいただきたいと思います。

定款第4条第1項に掲げます青少年の健全育成のための学習講座の開設事業につきましては、継続事業であります青少年バンドクリニックを開催いたしました。町内の小中学生を対象に金管クラブや吹奏楽部の技術の向上を図る目的として実施しております。

定款第4条の第2号に掲げます芸術文化事業の企画を芸術文化を普及奨励する事業といたしまして、能舞音楽劇「義経記」、北島佳奈バイオリンリサイタル、チェロアンサンブル008大空町公演、8ページになります。

第3回オホーツク演劇祭 in おおぞら、演劇公演「東空月駅爺ちゃんのこと」の4事業開催し、町内や近隣市町から延1,861人の方の御参加を得ております。

9ページ上段になります。

定款第4条第3号に掲げます社会教育を行うための専門的事項に関する研究集会、講座などの開催や協力する事業といたしまして、青少年健全育成研修会として、廣江まさみ氏による笑い文字講演及び指導をいただいております。

定款の第4条第4号に掲げる団体の育成事業につきましては、町内青少年団体が主

催するヒダヤスナルコンサートツアー２０１５、大空町１０年記念 町民舞台おおぞら「ハッピー・テンス・バースディ」について、連携し、団体の育成に努めたほか、教育文化会館の運営に協力いただくボランティアの育成に努めております。

定款第４条第５項に掲げます受託施設管理事業につきましては、大空町から委託を受けました社会教育施設の女満別武道館、公衆便所の清掃管理業務を行っております。

指定管理事業につきましては、社会教育施設の女満別研修会館、女満別ゲートボールセンター、図書館、Ｂ＆Ｇ海洋センターの管理運営を行っております。

定款第４条第６号に掲げる、１０ページでございます。

社会教育関係団体との連携事業につきましては、大空町教育委員会が主催するラジオ深夜便の集いを共催し、事業の公演などにより協力をしております。

定款第４条第７号に掲げますその他の法人目的達成のための事業として児童センター、児童クラブ、子育て支援センターの運営事業、外国語活動推進事業、学校施設管理受託、女満別高等学校生徒寄宿舎管理業務、図書館司書配置業務、旧豊住小学校管理の受託事業を実施しております。

受託施設管理運営事業の指定管理施設の事業実績であります、１１ページから１５ページに大空町図書館事業の実績、１６ページには、女満別研修会館の自主事業の実績、１７ページから１９ページまではＢ＆Ｇ海洋センターの事業実績、２０ページには講師依頼事業を掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

次に、収支の状況でございます。

経営状況を説明する書類の２１ページから貸借対照表、２４ページからは正味財産増減計算表にて、報告をされております。

２６ページをお開きください。

２６ページの正味財産増減計算書のローマ数字Ⅰ一般正味財産合計増減額の部１経常増減額の部の下段、当期経常増減額ですが、５３０万４，７９７円のマイナス決算となっております。これは一般事業者でいえば、経常利益に相当するものでございます。

（１）経常収益計では受託補助金などで３，０２０万２，５６８円、増加しているものの、（２）経常費用計で減価償却費の増加などで、７２６万６，０３６円増加しております。昨年度の当期経常増減額と比較すると、２，２９３万６，５３２円の増額となっております。

２の経常外増減額の部の（２）経常外費用の下段、当期経常外増減額は、０で一般正味財産期末残高は、９，１４５万８，７０６円となっております。

また、ローマ数字Ⅱ、指定正味財産増減部の当期指定正味財産増減額が２，１９８万１，２０６円のマイナスとなっておりますので、１番下段にありますローマ数字Ⅲ正味財産期末残高は、前年度対比２，７２８万６，００３円減の、５４，３４７万３，３４２円となっております。

決算監査につきましては、３５ページに記載されているとおりで、本年５月２５日に監査を受けており、決算について指摘を受けたとの御報告はございません。

次に、４２ページからが平成２８年度の事業計画書及び収支予算書を添付しておりますので、御覧いただければと思います。

以上で、平成２７年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況について御報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは平成２７年度一般財団法人大空町青少年育成協会の経営状況については、終わります。

◎日程第２５ 報告第８号

◇議 長 日程第２５ 報告第８号 平成２７年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

佐々木産業課長。

◇産業課長 議会提出議案書１５ページの報告第８号でございます。

「平成２７年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況につきまして」地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、報告を申し上げます。

資料につきましては、お手元の経営状況を説明する書類を御覧ください。

初めに、１ページを御覧ください。平成２７年度を事業報告でございます。

女満別産業開発公社の目的を達成するための主な事業として、１から４まで記載しております。

事業といたしましては、一般会計事業、環境整備事業、特産品収益事業、指定管理運営事業１、指定管理運営事業２の５事業であります。

まず、一般会計事業の状況でございますが、２ページを御覧ください。

事業といたしまして、地場産品の試作研究、販売拡大、イメージ商品の開発などの事業実施しております。

試作研究開発事業では、町内生産トマトジュースの試作研究、煮豆、ニンジンジュース、サラダジュースの試作研究、トマトジャム粘度安定化試験を初め、町内野菜を使ったトレーシング試作研究などを行っているところでございます。

また、販売拡大とイメージ開発事業では、販路開拓のための企業訪問や雑誌を初めとする広告媒体へのＰＲ広告掲載、東藻琴高校と連携してヤフーショップへの開店やネットショップへの商品提供、特産品フェアなどのイベントへの出店による特産品販売等、商品ＰＲに努めております。

次に、3 ページから 4 ページを御覧ください。環境整備事業特別会計での状況でございます。

事業につきましては、公共施設の管理受託をしております公共施設等管理事業、女満別空港消防業務の空港環境整備事業、女満別空港駐車場管理事業、自動車テストコース整備の産業環境整備事業の 4 事業を実施しております。

公共施設等管理事業は、各学校等の施設管理業務や給食調理業務、地場産品開発販売促進業務など 10 の業務を行っております。

また、空港駐車場管理業務は、女満別空港利用者の利便性の向上のため、利用者に配慮して環境の美化に努めております。駐車場収入は、前年並みの前年比 100 % となっております。

次に 5 ページを御覧ください。特産品収益事業特別会計でございます。

農産加工品の製造販売や地場産品販売の収益事業でございます。

公社では、研究開発をした農産加工品の販売製造のほか、地場産の特産品や農産物など販売も行い、消費者ニーズに合った品ぞろえを目指した店舗運営に努めています。

また、メルヘン観光交流センターでは、地場産食材の消費拡大や食材 PR にも努めているところです。

アンテナショップほのかの来店者数は、前年度対比 120.3 %、売上金額では 131.8 % と増加しております。

また、メルヘン観光交流センター内のキッチンほのかの売上額としては、前年度対比 108.9 %、また、昨年 2 月にオープンしております女満別空港内のほのか空港店では、約 4,500 万円の売り上げとなったところです。

次に、6 ページの指定管理運営事業 1 の状況でございます。

事業につきましては、町より受託をしておりますメルヘン公園の管理業務でございます。管理施設は、メルヘンカルチャーセンター、多目的広場、新規就労者技術習得管理施設、温室体験農場、駐車場ほかとなっております。

施設管理に当たって、光熱水費などの節約に努めるとともに、新型インフルエンザやノロウイルス等の病原菌による疾病の蔓延防止のため、施設内の衛生対策に努めてきております。

栽培温室では、アスパラ、ワサビ、ブロッコリーや花の苗の栽培、体験圃場では緑肥作物の栽培試験、女満別高校栽培実習用として圃場の提供も行っております。

また、近年では、冬季間の暴風雪災害時において、国道での立ち往生車両の避難場として、避難者の安全確保に努めていただいているところです。

メルヘン公園全体では、前年度対比で利用件数で 107.3 %、利用者数で 100.2 % と、昨年並みの利用状況となっております。

次に 7 ページを御覧ください。指定管理運営事業 2 でございます。

事業につきましては、町より受託しておりますひがしもこと乳酪館の指定管理事業

でございます。

乳酪館は、地場で生産される牛乳を活用して、乳製品の開発、製造、体験、展示等を通じた都市と農村交流を行う施設として、カマンベールチーズを初めとする乳製品の製造販売、チーズ関連の新商品の開発や販路拡大に努めております。

施設管理に当たっては、光熱水費などの節約に努め、乳製品の販路拡大を進めております。

平成27年度は日本郵便で行っております北海道ふるさと会での取扱商品や大空町ふるさと応援寄附金の贈り物として、チーズの取り扱いが飛躍的に伸び、今後も貴重な取引先として継続できるよう努めていくこととしているところです。

また、東藻琴高校と連携した東高マルシェ、近隣市町イベント、札幌オータムフェアの出店販売等で、商品販売とPRに努めております。

今回で5回目との開催となるチーズとワインの夕べは、毎回好評をいただいております、ひかしもこと乳酪館のイメージアップのイベントとなりつつあります。

入館者は、前年度対比で109.2%、乳製品等の販売収入は1,118万1,000円の増となり、前年度対比で122.7%と22.7%の収益増となっております。

10ページから19ページには一般会計、特別会計の5会計の決算状況の総括表を掲載しております。

27年度女満別産業開発公社全体の収益につきましては、12ページの正味財産増額計算書を御覧ください。

1款正味財産増減額部の計上増減の部(2)経常費用の当期経常増減額、は47万2,125円で、黒字決算となっております。一般事業会社でいえば、経常利益に相当するものです。

2経営外増減の部(2)経営外費用の雑損失が9万3,211円ありますので、表の下段のⅢ正味財産期末残高は、前年度比37万8,914円プラスの1億655万6,839円となっております。

次に、25ページから43ページまでにつきましては、平成28年度の各事業経営計画書収支予算書を添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上、説明を申し上げ、女満別産業開発公社の経営状況の報告といたします。

◇議 長 これで平成27年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第26 報告第9号

◇議 長 日程第26 報告第9号 平成27年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

伊藤地域振興課長。

◇**地域振興課長** 議会提出議案書17ページでございます。

「報告第9号 平成27年度株式会社東藻琴芝桜管理公社の経営状況につきまして」地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

資料につきましては、御配りをいたしております経営状況を説明する書類、1ページから12ページでございます。

初めに、1ページから2ページの事業報告でございます。

芝桜開花期の入園者の状況、キャンプ場、釣り堀、ゴーカート、遊覧車、温浴施設の利用状況、イチゴハウスの生産量等につきまして報告がされております。

平成27年度の芝桜開花期の入園者数につきましては、9万2,561名、前年度比110.9%と増加をいたしております。過去5年間で1番多い入園者数となっている状況でございます。

入園者数の増加要因といたしましては、芝桜祭りのメインイベントを3週に分散しての開催、また、大空町10年記念事業として地元アーティストの出演、近隣市町との連携イベントを開催したこと、町民の無料シャトルバスの運行などを実施するとともに、ポスター、チラシ、新聞広告などでのPR等の強化によりまして、個人客が増加したことが要因と考えられております。

個人客につきましては5万9,780人という前年度比で26.1%の増です。団体客につきましては、3万2,781人で前年度比9.9%減となっているところでございます。また外国人客は、年々増加の傾向にございまして、27年度につきましては1万1,568人と、前年度比70%の増となっているところでございます。

次に、3ページから9ページの収支決算の状況でございます。

収入の50%以上を占めております芝桜公園入園料につきましては、前年度で2.0%の増収となっております。老朽化してきて危険な遊歩道階段を初めとした公園内の施設の修繕、樹木の剪定、伐採などによります安全確保対策、それから環境美化実施などによりまして、単年度収支につきましては6ページの方に記載しておりますけれども、1番下段でありますけれども、33万5,129円の純利益となっております。

平成26年度の繰越利益と合わせますと、平成27年度末の繰越利益余剰金につきましては、7ページに記載をしておりますけれども、1,016万6,086円となっているところでございます。当期末の利益余剰金につきましては、次期に繰り越すこととなっているところでございます。

次に、11ページの28年度で事業計画でございますけれども、前年同様に、芝桜

公園、遊覧車、ゴーカー、売店食堂、キャンプ場、温浴施設、温室を中心として営業することとなっております。

公園内の安全確保はもとより、環境美化に努めて芝桜まつり期間中のイベントなどを充実して、子どもから若者、お年寄りまで幅広く楽しんでもらえる公園づくりを進めまして、今後ともおもてなしの心で、いつまでも愛される芝桜公園としてさらなる充実を図っていくことといたしているところであります。

また公園の芝桜も老朽化が進んでおりますことから、計画的な芝桜の更新を行うとともに、芝桜公園の生命線でありますスギナなどの雑草の撲滅を図りまして、人と環境に優しい芝桜公園として、町民の貴重な財産をきめ細かく維持管理していくこととしているところでございます。

平成28年度の収支計画につきましては、12ページに記載をされておりますので御覧いただきたいと思います。

なお、本年、平成28年度芝桜まつりにつきましては、先日既に終了いたしておりますので参考までに6月12日現在でございますけれども、入園者数について報告をさせていただきます。6月10日現在の入園者数につきましては、8万6,837人、27年度対比6.2%の減という状況になってございます。また入園料収入につきましても、3,355万5,000円ということで1.1%の減というふうになっている状況でございます。

以上で平成27年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について、御報告をさせていただきます。

◇議 長 これで平成27年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況については、終わります。

◇議 長 ここで、日程第22 報告第5号 で説明した内容の訂正の申し出がありますので、これを許可します。

山本住民課長。

◇住民課長 大変申しわけございません。

先ほど説明させていただきました議会議案書8ページにあります27年度債権放棄につきまして、放棄の理由について誤りがありますので、訂正をお願いを申し上げます。

8ページをお開き願いたいと思います。

債権の名称の水道料のところでございますが、放棄の理由で1番上段でございますが、第17条第1項第2号とありますが第1号でございます。また、その横の及び第4号と記載してありますが第6号の誤りでございます。さらに、町営住宅使用料の段で

ざいますが、放棄の理由につきましても、第17条第1項第2号とあるのは、第1号の間違いでございます。

また、1番下の駐車場使用料でございますが、ことらにつきましても放棄の理由につきましては、第17条第1項第2号とあるのが第1号の間違いでございます。

重ねてお詫び申し上げます。

◎日程第27 報告第10号

◇議 長 日程第27 報告第10号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告10号 例月出納検査結果の報告につきまして地方自治法第235条の2第3項の規定により、報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成28年2月分から平成28年5月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、2月分につきましては3月22日、3月分につきましては4月27日、4月分につきましては5月27日、5月分につきましては6月20日に後藤監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

暫時休憩します。

(休憩 午後04時02分)

(再開 午後04時05分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま松岡克美議員ほか9名から発議第10号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 御異議なしと認めます。よって発議第１０号 網走刑務所住吉作業所用地活用を求める要望意見書を日程に追加し、追加日程第１として議題にすることに決しました。

◎追加日程第１ 発議第１０号

- ◇議 長 追加日程第１ 発議第１０号 網走刑務所住吉作業所用地活用を求める要望意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松岡克美議員。

- ◇松岡議員 議会側追加議案書１ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第１０号 網走刑務所住吉作業所用地活用を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出します。平成２８年６月２２日提出 提案者 大空町議員 深川、後藤、松岡、齋藤、松田、品田、沢出、原本、田中、上地」の各議員でございます。

３ページでございます。この要望内容であります。本町北西部に法務省が所有する網走刑務所住吉作業所がございます。現在は、その役割を終え、一般の人が入ることができない行刑地として、我が町に残されていますが、すみきった清流が流れ、貴重な動植物が発見されるなど、ここだけ時間がとまったかのようなすばらしい自然が残されていることがわかりました。明治３４年９月３０日、釧路集治監網走分監の開設時に国策として網走郡役所から取得された当用地をもう一度地域にお戻しいただき、私どもに活用させていただけるよう要望するものであります。提出先は、法務大臣、財務大臣宛てでございます。

以上、説明とさせていただきますのでよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第１０号 網走刑務所住吉作業所用地活用を求める要望意見書を採決

します。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第10号 網走刑務所住吉作業所
用地活用を求める要望意見書は原案のとおり可決されました。

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

◇山下町長 平成28年第2回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、お詫びや
お礼を申し上げたいと思います。

ただいまは、発議をいただいたところでありますけれども、この関係につきまして
は、昨日、議員協議会におきまして私が議会のルールなどを十分に承知しないまま、
いろいろな御協力について議会にお願いした関係から、議会の皆さんの御足労いた
いたことかと思っております。大変申し訳なかったとお詫びを申し上げると同時に、
このような発議をちょうだいいたしましたことを大変心強く思うところでもあり、こ
れから町を上げて、この要請活動に邁進をしまいたいと思っているところでござ
います。

また、この議会におきましては、昨年来の課題でございました広域穀類乾燥調製貯
蔵施設の建設に係る予算の一部をお認めをいただいたところでございます。しかしな
がらまだ工事費の一部ということもあり、今後、国の補正予算や来年度予算の獲得に
向けて努力をしていかなければならない面も残ってございます。また、今後も整理し
なければならない事務などもございまして、これらについても鋭意努力を傾注してま
いる所存でございます。また、一般質問では、この10年間を振り返り、評価できる
効果などについては、町民にも積極的に知らせていく、その必要性ということにつ
いて、御意見をいただいたところでございます。大変ありがたい質問であったと、そ
うに受けとめております。一方では耐震化でありますとか、農村部における通信網
の整備は、一刻も早く1年でも早くという御要望もいただいたところであります。私
どもどちらかというと、こういった課題の方が心に残って強く受けとめざるを得ない
ような、そういう性がございます。改めて、いろいろなことについて、まちづくりに
ついて町民の方々が期待をしているのだと、そのことを思い知らされた定例会とな
りました。職員共々、こういったことについてもこれから取り組んでまいりたいと思
います。

ぜひ議員の皆様方にも御指導いただきますと同時に、御協力を賜りますように、こ
の機会をお願いを申し上げ、お礼に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

◇議 長 以上で、平成２８年第２回大空町議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

(閉会 午後０４時１２分)